

特17
507

增訂四版

THE
THEORY
OF
BANKING

東京



東京高等商
業學校教授

佐野善作著

行
論

同寶有成

文斐文美

館閣館堂

明治
39 7 8
内交

銀行論

緒言

銀行は購買力を賣買し財物の循環を圓滑ならしむる所の重要な經濟機關なり世の信用取引にして之を待たずして行はれ得べきもの蓋し甚尠なり去れば經濟の學を講ずる者は須らく之に就て精細明瞭なる討究を遂げざる可からざるや論を俟たす

世上銀行に關する著書論文決して尠しとせず然れども其一般に涉れるものは上梓以來既に幾多の年月を経其所載事項中陳腐に屬するものあると同時に輒近重要な事項にして或は輕視

せられ、或は全く記載せられざるもの鮮なからず其新刊に係るものにおいて多くは断片的にして一も銀行に關する諸般の事項を網羅するものなきか如し是れ學者をして講究上多大の不便を感せしむる所以にして學界の爲め頗る遺憾とする所なり

本書著述の目的は敢て斬新奇拔なる學説を吹鼓せんとするものにあらず又特に從來行はるゝ諸説に就き論難駁撃を加へんとするものにもあらず只銀行に關する諸般の事項を蒐集整理し從來討究の足らざる所は之を補ひ陳腐に屬する部分は之を削除し新に起りたるものは之を加へ即ち銀行論の改造構成を爲して以て現今我經濟學界の以て遺憾とする所を完ふせんと

期するものに他ならざるなり

本書掲ぐる所の事項の大部分は明治三十四年一月以降著書か東京高等商業學校及び専修學校に於て講述せしもの及び三十五年三月以來雜誌經濟世界に連載せしものを修正したるものなりと雖も亦新たに改竄増補せし部分尠からず而して經濟世界に現はれし部分に對しては素より其發行者との契約に基き之を轉載したり

本書著述に就き引用したる著書論文等は各節若くは各項毎に一々之を掲げたり是れ本書記載事項の出所を明かにすると同時に一層深く研究を遂げんと欲する者の便に資せんか爲め著者の特に留意したる所なり然り而して多くの引用書中茲に特

筆せざるを得ざるもの二あり故ダムパー博士の著述せる銀行の理論及歴史並に田尻博士の著述に係る銀行論即是なり此二書は著者に與るに幾多の好材料を以てせしと同時に本書の範圍講述の順序等に關し直接間接に著者を裨益せし所寔に尠からず一言特に兩博士の學恩に酬るざるを得ざる也

明治三十六年七月

著者識

第三版緒言

本書第一版は其緒言に述へしか如く明治三十四年以降著者が東京高等商業學校並に專修學校に於て講述せしもの及び三十五年以來雜誌經濟世界に連載せしものを修正し且つ少くも増補を施したるものに過ぎざりき第二版は第一版を隔つこと僅かに四閱月なりしを以て充分修正を加ふる暇なく所謂拙速を尙ひ大部分第一版を襲ひしが第三版は第二版を隔つること年餘其間稍討究の猶豫を得各章に亘り多少改竄増補を行ふを得たりしを以て茲に全然版を改めたり而して第二版及び第三版に於ける訂正増補の重なる點を列擧すれば第二章及び第四章

に於ける數節の増加並に第二章乃至第五章及び第十一章の修正にして學說中幾分の變化を見れば第一版及び第二版諸章に散見せし貨幣數量説的語辭の訂正なりとす然れども如上の訂正増補を以てするも尙杜撰の感なきを得ず一讀意に満たざる箇所甚尠なからざるを以て向後愈研究を積み版を重ねるに隨ひ漸次斧正を如へ以て他日完備の域に達せんことを期す讀者請ふ幸に之を諒せよ

明治三十八年二月

著者識

銀行論目次

Bibliography.....

(1) — (10)

第一章 總論.....

三頁

第一節 銀行の定義——二種の定義——批評——銀行は單に金錢のみを取

引する者に非ず——二銀行は金錢貸借の周旋を以て業と爲す者に非ず——三銀行の業務は購買力の賣買なり。

第二節 銀行の效用——第一資本の用を大ならしめ生産を補助すること——

第二貨幣の用を省畧すること——第三資本の移轉を促し生産をして最も利益ある方向を探らしむること——第四空商投機の弊を防ぎ資本の放下をして安全

且つ確實ならしむること——第五物價の激變を防ぎ細民を濟ふこと——第六、商工業者の勞費を省くこと——第七、商業社會の美風を養成すること——コムのの

説——銀行の弊賣。

第三節 銀行業務の一斑——第一銀行基金——資本金——預金——第二銀行

基金の運用——割引——貸附——公債證券地金銀等の賣買——第三兌換券の發行——第四、銀行附隨の業務——爲換——取立——保護預——證券委託賣買。

目次

一

第二章 資本金.....三三頁

第一節 資本金の性質——銀行と一般商工業——二、公稱資本と拂込資本——三、銀行基金と資本金。

第二節 資本金と預金及び貸出との割合——一、資本金と預金の割合——二、資本金と貸出との割合。

第三節 積立金——性質——積立金の大小と銀行の地位。

第四節 資本金及び積立金に関する法律——諸國の現制——一箇人の所有し得べき株数の制限。

第五節 株式金額——株式金額の大小——其利害得失

第三章 預金.....四六頁

預金の發展

第一節 預金の種類——定期預金——當座預金——直接預金と振替預金

第二節 預金の本能——預金は一種の「カレンシー」なり。——預金の濫發。——預金膨脹の制限。——預金義務の消滅——第一、預金は之に對して振出されたる小切手を支拂ふにより消滅す。——第二、預金は之を以て銀行に對する負債の償却に充るに由り消滅す。

第三節 預金效用——第一、貴金屬の節約——第二、金融の疏通——第三、通貨を

して社會の需要に適應せしむること——第四、商工業者の勞費を省くこと。

第四節 預金振替及び手形交換——預金振替「シロフェルケル」——手形交換。

第五節 支拂準備金——支拂準備金と日常出納用現金との差——準備金の合——準備金と有價證券——準備金の増減——法定準備金。

第六節 準備聚合法及び準備分離法——聚合法の利益——缺點——分離法の利益——缺點。

第七節 銀行の相互救済——紐育及びホストンの例——歐洲に於ける例。

第八節 預金支拂保險組合。

第四章 手形割引.....九五頁

第一節 割引の便益——第一、生産上に及ぼす利益——第二、交易上に及ぼす利益——第三、分配上に及ぼす利益——第四、消費上に及ぼす利益。——銀行に取りて

割引の利益——第一、割引より生ずる債權は固定せず——第二、割引より生ずる債權は短期なり——第三、利率等くんは割引の方貸附よりも利益大なり——第四、割引は公債の買入よりも確實なり。

第二節 手形割引に要する注意——手形の性質——眞手形と空手形——手

形の期限——短期手形の長期手形に優る點——長期手形の短期手形に優る點——
——手形關係人。

第三節 割引歩合——割引歩合變動の原因——割引歩合に就き銀行の採るべき方針——中央銀行公定歩合と市場歩合。

第四節 中央銀行割引政策——割引政策の發展——概要——種類——割引方針——正金方針。

第五節 責任割引代理店及「ビルブローカー」——責任割引代理店(バンク、エーセスコムテール)「ビルブローカー」。

第五章 貸附……………一五二頁

銀行放資上貸附の位置。

第一節 貸附の利益——第一貸附は有爲の士に資本を供給し産業に従事せしむ——第二貸附は利益ある産業を補助す——第三貸附は割引と相須て社會の資本を最も確實なる途に移轉せしめ生産をして最も多利なる方向を探らしむ——第四貸附は一般社會の福利を増進す——貸附及び割引の弊害——貸附の銀行に與る利益——第一貸附は利益ある放資の途を供す——第二貸附は新富源の發達を促かし結局銀行の業務を隆盛ならしむ——第三貸附は割引の如く種々の注意を要せず——第四貸附の利子は割引歩合よりも高率なるを常とす。

第二節 擔保貸附——第一株券——第二社債券——第三公債證書——第四貨物代表證券——第五不動産——擔保割引。

第三節 保證貸附——效績——保證貸附(キャッシュレザット)と手形割引——商人の見地よりすれば前者は後者に優れり——銀行の側より二者の比較——割引の保證貸附に勝る點——保證貸附の割引に勝る點。

第四節 當座貸越——當座貸越と保證貸附。

第五節 信用貸附——信用貸附の危險。

第六節 「コールローン」——「コールローン」を支拂準備金。

第七節 貸出に對する法律上の制限——一華主に許す貸出の制限——株主に對する制限。

第六章 公債證書株券社債券等の賣買……………一七九頁

第一節 公債證書の賣買——公債證書と株券との價格變動上の比較。

第二節 社債券株券の賣買——株券と社債券との價格變動上の比較。

第三節 地金銀の賣買——業務上の必要若くは通貨依頼より起る賣買と放資法としての賣買。

第四節 現買先賣——投機的損失の保險——「ヘッザンゲ」

第七章 兌換銀行券の發行。……………一九〇頁

第一節 兌換銀行券の性質——第一預金と兌換銀行券——第二正貨及不換紙幣と兌換銀行券——第三兌換銀行券と其他の信用證券

第二節 兌換銀行券の效用——第一貴金屬の節約——第二金融の疏通——第三通貨をして社會の需要に適應せしむること

第三節 政府發行の兌換券と銀行發行の兌換券——第一政府發行の兌換券は自然伸縮力を缺けり——第二政府は兌換券發行機關たるに適應す——第三政府は利子歩合を上下して正貨準備を伸縮すること能はず——第四政府發行制にありては政府の財政不如意なる時自ら正貨準備の薄弱を來すへし——國有銀行の不可。

第四節 大銀行單獨發行制と多數銀行發行制——自由發行制の不可——大銀行單獨發行制を可なりとする者の論旨——多數銀行發行制を可なりとする者の論旨——批評。

第五節 兌換銀行券發行に對する保證物件——公債證券社債券の類と商業手形——正貨準備——正貨準備最小額を規定するの必要及び其理由。

第六節 兌換銀行券償却合同資金の制——紐育の實驗——加那那の現制

第七節 「カレンシー」主義及び「パンキング」主義——兩主義の概要——「カレンシー」主義の誤謬——「パンキング」主義の誤謬。

第八節 諸國兌換銀行券制度——第一定額以上總額準備制——英國銀行の制——第二比例準備發行制——白耳蘭國立銀行の制——子セルランド銀行の制——米國々立銀行の舊制——第三最多額制限發行制——佛蘭西銀行の制——第四風伸制限發行制——獨逸帝國銀行の制——澳地利匈牙利銀行の制——日本銀行の制——獨逸制と我制との比較。

第八章 銀行附隨の業務……………二六五頁

第一節 爲換——内國爲換——外國爲換

第一項 外國爲換の理論——爲換の起る原因——直接手形——間接手形——實際の取引を表せざる手形——短期手形及長期手形——爲換相場變動の原因——需要供給——信用の厚薄——期限の長短——貨幣制度——爲換矯正策——自然療法——根本療法——對症療法。

第二項 外國爲換の實務——第一爲換相場——相場の建方——相場の種類

類——手形の區別——第二送金爲換——並爲換——電信爲換——第三逆爲換——第四輸入荷爲換——第五輸出荷爲換——第六爲換賣買の損益——商人の側の損益——銀行の側の損益。

第二節 保護預——倫敦銀行の起因——保護預の利益——英國に於ける現狀——米國に於ける現狀——佛國に於ける現狀。

第三節 代金取立及證券委託賣買——第一代金取立——第二證券委託賣買——英國に於ける現況。

第九章 銀行と銀行類似業……………三二五頁

銀行類似業の種類及び業務——第一不動産抵當貸附業——沿革——債券——貸附法——擔保——割増金及獎勵金——第二興業會社業——動産銀行の業務——同運轉資金——債券——日本興業銀行と動産銀行との差異——第三信用組合——沿革——仕組——シユルツエ式ミライフワイセン式——第四貯蓄機關——沿革——貯蓄銀行と普通銀行との差異。銀行と銀行類似業との關係——第一不動産抵當貸附業と普通銀行——第二興業會社と普通銀行——第三信用組合と普通銀行——第四貯蓄機關と普通銀行

第十章 特立銀行制度と支店制度……………三三七頁

特立銀行制度の缺點支店制度の利益——特立銀行制度の利益支店制度の缺點——斷案——諸國に於ける傾向。

第十一章 銀行と恐慌……………三五三頁

銀行は恐慌の製造所に非ず——恐慌の前後に於ける銀行業務の上に現出する現象——第一手形交換高——第二預金及兌換券流通高と準備金——第三利子歩合——第四貸出と準備金——恐慌中并に其前後に於ける銀行の採る可き方針の大要

BIBLIOGRAPHY

著 書 類

- A History of Banking in All the Leading Nations, 4 vols. New York, 1896.
- Aldrich, W., Money and Credit. New York, 1903.
- Alison, A., England in 1815 and 1845 ; or a Sufficient and a Contracted Currency. 1845.
- Alison, Sir A., The Currency Laws and their Effect on the Profits of Trade and Wages of Labour. Glasgow, 1859.
- Attfield, English and Foreign Banks. London, 1893.
- 天野爲之 銀行論
- Bagehot, Lombard Street. 1873.
- Bailey, The Clearing House System. New York, 1890.
- Barnett, State Banking in the United States since the Passage of the National Bank Act. Baltimore, 1902.
- Barret, Modern Banking Methods. New York, 1902.
- Bastable, The Theory of International Trade. 2d. ed. London, 1899.
- Baxter, The Panic of 1866, with its Lessons on the Currency Act. 1866.
- Becher, Der Kredit und Seine Organisation. Wien, 1868.
- Bell, Philosophy of Joint Stock Banking. London, 1840.
- Bolles, The Financial History of the United States. N. Y., 1884-86.
- , Practical Banking. N. Y., 1884.
- , Bank Officers, their Authority and Liability. N. Y., 1890.
- , Money, Banking, and Finance. N. Y. 1903.
- Bondi, Die Berufspflichten des Bankiers auf Grund der neuesten Gesetzgebung. 1897.
- Bonnet, Le Crédit et les Banques d'Émission. Paris, 1875.
- Breckenridge, The Canadian Banking System, 1817-1890. N. Y., 1894.
- Burton, Financial Crises and Depressions. N. Y., 1902.

- 38, 52 Congress, 2d. Session.
- Francis, A History of the Bank of England. 3rd ed. London, 1858.
- Francois, Clearing Houses et Chambres de Compensation.
- Fullarton, On the Regulations of Currencies.. 1844.
- Geyer, Banken und Krisen. Leipzig, 1865.
- Gibbons, The Banks of New York, their Dealers, the Clearing House, and the Panic of 1857. N. Y., 1864.
- Gide, Principes d' Economie Politique. Paris, 1894.
- Giffen. Essays in Finance. London, 1886.
- Gilbart, A Practical Treatise on Banking, 2 vols, 6 ed., 1856.
- , Principles and Practice of Banking. London, 1871.
- , History, Principles and Practice of Banking, revised by A. S. Michie, 2 vols, 1893.
- Goschen, The Theory of the Foreign Exchanges. London, 1895.
- Greene, Corporation Finance. N. Y., 1901.
- Hamilton, Alex, Works of. 9 vols. N. Y., 1885.
- Hamilton, J. H., Savings and Savings Institutions. N. Y., 1902.
- Hankey, The Principles of Banking, its Utility and Economy, etc. London, 1887.
- Hardcastle, Banks and Bankers. London, 1842.
- Helfferich, Geschichte der deutschen Bankreform. Leipzig, 1898.
- , Zur Erneuerung des deutschen Bankgesetzes. Leipzig, 1899
- Hildebrand, Das Checksystem und das Clearinghouse in London, Jena, 1864.
- Horn, La liberté des banques. Paris, 1866.
- Huskisson, A. Select Collection of Tracts on Paper Currency. 1857.
- , The Question Concerning the Depreciation of Our Currency Stated and Examined. London, 1819.
- Hutchison, Practice of Banking. 4. vols. London, 1890-1891.
- Howarth, Our Clearing System and. Clearing Houses. London. 1897.
- Hübner. Die Banken. Leipzig, 1854.
- Hyndman, Commercial Crises of the 19th Century. London, 1902.
- Jevons, Money and the Mechanism of Exchange, 5th. ed. 1881.

- Cannon, Clearing Houses, Their History, Methods and Administration. N. Y., 1900.
- Cauwes, Cour d' Economie Politique. 1 ed. 1884.
- Carey, Credit System in France, Great Britain and the United States. London, 1838.
- Carroll, Principles and Practice of Finance. N. Y., 1897.
- Clare, The A B C of the Foreign Exchanges. London, 1895.
- , A Money Market Primer. London, 1896.
- Cleveland, Funds and their Uses. N. Y., 1902.
- Clews, Twenty-eight Years in Wall Street. N. Y., 1888.
- Cobb, Threadneedle Street. London, 1891.
- Conant, A History of Modern Banks of Issue 2d ed. N. Y., 1896.
- Coquelin, Le Crédit et les Banques, 2me ed. Paris, 1859.
- Courcelle-Seneuil, Les Opérations de Banque, 8 ed. Paris, 1899.
- Courtois, fils, Histoire des Banques en France. Paris, 1881.
- Cristof, Das Bankwesen. Klagenfurt, 1900.
- Crump, The English Manual of Banking. London, 1879.
- , The Key to the London Money Market. 1872.
- Cunningham, The Growth of English Industry and Commerce, 2 vols. Cambridge, 1892.
- Davis Currency and Banking in the Province of the Massachusetts Bay. Part. II. N. Y., 1901.
- Dilton, The History and Development of Banking in Ireland, from the Earliest Times to the Present Day. Dublin, 1889.
- Discussion sur les banques d' émission a l' Academie des Science morales et politiques Paris 1864.
- Duchateil, Nouveau Traité d' Economie Politique et Monétaire Paris.
- Dunbar, Chapters on the Theory and History of Banking. N. Y., 1896. Ditto, 2 edition, 1903.
- Easton, Banks and Banking. London, 1896.
- , The Work of a Bank, 2 ed. 1900.
- Eberstadt Der deutsche Kapitalmarkt. Leipzig, 1901.
- Eelch, Early Banks and Banking in Michigan. Sen. Ex. Doc.

- Leroy-Beaulieu, *Traité Theorique et Pratique d' Economie Politique*. 2 ed. 1896.
- Levi, *The History of British Commerce and of the Economic Progress of the British Nation, 1763-1878*. London, 1880.
- Lois et Statuts qui Régissent la Banques de France. Paris, 1887.
- Lotz, *Technik des Emissionsgeschäfts*. Leipzig, 1890.
- Macleod, *The Elements of Banking*. London, 1891.
- , *The Theory and Practice of Banking*. 2 vols. London, 1892.
- , *The Theory of Credit*. 2 vols. London, 1891-94.
- , *A History of Banking in Great Britain*. London, 1896.
- McCulloch, *A Treatise on the Principles, Practice and History of Commerce*. 1830.
- , *A Dictionary, Practical, Theoretical, and Historical, of Commerce and Commercial Navigation*. 1832.
- Meade, *Trust Finance*. N. Y., 1903.
- Michaelis, *Volkswirtschaftliche Schriften*.
- Mill, J. S., *Principles of Political Economy*.
- Model, *Die grossen Berliner Effektenbanken*, Jena, 1896.
- Moxon, *English Practical Banking*. 10th ed. Manchester and London, 1899.
- Muhleman, *Monetary System of the World: a Study of Present Currency System and Statistical Information*. N. Y., 1895.
- 水島鐵也 銀行及外國爲替
- Neumann-Hofer, *Depositengeschäfte und Depositenbanken*. Leipzig, 1894.
- Neymarck, *Du Renouvellement du Privilège de la Banque de France*. Paris, 1855.
- Nicholson, N. A., *The Science of Exchanges*, 4th ed. London, 1873.
- Nicholson, J. S., *A Treatise on Money and Essays on Monetary Problems*. 4th edition. London, 1900.
- , *Bankers' Money*. London, 1902.
- Noel, *Les Banques d'Émissions en Europe*. Paris, 1888.
- Norton, *Statistical Studies in the New York Money-Market*. N. Y., 1902.

- Jevons, *Investigations in Currency and Finance*. London, 1884.
- Johnson, *Currency Principles versus Banking Principles*. 1856.
- Jones, *Economic Crises*. New York, 1900.
- Juglar, *Des Crises Commerciales et de Leur Retour. Periodique en France, en Angleterre et aux États-Unis*. Paris, 1889.
- , *A Brief History of Panics in the United States*. Translated by De Courcy W. Thom. New York, 1897.
- Kaemmerer, *Reichsbank und Geldumlauf*. 2 Aufl. Berlin, 1898.
- Kanitz, *Die Bedeutung des Giroverkehrs*. Wien, 1894.
- , *Die Technik des Giroverkehrs*. Wien, 1896.
- Kautsch: *Handbuch des Bank- und Börsenwesens*, 2 Aufl. Berlin 1901.
- Kerr, *Scottish Banking during the Period of published Accounts*. London, 1898.
- Kinley, *The History, Organization and Influence of the Independent Treasury of the United States*. N. Y., 1898.
- Knies, *Geld und Kredit*. 2 Bde. Berlin 1873-76.
- Knox, *The National Banking System*. N. Y., 1878.
- , *United States Notes*. N. Y., 1884.
- , *A History of Banking in the United States*. N. Y., 1900.
- Komorzynski, *Die Nationaloekonomische Lehre vom Credit*. Junsbruch, 1903.
- Landmann, *Zur Abänderung des deutschen Bankgesetzes*. Kiel, 1899.
- Laughlin, *Credit*. Chicago, 1902.
- , *The Principles of Money*, N. Y., 1903.
- Laveye, *Éléments d' Economie Politique*. Paris, 1892.
- Law, *Money and Trade Considered with a Proposal for Supplying the Nation with Money*. Edinburgh, 1705.
- Lawsom, *A History of Banking*. London, 1850.
- Lecoffre, *Banques Anglaises et Usages de Banques en Angleterre*. 1895.
- Leroy-Beaulieu, *Traité de la Science des Finances*, 5 ed., 2 vols. 1892.

日本銀行 營業報告
大藏省理財局 銀行營業報告
—— 金融事項參考書
—— 財務參考書

- Ricardo, Works—edited by McCulloch.
Rogers, The First Nine Years of the Bank of England. Oxford, 1887.
Root, Canadian Bank Note Currency.
Roscher, System der Volkswirtschaft. 2 Aufl. Stuttgart, 1881.
Sattler Die Effektenbanken. Leipzig, 1890.
Sound Currency, published by the Sound Currency Committee of the Reform Club. N. Y., 1895.
Say, Léon, Économie Sociale. Paris, 1891.
Sayous, Les Banques de Dépôt. Paris, 1901.
Schäffle, Das gesellschaftliche System der menschlichen Wirtschaft, 2 Bde. Tübingen, 1873.
Scharling, Bankpolitik. Jena, 1900.
Schnapper, Zur Entwicklung des englischen Depositenbankwesens. Zürich, 1900.
Schönberg, Handbuch der politischen Oekonomie. Bd. I. 4 Aufl. Tübingen, 1896.
Schraut, Die Organisation des Kredits. Leipzig, 1883.
Scott, Money and Banking. N. Y., 1903.
Sealy, A Treatise on Coins, Currency and Banking. 1858.
Seyd, Bullion and Foreign Exchanges, Theoretically and Practically Considered. London, 1868.
——, The London Banking and Bankers' Clearing House System, 3rd ed. 1872.
——, The Bank of England Note Issue, and its Error. 1874.
Shaw, The History of Currency, 1252 to 1894. N. Y., 1895.
Siemens, Die Lage des Checkwesens in Deutschland. Berlin, 1883
Smith Adam, An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations.
Smith, The Law of Banker and Customer. London, 1892.

- Obst, Lehrbuch des Geld, Bank-und Börsenwesens. Stuttgart, 1900.
——, Theorie und Praxis des Checkverkehr.—Stuttgart, 1899.
——, Der Depositen-und-Kontokorrentverkehr. Stuttgart, 1898.
Overstone, Tracts and other Publications on Metallic and Paper Currency. London. 1858.
岡崎遠光 銀行政策.
Palgrave, Notes on Banking. London, 1873.
——, Bank Rate in England, France and Germany, 1844-78. London, 1880.
——, Bank Rate and the Money Market in England, France, Germany, Holland, and Belgium, 1844-1900. London, 1903.
Patten, The Methods and Machinery of Practical Banking. N. Y., 1896.
Perrot, Der Bank, Börsen-und-Aktienschwindel. Rostock, 1873.
Philippovich, Grundriss der politischen Oekonomie. 4th Aufl, 1901.
Phillips, A History of Banks, Bankers and Banking in Northumberland, Durham. and North Yorkshire. 1894.
——, The Token Money of the Bank of England, 1797-1816.
Poor, Money and Its Laws: Embracing a History of Monetary Theories and a History of the Currencies of the United States. N. Y., 1877.
Pratt, S. S., The Work of Wall Street. N. Y., 1903.
Pratt, Digest of the National Banking Law. Washington.
Price, B., Principles of Currency. London, 1869.
——, Currency and Banking. London, 1876.
——, Chapters on Practical Political Economy. London, 1882.
Questions on Banking Practice, 5th ed. London. 1876.
Rae, G., The Country Banker. N. Y., 1896.
Rauchberg, Der Clearing und Giroverkehr. Wien, 1886.
Report of the Monetary Commission of the Indianapolis Convention. 1898. Chicago, 1898.
Report, with Minutes of Evidence and Accounts, from the Select Committee appointed to inquire into the Cause of the High Price of Gold Bullion, 1810.

- Warren, *Your Banker's Position at a Glance*. 1901.
—, *The Story of the Bank of England*. 1903.
Weber, *Depositenbanken und Spekulationsbanken*. Leipzig, 1902.
Wells, *Recent Economic Changes*. N. Y., 1891.
White, *Money and Banking*. N. Y., 1895. Do, 2 ed. 1902.
Whitney, *The Suffolk Bank*. Cambridge, Mass, 1878.
Wilson, *Capital, Currency and Banking*. London, 1847.
Wirth, *Handbuch des Bankwesens*. Köln, 1870.
Wolowski, *La question des banques*. Paris. 1864.
—, *La Banque d' Angleterre et les Banques d' Écosse*. Paris, 1867.
山崎覺次郎 銀行論(經濟叢書中)

辭 書

- Block, *Dictionnaire Général de la Politique*. 1873.
Conrad, *Handwörterbuch der Staatswissenschaften*. 1898-
Elster, *Wörterbuch der Volkswirtschaft*. 1898
Encyclopaedia Britannica, 10th edition. 1903.
Guyot et Raffalovich, *Dictionnaire du Commerce, de l' Industrie et de la Banque*. 1900-
Macleod, *Dictionary of Political Economy*, Vol I. 1863.
Méliot, *Explanatory Dictionary* 1896.
Palgrave, *Dictionary of Political Economy*. 1893.
Léon Say, *Nouveau Dictionnaire d' Économie Politique*. Paris, 1891.
Dictionnaire Universel Théorique et Pratique du Commerce et de la Navigation. Paris. 1875.

- Soetbeer, *Deutsche Bankverfassung*. Erlangen, 1894.
Somers, *Scotch Banks and System of Issue*. 1873.
Statistique Internationale des Banques d' Émission. Rome.
Stern, *Die Arbitrage*. Leipzig 1901.
Stevens, Albert Gallatin. Boston, 1894.
Sumner, *A History of American Currency*. N. Y., 1884.
—, Andrew Jackson. Boston, 1882.
—, *The Financier and the Finances of the American Revolution*. 2 vols. N. Y., 1891.
Telshow, *Der Geschäftsverkehr mit der Reichsbank*. 6 Aufl. Leipzig, 1893.
Thornton, Henry. *Enquiry into the Nature and Effect of the Paper Credit of Great Britain*. 1802.
Thornton, Ed., *Observations on the Report of the Committee of the House of Commons Appointed to Inquire into the High Price of Gold Bullion, etc*. 1811.
Tooke, *An Inquiry into the Currency Principles: the Connection of the Currency with Prices, and the Expediency of a Separation of Issue from Banking*. London, 1844.
Tooke and Newmarch, *A History of Prices*. 5 vols., 1793-1856.
Torrens, *Peel Act of 1814, Explained and Defended*. 1858.
田尻稻次郎 銀行論 財政と金融
Vignes, *Manuel des opérations de banque et de placement*. Paris, 1899.
Wagner, *Beiträge zur Lehre von den Banken*. Leipzig, 1857.
—, *Die Geld und Kredit-Theorie der Peel'schen Bankakte*. Wien, 1862.
—, *System der Zettelbankpolitik*. 2 Aufl. Freiburg, 1873.
Walker, F. A., *Money*. N. Y., 1891.
—, *Money, Trade and Industry*. 1880.
Walker, J. H., *A Few Facts and Suggestions on Money, Trade, and Banking*. Boston. 1882.
Wachtel, *Bank-und Börsenverkehr*. Wien, 1899.
Warren, *Banks and their Customers*. London, 1899.

銀

行

論

(第參版)

東京高等商業學校教授

佐

野

善

作

著

雜誌類

- Annals of American Academy of Political and Social Science. Philadelphia.
The Bankers' Magazine. Rhodes Journal of Banking. New York.
The Bankers', Insurance Managers' and Agents' Magazine. London.
Conrad, Jahrbücher für Nationalökonomie und Statistik. Jena.
Deutscher Oekonomist. Berlin.
The Economic Journal. London.
The Economist. London.
L' Économist Européen. Paris.
L' Économist Française. Paris.
The Economic Review. Rivingtons.
Journal of the Institute of Bankers. London.
Journal des Économistes. Paris.
Journal of Political Economy. Chicago.
Journal of the Royal Statistical Society. London.
Political Science Quarterly. New York.
Quarterly Journal of Economics. Boston.
Révue d' Économie Politique. Paris.
Révue des Banques. Paris.
The Statist. London.
Schmoller, Jahrbuch für Ges., Verw. und Volkswirtschaft. Berlin.
The Yale Review. Newhaven.
Böhm-Bawerk, Zeitschrift für Volkswirtschaft. Wien.
Schäffle, Zeitschrift für die gesammte staatswissenschaft.
東京經濟雜誌
東洋經濟新報
經濟叢書
經濟世界
內外論叢
銀行通信錄
大阪銀行通信錄



第一章

總論

第一節

銀行の定義

世に定義を下すこと甚だ困難なる事物數多あり銀行亦其一なり英國の銀行學者
 エンリクス・フックス・ウェル氏嘗て同國銀行協會の集會に演說せし時會員の一
 人問ふに銀行の定義を以てせり然るに氏は對るに即答する能はざる旨を以てせ
 ば亦其困難なるを察知すべし

抑銀行の定義は經濟學中難問の一にして頗る討究を要することに屬す前英國銀行協會々長リチャ
 ード・ビーローマン氏は嘗て此點に就て左の言を爲せり

“We see that in America, as well as in this country they are rather troubled with the definition of ‘what is a banker?’ It seems
 it is a question we have been unable to decide here, and it has perplexed our council a good deal. We have taken the best advice
 we can get upon it, but we have not yet come to any conclusion on the point; though it sounds absurd enough when we see
 the way in which bankers have been mentioned in Acts of Parliament, the Bill of Exchange Act, and other Acts. Of course the
 ramifications of business are so great that it is extremely difficult to define what a banker is.”—Journal of the Institute of Bankers,
 Vol. V, p. 506.

蓋し銀行も亦多くの他の經濟機關と同じく創設以來其業務に幾多の變遷を経て
 終に今日に至りしものにして中世紀其始めて起りし時代に於ては銀行業と云へ
 ば貨幣兩換を意味せしものゝ如くなりしが繼て猶太人「ロムバード」人によりて經

營せられたるものは貸金業⁽²⁾を營み英國に於ては金銀商は十七世紀の中頃より金銀の貸借⁽³⁾を爲し繼で金銀貸借の外送金爲換の業をも營むに至り其後紙幣發行は銀行の本業なるが如く信せられ十九世紀の初迄は世人は銀行と謂へば紙幣の發行所と理解せしと云ふ⁽⁴⁾

(1) Montesquieu, cited in London Bankers' Magazine, Jan. 1900, p. 4.

(2) Rob. Trison, History of Charles V.

(3) Anderson, History of Commerce, Vol. II, p. 192.

(4) Bagehot, Lombard Street, pp. 82-3, 98.

惟ふに銀行の物たる資金の融通を以て其本能となすものなれば資金の形態の進歩發展に伴ひ其業務に變遷を來すへきは自然の數にして商業交通幼稚にして信用未だ充分に發達せず資金は主として正貨幣の形態を取る時代に於ては正貨の兩換及貸借は銀行の主たる業務たらざるを得ずと雖も通商貿易漸く繁盛を加へ信用漸く發達するに至らば一方に於て爲換の業務盛に起り他方に於て資金の形態増殖し貨幣の代用を爲す諸般の信用形態の發生を見るを以て銀行の業務も亦隨て變化せざるを得ざるなり即ち手形の行使漸く起り資金の一形態として銀行

券の使用を見るや銀行の業務は銀行券の發行手形割引送金爲換等を以て其大宗とし正貨は銀行券の支拂準備としての外亦多く其用を見ざるに至り更に一段の進歩を遂げ預金の形態を以てせる資金の發生を見るに至ては預金は次第に其用を増加し終には大取引の支拂には必ず預金を用ゐる銀行券は比較的其緊要の度を減し銀行業務は預金を以て其中樞となすに至るものとす

然而して現今銀行なる文辭は頗る廣く應用せらるゝに至り兩換貸附預金割引爲換紙幣發行等を爲すものは云ふも更なり債券を發行して得たる資金を以て地所建物等を抵當とし貸付を爲す者會社設立の補助公債社債の引受募集有價證券の賣買及び其質貸等を以て營業と爲す者細民より貯金を預り之を不動産公債證書等に放下する者細民の組合を組織し資本の融通を計る者等皆齊しく銀行と稱せらるゝなり去れば今日銀行と云ふ文辭の意義は頗る漠然として之が定義を下すの困難なる決して怪むに足らざるなり吾人は今學問的に銀行を研究するに當り到底右の如き廣漠なる意義を以て之を講ずること能はざるを思ひ茲に之を制限するの利益あるを主張する者なり即ち今日所謂銀行なるものゝ種類を別ち其中

に就て本来の銀行とも稱すべき預金銀行を撰抜して之に銀行なる文字を獨占せしめ之を専攻せんと欲す若夫れ預金銀行以外のものに至りては銀行なる文字を冠せしめず銀行類似業なる名稱の下に別に機を得て之を研究することあるべし

(1) 預金銀行とは一に商業銀行又は普通銀行とも云ひ其業務は主として要求拂預金義務を負ひ手形の割引及貸附を營むに在り

儲研究の範圍を右の如く制限したる以上は銀行の定義は如何是れ吾人の本節に於て攻究すべき本題なり

世に預金銀行の定義を下せる學者數多あれども其定義は要するに左の二種に大別するを得べき歟

- 第一、銀行は金錢を取引するものにして之を餘裕ある所に取り不足ある所に致し以て貸借を媒介するを以て營業と爲すものなり
- 第二、銀行は購買力の賣買を以て營業と爲すものなり

(1) Gilbert, The History, Principles, and Practice of Banking, Sec. XV.

Hankey on Banking 4th. edition, p. 53.

N. A. Nicholson, The Science of Exchange, 4th ed., p. 38.

Viti de Marco (cited by A. Weber in his Depositenbanken und Spekulationsbanken)

(2) Ronamy Price, Principles of Currency, Lecture III, London, 1869.

ditto, Currency and Banking, ch III, London, 1876.

F. A. Walker, Money, p. 68.

Wagner, Beiträge zur Lehre von den Banken, 1857, S. 33

etc.

右の外第一の定義を奉ずる者認め得べきは左の諸家なり

Macleod, Theory and Practice of Banking, Vol I, p. 311.

Philippovich, Grundriss der politischen Oekonomie, 4te Auflage, I Band, S. 243.

Schiffes, System der Mens hlichen Wirtschaft, Bd. II, S. 145.

Dunbar, Theory and History of Banking, pp 17-8, 24.

今右二定義を検するに第一の定義は全く正鵠を失することを發見す何を以てか之を言ふ曰く銀行は金錢のみを取引するものに非ず金錢取引は現今銀行取引の總額に比較すれば實に九牛の一毛も當ならざるなり曰く銀行は金錢貸借の周旋業にあらず其主要なる業務は金錢及び要求拂債權を以て成る預金を引受け又手形割引貸付金の方法により債權を買入れ之に對して何時にても要求次第支拂ふべき債務を生出して負擔するに在ればなり

第二の定義は稍漠然たるの嫌なきにあらざるも要するに肯綮に中れり即ち購買力とは何時にても一般の貨物を購買するを得る力と云ふ義にしてこの力を完全に若くは最も多く有するもの之を金銭及び債権と爲す銀行業務の重なるものは預金割引貸付の三者なり而して預金は金銭小切手満期手形等の預け金及び手形割引貸付金の手取金の振替によりて生じ何時にても華主の要求次第支拂に應ずるにあり割引は將來に支拂はるべき債権にして一旦貨物の購買に資せられしものを買入れ之に對して要求拂債務を負担し以て一層完全なる購買力と變ずるにあり貸附は新に債権を起して取得し之に對して要求拂債務を負担し以て完全なる購買力を造出して供給するにあれば銀行の業務は金銭及び債権の取引即ち購買力の賣買に在りと云ふ素より正當なりと謂はざるべからざるに第一の定義の如く單に金銭の取引なりと云ふに至ては手形も小切手も普通の債権も皆金銭なりと主張せざるを得ざるなり讀者は斯る非常なる主張を承認するや否や

金銭 Money とは何々を意味するやと云ふ問題に就ては古來學者其説を一にせず第一 J. S. Mill, Tooke, Chevalier, Huskisson 及び獨逸學者の大部分は鑄造貨幣のみを金銭と云ひ B. Price は之に同意すも雖も亦紙幣を包含せしむるは世上の慣習なる故に差支なからしむるは Roscher は鑄造貨幣を金銭と云ひ

紙幣手形帳簿上の貸借等を金銭の代表物と稱せり第二 Edgerton の如きは鑄造貨幣及び不換紙幣の二者を金銭なりと主張せり第三 Adam Smith, Col. Torrens, Lord Overstone, Norman, Ricardo, Walker, Wolowski, N. A. Nicholson, Macleod の諸氏は鑄造貨幣及び兌換券不換紙幣を總稱して「マネー」なりと云へり是れ著者其説を同ふするものなり蓋し是等學者の説は Price の言へるか如く世上普通に用ゆる所と一致せり第四米國に於て不換紙幣消却論の甚しかりし頃一時「マネー」は鑄造貨幣及兌換券のみを指すと主張せしものあり然れども他に斯る説を爲す者ありしを聞かず第五 Henry Sidgwick 氏一派は「マネー」は鑄造紙幣手形小切手帳簿上の貸借等に論なく總て交換の媒介を爲すものを總稱すと主張せり然れども是れ非常の主張にして斯る廣汎なる意義は到底學問上採用し能はざる所なり A. P. Andrew 氏は一八九九年一月發行の Quarterly Journal of Economics に何を「マネー」と云ふやに就て説を爲して曰く帳簿に記入し又は裏書を要するか如き手数を要せずして自由に流通するものは「マネー」の經濟上最も緊要なる性質なりと云ふを得されども是れ其他物と異なる目標として「アダムスミス」リカード等と共に承認する所にして今日強て奇を好むに非るよりは「マネー」なる語を用ゆるの標準なりと亦以て肯綮に中れりと謂つ可きなり

今や更に詳しく銀行は單に金銭のみを取引するものに非ず又金銭貸借の周旋を以て業と爲す者に非ず眞の銀行業務は購買力の賣買なることを説明せん

一、銀行は單に金銭のみを取引する者に非ず、スレーター氏は千八百五十七年英國の銀行家モリソン、デロン商會の總收入中正貨及び紙幣と信用證券との割合を計算して前者は僅かに總收入の百分二強後者は其百分九十七強なりと曰へり

サイジョンラボック氏は千八百六十四年倫敦統計協會雜誌に自己の經營に係るラボック銀行の總收入中正貨幣は僅に其百分〇・六紙幣は百分二・六手形小切手は百分九十六・八の割合を占むることを掲載せり⁽³⁾。ホーノール氏は千八百八十一年英國銀行協會雜誌に倫敦の預金中手形小切手は其百分九十七・二三三を占め紙幣は百分二・〇三九正貨は百分〇・七二八を占むるに過ぎざることを掲載せり又米國に於ける調査に據れば千八百八十一年六月末に於ける紐育市諸銀行總收入の内手形小切手の類は其百分九十八・七を占め千八百九十二年九月十五日に於ける三千四百七十三箇の國立銀行總收入の内正貨紙幣及び交換所預り證券は其百分十二・〇を占め手形小切手等は百分八十九・八〇を占むとあり又千八百九十八年佛蘭西銀行の總取引高千三百四十三億五千八百萬法の内九百三十五億九千四百萬法即ち全額の七割は預金^{シロフネルケル}振替に依り兌換券及び硬貨に依るものは僅に四百〇七億六千四百萬法なりしか如き其他千九百年獨逸帝國銀行を經由せる内地諸地方間送金支拂總額の内正貨を以てなせるもの僅に其百分十六・八にして殘餘は預金振替によりしか如き皆金錢の用を省くものゝ存在を證し銀行の取引するものは決し

て金錢のみに限らるる事實を示さるはなし、依是觀之銀行は單に金錢のみを取引するものに非るや明白にして金錢取引は之を全體の取引額に比すれば只其一小部分を形成するに過ぎざることを知るべし

(1) Slater cited by Macleod in his Theory of Credit, p. 334.

(2) Journal of the London Statistical Society, Sep. 1865, Article, "Country Clearing."

(3) Journal of the Institute of Bankers, 1881.

(4) Wells, Recent Economic Changes, p. 214, foot note.

(5) Report of the Comptroller of the Currency, 1893.

(6) Schaling, Bankpolitik, 13-14.

(7) Palgrave, Bank Rate and the Money Market in England, France, etc. p. 161.

二、銀行は金錢貸借の周旋を以て業と爲す者に非ず、銀行は華主より直接に預金を受け又割引貸附の依頼に應し其手取金を預金に編入し以て預金義務を生じ出すを以て業と爲す者なり換言すれば銀行の業務は金錢債權を買入れ其代りに要求次第何時にても支拂はるべき債權を引渡すものなり去れば其取引たるや自己の名義を用る自己の計算にて爲すものにして決して周旋を以て目す可からず隨て其營業利益も周旋手数料に非ずして純然たる賣買利得なるや明かなりとす

銀行を以て一の周旋業なりと思惟するときには銀行の預金は必ず金銭若くは小切手満期手形を以て成り其資金運用の額は資本金と右預金との合計額以上に上ること能はずと主張せざるを得ざる可し何となれば周旋業にありては現に周旋を依頼せられたる金額以上の資金を運轉すること能はざるものなればなり然れども世の銀行は實際に於て決して右の如き制限を守らず特に商業の中心地に在るものは其數倍に當る金額の手形割引及び貸付を爲すを例とし現實の資金なくも一方に預金義務を生出して盛に割引貸付の依頼に應じつゝあるなり此點より見ても銀行は單に金銭を餘裕ある所に集め之を不足ある所に致し以て貸借を媒介するものなりとの定義の正鵠を得たるものに非るを知る

三、銀行の業務は購買力の賣買なり。世の賣買取引は現金のみを以て爲すものに非ず或は小切手を以てし或は掛と爲し又或は約束手形爲換手形を以てせり是等のものは其形態並に效程に於て自ら差異ありと雖も皆是れ貨物に對する一般的購買力ならざるはなし米國インデナポリス貨幣調査會の報告に據れば同國に於ける賣買取引金額の内現金を以て爲す者は大取引のみにありては百分の十

大小諸取引を總括する時は百分二十位なるべしとなり亦以て現金以外の取引の緊要なることを知るへし然り而して銀行は是等現金以外の取引に使用せらるる諸種の信用形態を變して一層一般的の性質を具有せしむるを以て其本業となし以て社會の賣買交換をして愈圓滑ならしむるものとす即ち小切手及び満期手形の類は帳簿上の振替若くは手形交換の法により直ちに之を其所有者の預金に變し掛代金に對して爲替手形を振出す者並に約束手形爲替手形を所持する者に對しては割引の法を以て之を買入れ以て將來の債權を變し現在の資金となし又新たに事業を起さんとする者の爲めには貸附を爲し以て所要の購買力を得せしむるなり果して然らば銀行取引の目的物は現金並に債權に外ならずして銀行の業務は一言にして之を蔽へば購買力の賣買なりと云ふ素より疑を容るべからざるなり

(1) Report of the Monetary Commission of the Indianapolis Convention, pp. 81-82, 90-91.

第二節 銀行の效用

銀行は一の緊要なる經濟機關なり而して其經濟社會に與ふる效用は之を歴史的

に謂へばゼノア、ベニス等の銀行の如く政府の財政を補助するとアムスターダム銀行ハムブルグ銀行ロツテルダム銀行の如く粗悪にして複雑せる貨幣を預り之に對して完全なる通貨を供給すると倫敦金銀商の如く貴重品の保護預所たる等數多ありと雖も是等の效用は往時緊要なりしも近世に於ては餘り重大ならず預金銀行の效用の主要なるものは第一資本の用を大ならしめ生産を補助すること第二貨幣の用を節約すること第三資本の移轉を促し生産をして最も利益ある方向に向はしむること第四空商投機の弊を防ぎ資本の放下をして安全且つ確實ならしむること第五物價の激變を防ぎ細民を濟ふこと第六商工業者の勞費を省くこと第七商業社會の美風を養成すること等はなり以下順次之を説明せむ

(一) Walker, Money, Trade, and Industry, pp. 247.

Also Bagehot, Lombard St. Ch. III, Pt. I.

第一、資本の用を大ならしめ生産を補助すること

前節に述べしが如く購買力の賣買は銀行業務の本體を爲すものなり而して預金手形割引及び貸付の三者は購買力の賣買を表する主要なる業務にして其經濟社會に與る效用は資本の用を大ならしめ以て世の生産業を補助發達せしむるに在

り蓋し世の資産家必しも事業家に非ず事業家亦必しも資本に裕ならず多くは之を缺如するを例とす故に往々巨額の資本を擁し之が使用の良途なきに困む者ありと同時に資本に乏しきが爲め徒らに手を空ふし其手腕を振ふこと能はざるを憾む者あり是時に中り若し銀行なる者あり其信用を利用し汎く世人より大小の預金を受け之を基礎として大に手形割引或は貸附の依頼に應じ其手取金を依頼者の預金として何時にても現金を引出すことを許す時は金融爲めに疏通し世の購買力爲めに増殖し資産家の資本爲めに其用を増し事業大に振興し社會の經濟を利すること寔に鮮少に非るべし加之地方産業の種類を異にし一方に農業地の金融常に緩なる者あると同時に他方に商工業地の金融常に繁忙なるあり又同一地方に於ても各種の産業其季節及商況の如何に由り金融自ら繁閑あるべきを以て銀行其間に介して金融を計らは以て資本の用を大ならしめ産業を補助すべきこと素より論を依たざるなり

然れども此銀行業務の效績に就ては世人或は充分に其範圍を認めず又或は之を過大視し其觀察往々にして當を得ざるが如し夫の銀行を目して單に金錢貸借の

周旋業なりと云ふ論者の如きは銀行の債權造出より生ずる購買力の増加を無視するが故に充分に其範圍を認むること能はざる者なり又銀行は資本を造出すと云ふ論者の如きは銀行業務の效績を過大視するの弊に陥りたる者なり銀行は直接に資本其物を創造する者に非ず只信用を利用して要求拂債權を造出し以て生産資本の賣買移轉を敏活ならしめ其效用を増加し生産業を幫助發達せしむるのみ⁽²⁾ ロッシエル氏⁽³⁾曰く信用の新資本を直接に造り出すの力なきは猶分業の勞力者を生むの力なきが如しとダムパー氏⁽⁴⁾曰く銀行は斯の如くにして一定の資本額をして其効果を大ならしむるが故に一社會に銀行を設立する時は實際其資本額を増加せずと雖も其結果は大に之が増加ありし場合と同一なりと當れりと謂ふべし

(1) Sir Archibald Alison.

(2) Adam Smith, Wealth of Nations, Book II, Ch. II.

(3) McCulloch, A Treatise on Metallic and Paper Money and Banks, p. 35-6.

Tooke, Evidence given by, in 1832; quoted by Lord Overstone in his Tracts p. 391.

J. S. Mill, Principles of Political Economy, Book III, Ch. XI.

J. S. Nicholson, Palgrave's Dictionary of Political Economy, Article, "Credit."

Report of the Monetary Commission of the Indianapolis Convention, p. 162.

(5) Roscher, System der Volkswirtschaft, Buch I, S. 202.

(*) Pankar, The Theory and History of Banking, p. 5.

第二 貨幣の用を省約すること

銀行效用の一たる貨幣の用を省約することは其預金義務を創出して負擔することと貸借の相殺機關たること及び送金爲換の機關たることを説明すれば以て之を明かにすることを得べし銀行は其華主の依頼に應じ貸附割引を營み之に對して振替預金を創出し何時にても引出すことを許し以て世の通貨を潤澤にし又其華主間に於ける取引より生ずる貸借を其帳簿上の振替を以て相殺し自行の華主と他銀行の華主との間に行はるゝ取引より起る貸借を手形交換の便に由り決済す而して此貸借の相殺は獨り同一地に於て行はるゝ而已ならず地を異にする場合に於ても支店を有し及び地方手形の交換を爲すによりて之を遂行するとを得べし又送金手形の發行及び爲換手形の割引は前述の支店振替及び地方手形の交換と相須て遠隔の地に正貨を輸送するの必要を減し大に貨幣の用を省約するものとす之れ國民經濟に至大の利益を興るものと謂はざる可からず何となれば若し斯の如き貨幣節約の利器なくんば國家は其丈多くの貨幣を要すべきに之あるが

爲め其生産に要する資本勞力をして他の生産業に向はしむるを得なければなり

本書第三章第二節乃至第四節参照

第三 資本の移轉を促がし生産をして最も利益ある方向を探らしむること

銀行は預金を受け之を基礎として割引貸付の依頼に應ずと雖も其割引貸付たるや漫りに許す可きに非ず依頼者中最も確實にして且つ最も利益ある産業に従事する者を選択して之に應ずべきや勿論なり去れば銀行の爲す所は世の資本をして最も利益多き産業に向はしめ社會の生産業を促がして最も利益ある進路を探らしむるの結果を生すべきや明なり蓋し資本の最も有利なる産業に向て移轉すべきは自然の法則にして銀行者を待て始めて行はるべきものに非ずと雖も銀行者の割引貸付の方針によりて其移轉に錯誤なく且つ大に速めらるべきや疑を容れざる所とす

第四 空商投機の弊を防ぎ資本の放下をして安全且つ確實ならしむること

前段述べしが如く銀行は資本の放下法に就き常に注目留意を怠らざるを以て確實ならざる産業家に對しては融通を拒絶し以て空商投機の弊を防ぎ資本の放下

をして安全ならしむるの効ある者とすイリー氏は今日米國に於ける詐偽的「トラスト」の資本家に及ぼす害毒の十八世紀に於ける投機事業の害の如く大ならざるは全く之を防遏する諸勢力の存在に歸すとし就中今日の銀行家の注意周到にして新事業の確否を達觀するの眼力は其最も顯著なるものなりと曰へり

Political Science Quarterly, Vol XIII, No 2, p. 312. (Finney, "The Result of the German Exchange Act of 1896.")
Fry, Monopolies and Trusts, p. 215.

第五 物價の激變を防ぎ細民を濟ふこと

銀行は資本の移轉を促かし其方向を定め安全にして且つ確實なる事業に向はしむること前述せしか如し去れば資本の移轉に錯誤あり若くは其移轉の急激に失するより生すべき夫の恐るべき物價の變動を防ぎ又細民をして窮困に陥らしむる等の弊害を未然に除き得るの效あるものとすフォックスウェル氏曰く「資本の移轉其方向を誤まり若くは過激に行はれ常に生産社會を攪亂し特に細民に大害を加ふることあるは蓋し我經濟組織の一大缺點にして之を未然に防くは實に今日の急務と謂はざる可からず然而して資本放下の時期及び方向の其當を得るや否やば物價の變動如何によりて之を判斷することを得へし去れば銀行か如何に

物價の變動をして小ならしむるやを究むるときは即ち銀行の資本移轉上に及ぼす効果を知るを得べきなり之を概論すれば銀行業務發達の結果は猶ほ大市場の創設に髣髴たるものあり若し經營其宜きを得んには物價の變動をして愈小ならしめ生産業の鞏固得て望み得べきなり⁽²⁾

(1) Wagner, Der Credit in Salzhberg's Handbuch I, pp. 394-397.

(2) Journal of the Institute of Bankers, Vol VII, p. 62 (Forewell, "Social Aspect of Banking")

第六 商工業者の勞費を省くこと

銀行は其華主の爲めに手形其他の代金取立を爲し又華主の預金に對して振出す所の小切手を支拂ひ手形の代理支拂等を爲すを以て其出納の手數費用を省くこと大なりとす商工業者は銀行なくんば其日々收納する所の貨幣手形等を自ら保管し自ら手形其他の代金取立を爲し自ら諸種の支拂を爲さざるを得ざるを以て其大なる者にありては多數の出納方を聘用し其費用決して小ならざるべし加之手許に備へ置く所の現金は毫も利殖せざるなり然るに銀行を利用する時は日々の収入は之を預金と爲し取立支拂等は銀行をして取扱はしむることを得べきを以て多數の出納係は之を聘するに及ばず支拂殘金に對しては相當の利子を得べ

きなり

第七 商業社會の美風を養成すること

銀行業務の發達に伴ふ貸借の相殺は商業社會に一の美風を養成す何ぞや契約期限の重すべきことを知らしむること即是なり蓋し吾人人類は期限通り其義務を履行せざる惡癖を有す然るに銀行其間に立つ時は大に之を矯正す箇人間に於ては支拂の遲延約束の不履行は吾人の常に見る所なれども相手方銀行なる時は這般の如きことは殆ど行はれずと云ふも不可なき位なり是れ銀行業務の性質に附隨する一大效果にして商業上の信用を保全するに最も緊要なることなりとす蓋し期限を守ることのみが總ての徳義を生むとは謂ひ難きも遲延荏苒か個人的及び社會的諸惡徳の母なることは疑ふ可からざるに似たり凡そ約束を固守し遲延なく之を履行する程其人の責務を輕からしむるものあらず義務なるものは之を果さざるに従ひ益々重きを加るものにして一度之が履行を遷延する時は更に幾度も之を遷延するに至り債權者の督促急にして且つ其度を重ぬるに至れば債務者たる者は其都度益自重心を失ひ終には不正の行爲をなし恬として耻じざるの

不徳漢と化するに至る遷延の弊亦恐る可しと謂はざる可からず果して然らば此害毒を矯正するの力ある銀行業務の效績亦決して没す可からず之を小にしては商業社會の信用を高め之を大にしては一般國民を教導して以て其道德を進歩すウォーカー氏は今日英米の小賣商業に行はるゝ一價組織ワンプライシステムの發達は主として兩國銀行業の感化に由るものに非る歟と疑ひ左の言を爲せり⁽¹⁾

〔英米二國の小賣業は數十年前以前までは今日の歐洲大陸諸國と同しく懸引直押賣買を以て其常態となせり然るに今日にありては英米を通じて小賣業者は皆其賣捌く所の物品に對し最廉價額を得るを以て商業上の徳義と思惟し人により場合に應じて其賣價を異にする等の事一切是なきに至れり是れ兩國銀行業の發達に伴ひ其徳義の重すべきとを以て社會を教へたるに因るものに非る歟

(1) Walker, Money, Trade, and Industry, pp. 249-53.

See also Huxley on Banking, 4th. ed, pp. 53-87.
Bell, Philosophy of Joint Stock Banking, Ch. VII.

銀行の效用は大略上述の如し其偉大なる社會凡百の事物中蓋し多く比類を見ざる所なりコムトは銀行は人類生業の自然的指導者にして銀行者なくんは産業組

織は得て之を望む可からず而して銀行の本能は其善良なるものを幫助し不良なる者を撲滅するに在り故に社會の政權は擧て之を銀行者に委し輿論を以て之を監視するを得策とすと主唱するに至れり⁽²⁾是れ非常なる誇張説にして採るに足らずと雖も亦銀行の效用の偉大なるを表白するものなり然りと雖も利益の存する所害惡亦之に伴ふは數の免れざる所銀行と雖も豈に唯利益のみを有し毫も害毒を及すことなしと謂ふ可けんや蓋し銀行業務は其基礎を信用に置き社會に與ふる所の效益は其割成する所の信用行爲の結果に外ならされは信用其物に附隨せる危険は即ち銀行業務の弊竇なりと云ふを得へし惟ふに信用の危険は單り其濫用のみに座せず其最も恐るべきは濫用の結果として世人の投機心を鼓舞するの點に在り銀行にして若し其業務經營上毫も慎重の態度に出てす漫りに資金の融通を許すか如きとあらは終に一般社會を誘ふて投機空商に狂奔せしめ經濟社會の利器たる銀行其物は終に之を攪亂基微するの兇器と化せざるを得ざるなり⁽³⁾

(1) Comte, System of Positive Polity, English Translation, Vol. IV, pp. 276, 301, 304.

(2) 信用の利器たるを同時に其效活にして濫用の弊大なるは Wagner, J. S. Mill, Schlichte, Michaelis, Von

ふべき預金にして預金手形預金は預入と同時に預金手形を發行し其所持人の要求次第手形引換に其金額を支拂ふことを約束するものなり定期預金は豫め返済期限を定め其期限に至り返済すべきことを約束するものなり通知預金は引出に先ち豫め通知するの約束にて預るものなり

第二。銀行基金の運用。

割引。銀行は其資本金積立金及び預金を基本とし新たに其數倍の債務を創出して手形の割引及び貸付を爲す之を銀行基金の運用と云ふ割引とは満期日の未だ到着せざる爲換手形若くは約束手形を買入るゝの謂にして割引料と稱し割引の日より手形期日迄の利息を差引き其残手取金を割引依頼人の當座預金中に編入して自由に引出すことを許すものなり即ち銀行は割引を爲すによりて未來に支拂はるべき手形を買入れ其代として何時にても引出に應すべき債務を造出して之を負擔するものなり

割引に短期割引長期割引の二種あり割引の日より支拂期日までの期限の長短によりて之を區別す

貸附。貸附とは銀行か其華主に貸金融通を爲すの謂にして銀行は之により未來に或金額の支拂るべき債權を獲得し之に對して何時にても引出に應する債務を創出して渡すものなり其割引と異なるは割引にありては手形の成立を必要とすれども貸附にありては手形を用ゐることはなり

貸附に三種あり曰く保證貸附曰く擔保貸附曰く信用貸附是なり保證貸附とは英語にて「キャツシクレヂット」と云ひ蘇格蘭にて盛に行はれ保證人を立てしめて貸附を爲し其約定金額を限り何時にても引出すことを許すものなり擔保貸附とは又普通貸附とも云ひ擔保を供せしめ貸附を爲すを云ひ信用貸附とは保證人も立てず擔保をも差入れしめして融通を許すを云ふ而して擔保貸附及び信用貸附にありては其手取金を當座預金に振替へ引出を許すを例とす以上三種の貸附の外尙ほ當座貸越と稱するものあり或は證人を立てしめ或は擔保を供せしめ若くは無擔保無保證にて或金額を限り當座預金の額を超へて引出すことを華主に許すものなり

貸附は亦之を期限によりて區別するときは長期貸附短期貸附「コールローン」等の

各種あり就中「コールローン」と稱するは歐米の大市場に行はるゝ所にして期限を定めず何時にても銀行の要求次第返済すべしとの契約に基くものなり
 手形割引及び貸附より生ずる當座預金は其發生の原因を異にすと雖も其法律上の性質銀行基金の一部たる直接當座預金と寸毫の差異あることなく共に華主の要求次第何時にても支拂ふべきものにして實務取扱上に於ても此二者間に何等の區別を設くることなし

當座預金に對しては其直接に生ずるものと割引貸附の振替より起るものを問はず其平常及び不時の引出に應ずる爲め銀行は相當の支拂資金を蓄るを要す而して其平常の引出に充つるものを日常出納資金と云ひ不時の要求に充つるものを支拂準備金と云ふ然れども其預金に對する割合に就ては理論上一定の規則あることなし

公債證券地金銀等の賣買 銀行は手形の割引及び貸附を爲し尙ほ其銀行基金に餘力あることを發見する時は公債證券優等株券地金銀等を買入れ以て利益を營むことあり然れども此種の業務は其賣買の目的物より生ずる利息配當金の外尙

は其目的物其物の價格の變動により利益を營むを以て目的とするものなれば其性質投機的にして往々銀行の本業以外に趨るの弊あり故に銀行者たる者は割引貸附を爲し尙ほ餘力ある時に非んば決して此種の取引に従事すべからざるなり
 然りと雖も銀行が過度の貸出を爲し若くは市場の情勢により其支拂準備金の不足を感じ之を補はんか爲め本位貨幣の地金を購入するか如きは時に銀行の當然爲さるを得ざる所にして決して其本業以外に馳するものと謂ふべからず又華主より造幣地金を買入れ其代金を預金に振替へたる場合の如きにありては其取引は地金の購入には相違なきも畢竟直接現金預金に外ならされは其本銀行基金を増すものにして決して投機を營むものに非るなり

第三〇 兌換券の發行

銀行は上述の業務の外尙ほ兌換券を發行することあり兌換券發行は往時銀行業務中重要なものなりしか現今に於ては預金の發達と共に大に其事情を異にし必しも銀行たるに必要缺く可からざる業務として目す可からざるに至れり今日商業の中心に於ける諸銀行が一葉の紙幣に發行することなくして克く其社會

に交換の媒介物を供給するの事實は以て之を證明するものとす
 惟ふに兌換券の發行は預金の變體に他ならず何となれば銀行は兌換券を發行するによりて社會に交換の媒介物を供給し公衆に對し其丈の債務を負擔し而かも其債務の性質は預金と同じく何時たりとも要求次第支拂ふ可きものなればなり
 宜哉預金事務の未だ充分に發達せざる社會に於ては銀行者は兌換券を發行して貸出を爲し以て其社會に交換の媒介物を供給し社會は亦銀行の兌換券發行を待て大に其經濟上の利益を享有するや

右述るが如く兌換券は全く預金と同一の性質を有するものなれば銀行者は預金の場合と同じく其發行兌換券に對して相應の支拂準備金を蓄ふることを要するや勿論なりとす而して其割合は亦預金の場合と同じく理論上一定の標準なしと知るべし

第四 銀行附隨の業務

本節第一及び第二に述べたるが如く銀行の本業は銀行基金を得之を運用して割引貸附を爲し其手取金を預金に振替るにあり而して其本業に附隨する業務亦尠

しとせず爲換代金取立保護預有價證券の委託賣買等は其主要なるものなり

爲換 銀行は華主の依頼に應じ其支店若くは取引店に宛て爲換手形若くは送金手形を發行し又是等諸店の當店へ宛て振出したる爲換手形送金手形の支拂に應ず之を銀行の爲換事務と云ふ爲換事務は二地方間又は二國間の貸借を相殺するものにして其效用の大なる何人も認め得べき所なり然れども預金事務の發達と共に内地送金は小切手を用ゐて之を爲すに至ると以て内地爲換事務は益其緊要の度を減するに至るは自然の結果なりとす今日倫敦に於て内地宛の送金手形の發行殆ど之なきの事實亦決して偶然に非ざるなり

爲換手形送金手形の發行は亦銀行基金の一端を爲すものにして銀行は之を發行し其支拂まで一時其代金を使用することを得るなり尤も預金を有する華主よりの依頼なる時は爲換の代金は小切手を以て支拂ひ來るが故に其丈預金を減するのみにして銀行基金之が爲めに新たに加らざるや明なりとす

取立 取立とは華主又は他支店の依頼に應じて手形の代金を取立つる代理事務を云ふ然れども銀行は手形代金の取立のみならず時に或は公債證書の元利金株

券の配當金杯の代理請取をも爲すことあり而して其取立たる代金は特別の依頼ある時の外銀行は直ちに之を送付せず他支店勘定の貸方若くは華主の預金勘定の貸方に編入するを例とするが如し

保護預 銀行は堅牢なる倉庫を有し其華主の依頼に應じ貴重品の保護預を爲し以て盗難火災の虞なからしむ之れ世人の大に便とする所なり而して銀行が公債證書社債券株券杯の保護預を引受る時は其利子配當金の代理受取を爲し其領收金を華主の預金に編入するを例とすること前段述べしが如し

證券委託賣買 華主の依頼により證券仲買人を使用して公債證書社債券株券等の賣買を爲す之を證券委託賣買と云ふ近年中央地方財政の膨脹株式會社組織を以て經營する事業の増加は大に是等證券の發行を促し隨て銀行附隨業務の一として證券委託賣買なるものを生ずるに至れり而して銀行が此業務より獲得する利益は賣買口銭なりとす

以上吾輩は銀行業務の一斑を説述せり今や更に詳しく其各項に就き章を逐て講究せん

第二章 資本金

第一節 資本金の性質

銀行の資本金の性質は銀行資本金と一般商工業の資本金との差異公稱資本額と拂込資本額との比例及び銀行基金と資本金との比較に就て説述すれば之を明にすることを得べきなり

一、銀行の資本金と一般商工業の資本金との差異 銀行も亦他の諸業と同しく資本金を備へて始めて其營業を開始し得べきなり銀行の資本金は銀行機關運轉の基本たり原動力たるものにして預金之あるか爲めに來り銀行業務之か爲めに起るか故に銀行にとり極めて緊要なるものなるや論を竣たす然れども銀行の資本金は他の商業或は工業を營む者の資本金と異なり其多寡は必しも事業の大小に伴はざるなり何となれば商工業者は全く其資本金を以て事業を經營するものにして資本金なくんば片時も成立すること能はず資本の多寡を以て直ちに其業務の大小をトして大差なきも銀行業は大に之と其趣を異にし主として其預金を基礎とし業を營むものなればなり之を先進國の例に照すに英國の如きは普通の

商工業株式會社にありては其事業に必要な額を資本金とし悉く之を拂込まし
 め尙ほ必要あれば新株若くは社債を募ることとし決して現今我邦に見るか如く
 徒らに公稱資本額のみを大にして其拂込は多くは法定の最小額に止め置くか如
 きことなきに獨り銀行にありては之に反し實際の拂込は其公稱資本額に對して
 極めて小額に止まるもの多きか如し是れ畢竟銀行事業は公衆の預金を以てする
 を其本體と爲し其預金を吸収するの策として實際所要の額よりも公稱資本金額
 を大にし未拂込の金額を以て債務に對する擔保となし置き以て信用を得るの必
 要あればなり

① 銀行條例改正に對する有樂會特別委員會の決議明治三十五年一月十九日時事新報

二、公稱資本額と拂込資本額 右述へしか如く銀行の資本金は其性質一般商工
 業者の資本金と異なり單に信用を得るの一方便たるに過ぎず銀行基金の大部分
 は之を預金に仰かざるを得ざるか故に公稱資本額は世人の信用を得る爲め故ら
 に之を大ならしむる必要なきに非すと雖も其實際拂込高に至つては其業務の性
 質より打算して必しも大なるを要せざる而已ならず却て比較的小額ならしむる

を以て得策とすへきなり然り而して其二者間の割合に就ては嘗て一定の標準な
 く全く銀行者の判断に一任するの外なきなり然れども公稱資本額に比して拂込
 資本額の多きに過ぎ或は少なきに失するか如きは策の得たるものに非ることを
 記憶せざる可からす要は其所在地の情况業務の性質に鑑み適度を得るに在りと
 す蓋し銀行か預金若くは其他の方法により一定の負債を爲し業を營み之より生
 ずる一定の利益を配當するに中り其拂込資本額大なる時は小なる場合に比し配
 當の率低きは當然の結果なるを以て若し拂込額多きに過ぐる時は或は利潤の増
 殖を計り配當率を高めんか爲め漫りに貸出を營み投機空商を獎勵するか如きこ
 となきを保せざるなり之に反して若し拂込資本額極めて小額に失する時は其配
 當の率は大なるへしと雖も市場一旦變調を呈し預金の引出熾に起るか如きこと
 あらば銀行は其急に應ずる能はざるの虞ある而已ならず平時と雖も動もすれば
 貸出を引締めざるを得ざる場合に陥り易く隨て市場の金融上遺憾なきを得ず銀
 行の機能を充分に盡す能はざるべきなり

Bell, The Philosophy of Joint Stock Banking, pp. 92-93.

三、銀行基金と資本金 銀行基金とは銀行が其華主に許す所の貸出の基礎となるべき資金の總稱なり故に銀行基金は拂込資本金及び積立金中の流動資本(積立金に就ては第三節参照)及華主より受入る所の預金貸出の振替より生ずる者に非ずの二者より成る然れども銀行基金中其要部を占むるものは預金にして其資本金より來るもの、如きは極めて少額なりとす銀行業務の未だ充分に發達せざる社會にありては銀行基金の大部分は其資本金なり隨て斯る社會に於ける銀行の業態は貸金業と相擇ますと雖も現今英米の如く銀行の利用盛なる所に於ては銀行基金中資本金より來るもの、如きは實に九牛の一毫に過ぎず隨て重要視せられざるなりオバーストン卿曰く銀行の資本金は其信用を保持し世人をして取引上確實なりとの念慮を抱かしめ又萬一の場合に債務履行の資に充つる爲め必要なるものにして銀行基金の上より見る時は餘り重要なるものに非ずと卿の時代に於て尙ほ然り二十世紀の銀行に於ける基金中資本金より來るもの、位置亦知るべきのみ

(一) Samuel Jones Loyd, Tracts on Currency, p. 295 (A Second Letter to T. B. Smith).

第二節 資本金と預金及び貸出との割合

銀行の資本金は銀行業務の由て樹つ所の基礎たること屢々述へしか如し果して然らば資本金と預金との割合及び資本金と貸出との割合は如何にすべきや是れ當然起らざるを得ざる質疑なり

一、資本金と預金との割合 ギルバート氏曰く銀行の資本と其負擔すべき債務との比例は銀行により素より差等あるを免れずと雖も凡る銀行の資本は必ず其負債即ち預金及び發行兌換券の合計額の三分一以上たる可しと云ふも敢て過酷に非ざるへしと然れども右ギ氏の説は同氏が其銀行論を上梓せし頃即ち英國に於ける株式會社銀行の尙未だ幼稚なりし時代に於ては或は適切なりしやも知る可からずと雖も吾輩は今日迄の經驗に照らし銀行の負債増加し其資本との懸隔愈大なるに至るも銀行の信用爲めに必しも傷けらるべきものに非るを知るなり若し夫れ假りに今日の英國に於ける銀行が右ギ氏の説に従ひ大に其資本を増殖して債務の三分一に當るものごせんか其營業利益は爲めに殆んど消滅するに至るべきや必せり亦以て同氏の説の探るに足らざるを知るへし

(7) Gilbart, History, Principles and Practice of Banking, Vol. I, Sec. XXIV.

果して然らば資本金と負債との割合は如何なる標準に従ひて可なるやと云ふに吾輩は此問題に對して理論上嘗て一定の標準を得べきものに非すと答へざるを得ず何となれば元來預金義務履行の確否は華主の預金引出の緩急銀行の支拂準備金の多寡並に資産の性質等によりて決せらるべく其資本金との懸隔大なれば必ず危険なりと云ふ理由なき而已ならず斯の如き事項は數字を以て之を律し得べき性質のものに非ればなり況や銀行の信用大なる時は公衆の直接預金多く銀行基金爲めに膨大し其結果貸出の増加を見其振替によりて預金益々増殖すへきに於てをや

George Fife, Country Banker, Letter XXXV, p. 260.

Dunbar, Theory and History of Banking, ch. III, p. 20.

二、資●本●金●と●貸●出●の●割●合● 貸出の多寡は銀行基金の大小によりて決せらるべく銀行基金の大部分は公衆よりの預金を以て成り資本金の如きは其一小部分たるに過ぎざること既に述へしか如し去れば銀行の信用厚く預金多ければ資本金

と貸出との差隨て大なるへく之に反する時は隨て小なるへきや明かなりとす果して然らば資本金と貸出との割合亦之を律し得べきものに非るや論を要せざるなり然るに往時法律を以て銀行の資本金と其貸出との割合を規定したる例あり米國マサチューセツト州に於ては千八百六十年銀行貸出の總額は其資本金の二倍を超過することを得ずとの法律を發布せり惟ふに斯の如き制限は決して確乎たる理由ありて設けられたるものに非ず單に一個の空想より出てしに過ぎずして毫も採るに足らざるなり其有害無益の干渉にして經濟調理の道に非るや明かなりとす之を要するに資本金に對する貸附割引の割合は其預金との間に於ける割合と同じく主として之を銀行者の自營的判斷に任するを以て最良の策となすなり

(7) Revised Statutes of 1860, c. 37, § 35.

第三節 積立金

積立金は毎期利益の幾分を割て或は毎期利益配當の率を平等ならしむる爲め或は不時の損失例へは滞貸の類を補填する爲め若くは營業家屋什器等の價格遞減

に備ふる爲め又は役員の不正行爲等より生ずる損失を償ふ爲め積立るものなりと雖も事務經營上より云ふ時は資本金と同視し得べきものなり世人動もすれば積立金を目して常に筐底に死蔵せらるゝものゝ如くに考ふと雖も非なり積立金は亦た資本金と等しく平素運用利殖せらるゝものにして簿記上銀行原簿の貸方に現はれ同時に之に對する同額の資産は必ず或る形體を以て其借方に存在せざるを得ざるなり

積立金の多寡は大に銀行の地位信用に關係し其金額大なれば隨て銀行の地位鞏固に且つ其信用厚からざるを得ざるなり去れば確實なる方針を採る銀行は當初より漫りに配當の大なるを欲せず豊富なる積立金を具へんことを努めり蓋し積立金大なるに至れば配當を要せざる資本金の増加せると同一の結果を生し銀行の利益之が爲め益多きを加へ配當の率愈大なるべきなり何となれば銀行の利益は其拂込株金に對してのみ配當せらるゝものにして積立金に對しては一文の割當を要せされはなり

第四節 資本金及び積立金に關する法律

資本金及び積立金の性質に就ては上掲諸節に於て既に之を説明せり是等のものは銀行債務辨済に對する最終の保證なるを以て其金額大なるに隨ひ銀行の位置鞏固を加ふべきや勿論なりとす是を以て銀行政策として國家は法律を以て特に其最少額を制定すること往々あり北米合衆國々立銀行條例の最小資本金を十萬弗と定め銀行所在地の人口三千を超過せざる時は特に二萬五千弗以上の資本を以て銀行を起すことを許すとありとせるか如き瑞西に於て銀行の最小資本額を五十萬法全額拂込と定むるか如き加奈陀に於て公稱資本最小額を五十萬弗とし必ず其半額以上の拂込を命ずるか如き其他諸國の商法及び銀行條例の積立金若くは資本金に關する種々の規定を設くるか如き皆其例證なり而して其金額に關しては理論上一定の標準なく全く立法者の判定に委する外あるべからずと雖も法定資本最小額の如きは餘りに多きに過ぐる時は銀行の設立を妨げ隨て銀行の利便を普及すること能はず少なきに失する時は濫設の弊に陥り危險尠からるか故に立法者たる者は是等を規定するの要を見るに於ては克く社會の情況に鑑み適當の處置に出でざる可からざるなり

次に攻究すべき問題は株式會社組織の銀行に於て一箇人の所有し得べき株數の制限及び株主たるを得べき者の資産に關する制限是なり是等制限を置くの目的は前者にありては株主中少數の專横を抑制し後者にありては銀行破綻の際其預金主及び兌換券所持人の爲め其未拂込資本額の拂込を確實ならしむるに在り然れども第一の目的は株主の議決權に制限を加へ若くは重役の員數を規定するによりて之を達し得べきなり第二の目的に至りては上述の外他に方法あるべからずと雖も各株主の資産を計算し其一部を限り投資することを許すか如きは其實行極めて困難なることに屬す加之ならず各人の資産は増減變化するを常態とするか故に株式募集の際充分資格を具ふる者にも後に至り之を失ふに至ることなきを保す可からず而して絶へず之を調査し法律の命する所に従はしむるか如きは蓋し實際爲し能はざる所なり

第五節 株式金額

抑株式會社は資本團體にして株主の有する株式は自由に讓渡すことを得べき財産にして其株式の讓渡の自由は通常株式會社の一性質と見るも差支なきなり故

に株式の金額を一定平等にするは實際種々の便益を有す即株式の賣買は通常取引所に於てし時々相場を立つるものなるを以て額面の平等なる時は單に某會社の株券は幾何なりと稱して直ちに其高低を知ることを得其他會社に取りても株式一様なれば之を調査するに便利なるのみならず帳簿に之を記載するに就ても煩雜なる手續を避け得べく且つ利益配當に付ても又株主總會に於ける議決權を定むるに付ても其便甚た多ければ株式の金額は均一と爲すを例とせり

株式の金額を均一にするの必要前述の如し是を以て各國の商法は之を均一にし種々の事情を參酌して其最小額を律せり法定の最小額は如何なる業務を營む會社にても苟くも株式會社なる以上は之を遵守するの責任あるものとす然れども一會社を設立するに當り法定最小額以上那邊に其株式の金額を定むるを得策とするやの問題に至ては頗る講究を要する所なり

銀行の株式金額に就ては成るべく之を小にすへしと主張する論者と出來得る丈之を大なしむるを可とす主張する論者とあり前者の論據とする所は第一株式の金額を小にする時は銀行の最上の華主を以て目すべき夫の中流以下の人士を

招合するを得べきか故に彼等は自然其銀行と取引を開始し又多く華主を紹介し其結果銀行業務の繁榮を來し恐慌の際に於ては彼等は株主の立脚地より漫りに取付杯を爲さす百方銀行を庇護するの體度を探るへし是れ銀行の爲め非常に利益なりとす第二株式の金額小なる時は大なる場合に比し其賣買容易なり故に其價格割合に高く且つ賣買移轉毎に登記書換の手数料を得ること大なりと云ふに在り之に反して後者の論據とする所は若し株式の金額小なる時は中流以下の株主多數にして其地方に有力なる大資産家は自然是等と相伍するを好まず有力者の勢力を待つに非んば成效を期すべからざる事情あるに於ては是れ銀行の爲め大なる不利益と謂はざる可からず加之ならず恐慌の場合の如きにありては株主中に多く名望家を有するは管に公衆の信用を繋ぎ得べき而已ならず俄に未拂込額の徴收を爲すに當りても容易に其目的を達し得へしと云ふに在り

今上記二論者の所説を案するに共に理ありて俄かに其優劣を斷すへからずと雖も元來株式の金額の如きは銀行設立の事情及び其地方の情況に依りて決せらるべきものにして一定の標準を以て律し得べきものに非ざるなり要は銀行の信用

と其效用とを全ふせんか爲めには株主として如何なる階級を相手とすべきやを
 考查し以て適當に株式の金額を定むるに在りとす

Bell, Philosophy of Joint Stock Banking, pp. 95-98.

第三章 預金

吾輩は第一章第一節及び第二節に預金の性質を略述し且つ預金は普通銀行に缺く可からざる業務なる所以を説き第一章第三節及び第二章第一節に預金は銀行基金中主要なる地位を占むるものなることを論せり今や此緊要なる預金に就て更に深く研究を遂げんとするに當り先づ其發展を略述するは決して無益の業に非るへし

抑預金は其性質寄託に非すと雖も其名の示すか如く元と寄託事務に胚胎せしや疑を容る可からず即ち其濫觴は現今銀行の附隨業務の一なる保護預りにして火災盜難を防ぎ以て安心を買はんと目的に出てしものに他ならざりき之を史に徴するに曠昔希臘に於て政府并に箇人か其貨財を神靈の廟宇に託藏したるか如きアセンスの市民かトラベジテに其財寶を寄託したるか如きは純然たる保護預なり既にして爾來幾多の年月を経るに及び寄託者に於て第三者への支拂に供せんか爲め其預金を要するに際し自ら之か返還を請求せず受託者をして己れに代り之を第三者に支拂はしむるの慣習を生するに至れり之を管理預金と稱し上述

の寄託預金と區別す上掲アゼンスに於ける「トラベシテ」并に羅馬に於ける「アルゼンタリ」及び「メンサリ」の如きは古代に於て既に此種の業を行ひ就中羅馬に於けるものは管理預金の外尙現今の如く貸借の契約に基ける預金を取扱へりと云ふ中世紀に於ては以太利のベニス及びヴェノアの各銀行盛に管理預金を受け預主の指圖により之を第三者に支拂へり近世に於ては夫の阿姆斯特ダム銀行バンブルグ銀行の如き當時是等の都市に流通せる複雑の磨損貨幣を以て預金を受け帳簿上の振替法により良貨を社會に供給するの目的を以て起り二百餘年間其業務を繼續せしか其預金は管理物件として取扱はれ只預主の命令により振替を爲すに止るものなり然るに阿姆斯特ダム銀行は其預金を竊かに他に流用して利を營みしこと發覺し大に信用を喪へり英國に於ては十七世紀の初倫敦の市民其貴重品を金銀商ゴールドスマスに致し之か保管を依託し金銀商は後終に之を運用するに至り以て今日の意義に於ける預金事務を生出せり

右述るか如く預金は寄託を以て其濫觸とし稍變化して管理預金となり更に一轉して今日の意義に於ける預金と化したるものなり今日の意義に於ける預金は預

主に於て初より其所有權を受托者に移轉し受托者に許すに之を運用利殖するの權を以てするものにして其基礎を貸借の關係に立るものとす

Conrad, Handwörterbuch der Statistikwissenschaften, Bd II, „Banken“

第一節 預金の種類

預金は之を大別して四種とす曰く定期預金曰く通知預金曰く當座預金曰く預金手形預金はなり抑々世人か銀行に預金を爲すや左記三種の場合に於て之を爲すものと認むることを得へく隨て預金に種々の區別を生ずるなり

一、金額大ならず單獨に使用の方法乏しく若くは其額小ならざるも所有者自ら之を生産的に使用し能はざる場合又は其資金の性質上他に運用を許さざる場合

二、資金の所有者の業務の情況と世上一般の氣配とか其運用の良途を供せざる場合

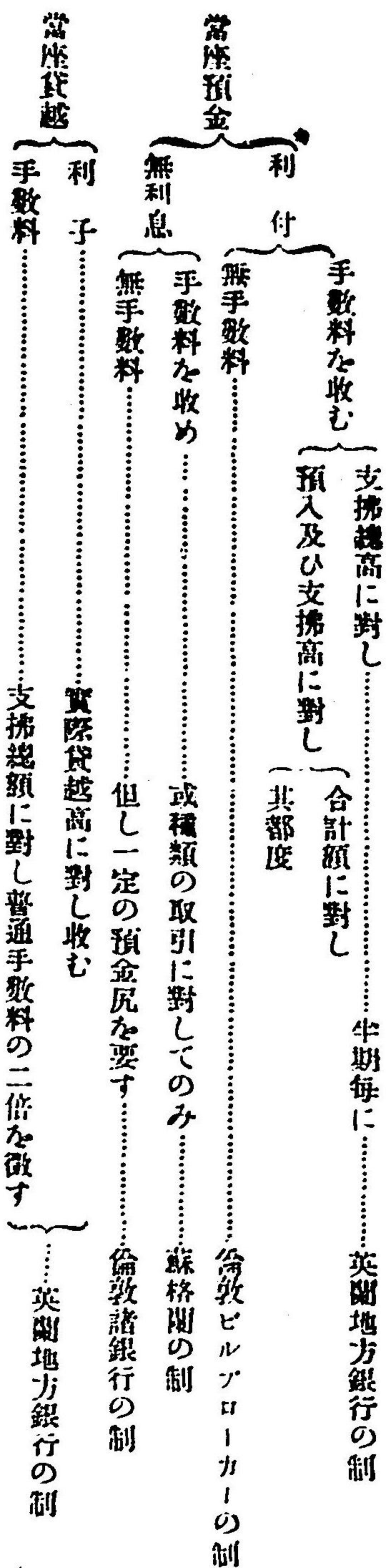
三、日々收受する金銀銀行にて融通を受けたる手形割引貸附の手取金及び日々の支拂に供する金銀を自ら保管する時は火災盜難の虞あり且つ收支の際其員數

の調査眞實の鑑識等尠なからざる煩勞を要するか故に之を銀行に預け銀行をして其出納を掌らしめ又手形小切手其他債權の取立に従事せしめんと欲する場合右第一第二の場合に於ては定期預金若くは通知預金を生し第三の場合に於ては當座預金若くは預金手形預金を生すること説明するまでもなし然而して利子歩合は前者に高く後者に低からざるを得す何となれば定期預金及び通知預金にありては銀行は豫め其引出の期日を知るを得べきを以て常に之に對して支拂準備金を貯るの必要なく隨て其全額を當座預金の準備金中に編入し若くは日常の出納資金に充つることを得べきも當座預金及び預金手形預金にありては何時其支拂を請求せらるゝや豫測し難く常に其何割かに相當する支拂準備金を貯ふることを要すればなり

定期預金は我邦に於ては通例三ヶ月六ヶ月若くは一ヶ年を期限とすれども英國杯にては三ヶ月期限のものは殆ど稀にして通例六ヶ月一年又は二年のもの多く長きは三年四年に亘るものあり倫敦銀行雜誌等に掲載せる定期預金の期限及び利率表を見るべし利率は期限長き程高きは説明するまでもなし

通知預金は廣く諸國に行はるゝものにして通例三日とか七日とか前に豫告を與へて引出すべき契約に基くものとす此物は其性質定期預金と當座預金との中間に位するものなるが故に其利率も亦

定期預金よりも低く當座預金よりも高きものとす
 預金手形は預金に對し同額の手形を渡すものなれば保證小切手に類似せるものなり隨て利子を附せざるを常とす
 當座預金には利子を附することあり一切利子を附せざることもあり倫敦紐育の如き市場に於ては無利子なるを通則とすると同時に華主の爲め無手数料にて手形の取立其他の事務を掌れり但し常に一定の預金尻を要するものゝ如し倫敦に於けるビルアローカーは例外にして利子を附するを例とせり我邦に於ては日本銀行を除き大抵皆利子を拂へり
 左に掲ぐる表は參考の爲め George Rae, Country Banker, Letter XVIII 及び John Rae, English and Scotch Banking (London Bankers' Magazine, April 1900, p. 557) 等より摘録したる當座預金當座貸越の利子及び銀行の徴する手数料に關する諸制なり



歐洲の中央銀行に於ては當座預金に利子を附せざるを通則となすのみならず英國銀行に於ては一當座勘定より一年間に生したる利潤を其振出したる小切手の枚数にて除し一枚に付利潤六片以下なる時は預金尻の増加を要求し又は取引を謝絶すと云ふ

預金は又た之を其發生上より區別する時は二種となすことを得へし曰く直接預け入れに係るもの曰く割引貸附の振替によりて生ずるもの。是なり定期預金及び通知預金は主として直接預入れに係ると雖も當座預金は直接預金及び振替預金の二者より成立す此區別は經濟上頗る緊要なるにも拘らず學者の之を認むる者甚だ寥々たるは吾輩の了解すること能はざる所なり蓋し經濟の未だ充分に發達せざる社會にありては銀行の預金は其定期たるを當座たるを問はず主として公衆の直接に預け入るゝ金錢を以て成り銀行の貸出亦た其資本金の一部たる現金と右直接預金との合計額以上に出づる能はざるへしと雖も商工業の充分に發達せる社會にありては銀行は其資本金中の現金及び直接預金を基本となし其數倍に當る金額の割引貸附を營み其手取金は直ちに之を依頼者に引渡すことなく振替の方法により之を依頼者の當座預金中に編入するを例とせり去れば此振替より生ずる當座預金は常に直接預金の數倍に當り預金中實に其大部分を占むるものとする實務上に於ては右二種の當座預金を區別せず其總額に對し支拂準備金を備ふと雖も實は各種の直接預金は資本金の一部たる現金と共に銀行の支拂資

金となり其内少許の日常出納資金を控除し殘餘は悉く支拂準備金となり當座預金全體の引當となるものなり斯の如く直接預金と振替預金との區別を認むるは學問上單り利益ある而已ならず銀行業經營上亦最も緊要なることに屬す何となれば振替預金は銀行の割引貸附の結果なるか故に銀行の貸出方針次第自由に之を展縮することを得へきも直接預金の伸縮は寧ろ預主の意志によりて決定せらるべければなり之を恐惶の場合に見んか小銀行の預金大銀行に移轉するは事實なり然れども其大銀行にして大に其貸出の方針を革め専ら引締主義を採るに於ては振替預金の新に起るものなく貸附金及び割引手形の代金は期日に至り小切手を以て返濟せられ其都度振替預金減少し其結果は直接預金に於ては増加を見るも預金全體に於ては大に減縮を呈せざるを得ざるなり

直接預金と振替預金との別を認むる時は又た左の諸問題を解決し得へきなり

一、恐惶の將に起らんとする時は銀行預金は減少するを常とすと主張する論者あると同時に否な決して然らず恐惶襲來の前には銀行預金却て増加すと主張する論者あり而して事實は雙方を證明せり右二説何れか正當なるや

A. C. Stevens 氏は Quarterly Journal of Economics, Vol VIII, p. 117 に「恐慌の起るに中りては其前徴として銀行預金の減少を見るを通則とす吾人は往々斯る現象を目撃せざることをあれども其は例外として目すべきなり」と曰へり
 De Concey W. Thom 氏は Clément Juglar 氏の著恐慌論の一部を英譯し其緒論に左の如く曰へり
 「銀行預金の増減は商況の如何に照應す商業有望にして振興する時は預金増加し恐慌顛覆の有様を呈する時は預金減縮す」
 然るに Clément Juglar 氏彼れ自身 Book, Dictionnaire Général de la Politique 中に之に正反對の說を爲して曰く
 「恐慌論の大家の或者は恐慌は多くは預金の引出しより起る正貨準備の急激なる減少に因りて生ずと主張すれども之れ大なる誤謬にして事實は其正反對の證明を與ふ」と

吾輩を以て之を見れば右二箇の主張は何れも正當なりと雖も共に偏見に陥りたりとの誹を免れす何となれば右二箇の主張は銀行業務の發達如何に由り恐慌襲來前に於ける預金の増減に異同あることを忘却したればなり換言すれば銀行預金中に直接預金たるものと振替預金たるものとの區別あることを明かにせされはなり蓋し銀行業務未だ幼稚なる社會に於ては其預金の増減は貨幣の消長に伴ふか故に正貨海外に流出し或は人々恐怖心を起し貨幣吸収に致々たる場合には預金の減少を見ざるを得ず隨て恐慌到來の前兆として預金の收縮は當然の結果なりと雖も銀行業務大に發達し預金の大部分は貸附割引の手取金振替より生ず

る時は貨幣吸収の如きは預金總額の上に左程の影響を及ぼすものに非ず恐慌前貸付割引の擴張は之を補ふて尙ほ餘りあるものとす故に斯る場合に於ては却て預金の増殖を見るべきなり

二、英米の如き先進國に於ては銀行の貸附割引高と當座預金とは其額殆ど符合し其増減を共にするか如きは如何なる理由に基くや

Report of the Comptroller of the Currency for 1897 は一八六三年より九七年に至るまでの米國々立銀行の貸

出及び預金を比照し其符合を示せり

此問題も亦進歩せる銀行業に通曉せざる人士に取りては頗る難問たるか如く感せらるへしと雖も上述の直接預金及び振替預金の區別及び其多寡を知るに於ては之を解決すること最も容易なるへし

三、當座預金は果して世の購買力交換の媒介物を増殖するものなるや否や
 前にも述べしか如く銀行の利用充分ならざる社會に於ては預金は主として直接現金預金のみにして銀行の貸出亦た之を拂出すによりて行はるゝを以て預金は毫も世の交換の媒介物を増殖せずと雖も經濟の進歩せる社會に於ては銀行預金の大部分は振替預金なるかに大に交換の媒介の増殖を見るなり割引の振替よ

り生ずる當座預金は既に交換の媒介として使用せられしものにして將來に支拂はるべき手形を變じて現在の交換媒介と爲せしものなるか故に其購買力をして一層強大ならしめしに止まると雖も貸附の振替より生じたる當座預金にありては全く新に交換の媒介を創出するものと謂はざる可からず隨て其全額より之に對する支拂準備金を控除したる差額丈世の交換の媒介を増殖する道理なりとす。讀者は以上述へし所により預金發生の原因に二種あることを了解せしならん今や一步を進めて各種の預金中最も緊要なる當座預金の本能に就て説明せん

第二節 當座預金の本能

當座預金は其直接に預け入れたる者と割引貸附の振替によりて生じたるものとを問はず何時にても預金主の要求次第支拂ふべきものなるに由り經濟上其盡す所の職分は一種完全なる交換の媒介支拂の具として用らるゝに存せり預金が一のカレンシー¹なることは千七百九十年の昔米國のハミルトン氏既に之を詳説せり曰く

「凡る銀行の其華主に許す所の貸附は其最初の形體に於ては等しく皆帳簿上の

信用にして銀行は借主の望に任せ其金額丈紙幣にても正貨幣にても要求次第支拂ふべきことを受合ふ者なり然れども實際上多くの場合に於ては借主は貨幣の支拂を請求することなく引出小切手を振出し之を其債主に交付し債主は亦之を他の支拂に用ゐる若くは直接に之を銀行に差付け銀行に於ては之を受入ると同時に帳簿上勘定の振替を爲すを例とす斯の如くにして信用の輾轉盛に行はれ其都度貨幣の用を達す¹云々

¹ Report on a National Bank, Dec. 1790, p. 2.

今や更に詳しく預金の通貨たる所以の理を説明せんに抑々當座預金の預け主の支拂を要する時は其好みに隨ひ現金を取付け之を以て債主に支拂ふか若くは銀行に宛て小切手を振出し之を債主に交付するか二者孰れの方法に従ふも全く其隨意なりとす而して若し後者による時は支拂は債權の移轉によりて決行せられ其之を代表する小切手なるものは現金の代用を爲すの效ある者にして之を受取る者更に之を他に輾轉し若くは之を自己の預金として銀行に差入る時は更に一層其效用をして大ならしむる者とす而して此現金代用の事たる小切手の振出

人受取人の雙方共に同一の銀行と取引する場合に於ても又別々の銀行と取引する場合に於ても等しく行はれ得べき所にして別々の銀行と取引する場合に於ては同一の銀行と取引する場合に比し只其手續少しく複雑となるのみ即ち同一の銀行と取引する場合に於ては甲なる振出人の振出せる小切手は乙なる受取人によりて銀行に預け入れられ銀行は其金額を甲の勘定より控除し之を乙の勘定に振替れば以て足れりとするも甲乙其取引する銀行を異にする場合に於ては乙は甲より受取りたるA行宛の小切手を自己の銀行Bに致しB行は多くの預主より受入れたるA行宛の小切手を取纏め毎日A行に送りA行の有する自己宛の小切手と交換し其差額を現金にて受授する者とす然り而して多數の銀行間に交換すべき小切手ある時は各行皆一々使丁を派して之を交換するときは多く人と時とを要するを以て毎日時を期して同一の場所に集り交換を爲すを以て便利とするに至る之れ手形交換所の起る所以にして其決算方法は各行共其組合銀行全體に對する權利義務を算出し交換所を相手として其差額の受拂を爲すに在り斯の如くする時は現金受授の高大に減し現金の用亦隨て省畧せらるゝなり而して若し

交換所の外に中央銀行なるものあり各行皆之に預金を爲し居る時は其帳簿上の振替により正貨の授受は全く省略せらるべし
 斯の如き方法を以てする時は預金は交換の媒介支拂の具として最も便利なるものとなり帳簿上一片の記入を以て手数も少く危険もなく克く凡百の貸借を辨濟することを得るなり加之通貨中預金程流通の迅速なるもの蓋し之なく公立銀行私立銀行の等しく發行し得る所にして兌換券の如く嚴密の法律によりて羈束せられず偶々米國の制の如く其支拂準備金の割合を規定することありと雖も其以外に立法權の及ふこと之なきか如し
 預金の通貨として便利且つ適當なるは常に右述たる點のみに限らず亦他に一の緊要なる性質を有するに由る何ろや世の需要に應じて自然に伸縮するの性質を具ること即是なり之を實例に徴するに米國に於ては紙幣の流通額減少する時は預金増加し之に反する時は預金減縮し常に交換の媒介物をして過不及なからしむること統計の證明する所なりダムパー氏は曰く

「近來米國に於て預金事務の發達は實に著きものあり之か爲め紙幣發行額の増

減の如きは今や殆ど思慮を旋らすの價值なきに至れり……實に吾人は米國政府が其發行紙幣を悉皆償却し國立銀行亦其紙幣を悉く引上げたりと假定するも米國は之か爲め通貨の缺乏を感ずることなしと迄斷言し得るなり……通貨として預金の有する弾力及び紙幣減少の際其不足を償ふの力は「コムトロ—ラー」官の統計に照して明白なりとす云々

Dunbar, Deposits as Currency (Quarterly Journal of Economics, July 1887)

果して右述るか如く預金か一の通貨なる以上は其濫發の虞なきや若し之なしとせば之を制抑する原因何處に存するや是れ一の重要な問題なり吾輩は之に對して預金は兌換券と等しく一時は濫發せらるゝことなきを保せずと雖も永時に亘りて之を考察する時は其虞なしと謂はんとす
抑々預金は現金小切手満期手形の類を預け入るるによりて生ずることありと雖も其大部分は割引貸附の振替によりて起るものとす去れば銀行か濫りに手形の割引に應じ貸附を許す時は預金大に増殖し其結果市場の需要に超過して通貨を出生し其害兌換券濫發と等しきものある可きや明かなり然りと雖も預金の膨張

の如きは元來一時的現象にして決して久しきに亘り持續し得べきものに非る而已ならず其額にも亦自ら制限あり着實なる經營の下決して無限に膨張するを許さざるなり良し銀行其方針を誤まり預金の法外なる膨張一時起ると雖も取付忽ち起る可きや必然にして銀行若し之に應ずること能はずんは終に倒産すべく幸にして之を凌駕することを得は其結果として預金義務消滅し其額の縮少を來さざるを得ざるなり蓋し永時に亘り預金の膨張を制抑するは貸附割引の引締めより新たに預金の發生を防ぐと貸出の返済及び預金取付の爲め從來の預金義務の消滅するに在りとす請ふ左に少しく之を説明せん

第一、貸出の引締 銀行若し其方針を誤り漫りに割引貸附の依頼に應じ其結果預金の濫發を見市場不穩の形勢を呈する時は是れ銀行の大に警戒を加ふべき時機なり斯る場合に於て銀行若し依然として其貸出の方針を革めずんは終に恐惶を助成し自ら亦其渦中に陥らざるを得ざるか故に此際銀行の爲すべきは貸出の引締の外あるべからず貸出を引締むる時は振替預金の新たに生ずるもの減縮するは自然の結果にして既に許せる貸附割引は期日到來と共に返済せられ兩々相

待て預金の膨脹を矯正すべきなり

第二、貸出の返済 貸出は期限到来すれば必ず返済せらるべきものなるが故に銀行其借換を許さずんば預金は當然縮少すべきなり此場合に於ては借主か自身の預金を差向るも他人より受取りたる小切手を以てするも寸毫の差異なきなり何となれば他人より受取りたる小切手にして當行宛のものなる時は消滅すべき預金の口座を異にすと雖も矢張其支當行の預金義務を減し他行宛のものなる時は手形交換上其支當行の権利を増加し手取金を以て支拂準備金を増加することを得結局其支の預金消滅せしと同様なればなり

第三、預金の取付 預金は預金主の請求次第支拂はざるを得ず而して其取付に遭遇し銀行之に應ずることを得たる時は其支拂と同時に預金消滅すべきや明かなり去れど其支拂ひたる現金は久しからずして再び預金となり戻り来りやも知る可からざるか故に全く預金を減したりと云ふを得されども一旦小切手を支拂ひたる以上は前の義務は之に由りて消滅したりと云ふも決して不可なきなり之を要するに預金は一の完美なる通貨にして克く貨幣の用を省き其行使は經濟

上利益頗る大なりと謂はざる可からず然りと雖も時に或は一時濫發の弊に陥り之か爲め銀行の倒産を來し或は恐慌を招き害惡を社會に流布することなきに非れば銀行者たる者は其業務經營上常に慎重の注意を拂ひ苟くも其利益を殺くか如きことある可からず然り而して預金は多く割引貸附より生し膨脹の危険亦實に茲に存するか故に銀行者は其割引貸附の方針を過らざること最も肝要なりとす

第三節 預金の效用

預金の本能を究むれば其效用を知ること難からず何となれば預金の效用とは預金か其本能を盡したる場合に於ける結果を意味すればなり預金の效用として數ふべきもの種々ありと雖も其主要なるものを第一貴金屬の節約第二金融の疏通第三社會の需要に適應する通貨カレンシの供給第四商工業者の勞費節約等とす以下順次其大要を説明せむ

第一、貴金屬の節約 銀行の直接預金は現金を以て成るか故に毫も貴金屬の用を節約せず(紙幣は暫く之を無視す)と雖も振替預金は銀行の創出に係る交換の媒

介にして貨幣の代用を爲すものなるか故に大に正貨の用を省くや明白なり抑社
 會か金銀貨のみを以て交換の媒介となし一切其用を省くべき器具を用ゐるに
 於ては其不便其不經濟果して如何要するに預金の貴金屬を節約するより起る經
 濟上の利益は諸國に於ける銀行預金の高と其支拂準備額とを比較し其差額に相
 當する正貨の獲得上要すべき資本勢力並に其保存費授受の不便費用等を計算す
 れは之を想像することを得へし

之を大不列顛國の實例に徴するに同國に於ける事業の成績を公告する諸銀行預
 金の總額は一九〇三年の調査に據れば約八億三千四百萬磅なり而して其支拂準
 備を充分に見積り百分三十と見做して計算する時は差引五億八千餘萬磅となる
 へし今此巨大なる金額を悉く金貨を以てするものと見做し假りに年三分の利子
 を見積る時は其額實に千七百五十萬磅なるへし然るに預金を利用し右五億八千
 萬磅の正貨獲得費並に毎年之か利子たる千七百五十萬磅を節約することを得る
 に於ては其之か爲めに生ずる利益は實に莫大なりと謂はざるを得ざるなり加之
 ならず正貨は之を使用すれば喪失磨損を免れす且つ授受の不便運搬の費用ある

か故に其保存費其運賃等總ての費用を通算する時は其額亦た小なりと謂ふ可か
 らす預金の利用は都て是等の費用を節約す其效亦た偉大なりと謂はすして何そ
 や

第二、金融の疏通、銀行は其資本金及び直接預金を基礎とし大に振替當座預金
 を生出して以て社會に潤澤なる交換の媒介を供給するものなること屢々述へし
 か如し而して其交換の媒介の生出は貸附割引を待て始めて之を行ふことを得へ
 く貸附割引の依頼は資金に缺乏を告ぐる方面より直接又は間接に來るものなる
 か故に銀行は金融の疏通上大に有力なるや論を竣たす

前節にも述へしか如く銀行の直接預金は急に資金を要せざる者の定期預金若く
 は通知預金及び商工業者の直接當座預金を以て形成するものとす去れば此種の
 預金及び資本金を基本とし貸附割引を行ひ多額の振替預金を生出することは取
 りも直さず銀行か定期預金及び通知預金の預け主たる資金に餘裕ある方面の人
 々より資金を吸収し之に自己の資本金及び商工業者の直接預金を加へ之を利用
 して商工業者中資金に缺乏する方面に向て大に金融を供するものと謂はざるを

得ず然り而して若し銀行基金潤澤に過ぎ其所在地に於ける貸附割引の依頼頻繁ならず自然銀行基金に餘力あるを發見するに於ては銀行は其利益上金融逼迫を告る場所に於ける本支店若くは取引先を経て又は「ビルブローカー」の類を使用して其基金の運用を努むるに躊躇せざるへし斯の如くなる時は其所在地のみならず各地方の金融をも疏通し各地の利率を平均せしめ大に一般經濟上の利益を進むることを得るや明白なりとす

第三、通貨をして社會の需要に適應せしむること、預金中其大部分を占むる振替預金は銀行の創出に係る通貨なり而して振替預金は商業消長の結果にして割引貸附の依頼盛なれば多く發生し割引貸附の依頼減すれば自然減縮せざるを得ず故に社會の需要に應じて伸縮するものとす之を預金の彈力と云ふ

斯の如く預金は克く世の需要に應じて伸縮するものにして決して需要なきに増殖し必要なきに縮小し以て商業振衰の原因を爲し得べきものに非るなり然れども凡そ商業の氣配なるものは必しも靜思默考の結果に非ず時に或は一時人心の傾向より變動するを免れざるか故に貸附割引の依頼及び其結果たる預金の増減

も社會の眞實の需要に適應せざることなきにしも非ず世に預金の濫發若くは信用の缺乏と稱するもの即ち斯の場合に生ずる現象なり然れども前節にも述べしか如く是等は一時的の現象にして必ず久しからずして常規に復すべきか故に永時に亘り漸案を下す時は預金は通貨をして克く社會の需要に適應せしむる彈力性を有するものと謂はざるを得ざるなり

通貨の過不足は貨物の市價に變動を與へ其過剩缺乏は假令一般物價に影響せざるとするも其一部の動搖は蓋し免れざる所なり故に物價の平準を得んと欲せば第一に通貨の過不足を防ぐに如かず銀行の預金は社會の需要に應じて展縮するの機能を有すること前述せしか如し去れば物價の變動を防ぐの力あるや論を要せざるなり抑物價激動の經濟上不利益大なるは喋々の辯を跋たざる所にして其諸階級就中勞力者に及ぼす所の害は頗る大なりと謂はざる可からず銀行預金か之を防遏する力あるは其效用の一として特筆すべきことに屬す之を預金の第三の效用とす

第四、高工業者の勞費を省くこと、抑商工業者の銀行に當座預金勘定を開始す

るの意思を推測するに種々あるを發見すと雖も就中甲、銀行をして現金の保管を爲さしめ以て盜難火災の厄を免れんと欲すること、乙、銀行をして債權の支拂取立等出納事務を掌らしめ金銀の計算及び其眞贋鑑識の煩勞を避けんと欲すること、丙、丙收支殘額に對し相當の利子又は其他の報償を得んと欲すること、丁、必要の際銀行より所要資金の融通を得んと欲すること等其重なるものとす蓋し是等の必要は終に今日の銀行を生み今日の意義に於ける預金契約を生出せしものなるへし然り而して銀行が右丙丁の必要を充たすに就て直接間接に生すべき結果は上に列擧せる三大效用にして其殘餘たる甲乙の二必要に對して銀行の興ふ所の利便即ち商工業者の勞費を省くことも亦た預金事務の一效用として掲ぐるの價值あるや勿論なりとす

商工業者か自ら其現金を保管し出納を爲し債權の支拂取立等に從事する時は各自堅牢なる金庫を据付け多數の出納役及び使丁を使役せざるを得ず其勞費決して鮮少に非るなり然るに銀行あり都て是等の事務を掌り與るゝに於ては其利便果して如何

預金の效用の偉且つ大なる實に上述の如し去れば充分之を利用する國民の昌へ之か利用に拙なる國民の進まざる自然の結果なり世の經濟を論する者須らく之か發達の方策を忽にす可からず然れども預金の利用は國民の習慣によりて優劣あると同時に亦一國內に於ても地方の情況時勢の如何によりて差異あるを免れざるか如し英米二國の歐洲大陸諸國に比し預金の發達上嶄然頭角を現はすか如き一國內に於ても人口稠密なる所及び商工業地の人口疎濶なる所及び農業地に比して預金利用の盛なるか如き又人口増加商工業發達の時代か之に反する時代に比して銀行預金の増殖を見ること多きは即ち其例證なり

(1) Dunbar, Theory and History of Banking, pp. 49-51.

第四節 預金振替及び手形交換

吾輩は第一章第二節及び本章第二節に預金振替及び手形交換の克く貨幣の用を省略する效あることを畧述したり今や更に詳しく其然る所以を説明し以て其不足を補はんと欲す蓋し預金振替及び手形交換の事は頗る緊要なるが故に特に之が爲めに一節を設くるも決して蛇足に非るべきを信す

預金振替(シロフェルケール)とは同一の銀行と取引する商人間の貸借を其銀行の帳簿上に於て決済するの謂なり例へば茲に一銀行あり甲乙丙等の商人各之に當座預金勘定を有するに當り甲商乙商より或商品を買入れたる時は甲は其代金支拂の爲め現金を銀行より引出すに及ばず振替指圖書又は小切手を振出して之を乙に交付すれば足るものとす而して乙は之を其銀行に持参し正金を請求する代りに之を自己の預金中に編入せんことを申入る時は銀行は其指圖書又は小切手の金額を甲の預金中より控除して乙の預金に振替るなり然る時は銀行は毫も現金を動かさずして甲乙の間債務債權を決済することを得べし斯の如くせば甲と丙との取引にありても又乙と丙との取引にありても苟くも同一の銀行の華主間の取引なる時は只帳簿上一片の記入を以て克く其支拂を結了することを得べきなり

右は甲乙丙等の商人同一地に住居する場合の例なれども其住地を異にする場合と雖も毫も其預金振替を妨げざるなり即ち甲は銀行本店の華主にして乙は支店の華主なりと想像する時は甲の振出したる本店宛の振替指圖書又は小切手は乙

によりて支店に預入られ支店は之を本店に送付し直ちに其金額を乙の預金中に加へ本店は指圖書又は小切手を受取ると同時に其金額を甲の預金中より控除するものとす

帳簿上の振替を以て華主間の貸借を決済するの制は其之を始めたる目的に差異ありと雖も中世既に行れたる法にして夫の「アムスターダム」「ロッタム」「ハンバ」「グ」等に起りたる「シロバンク」は實に此業務を行ふが爲めに設立せられ永く世人に便益を興へたりしが諸國の幣制漸く整頓し「シロ」銀行の必要減するに及んで終に其跡を絶てり而して近世に至り預金振替の制を再興し盛に此業務を行ふもの之を獨逸帝國銀行となす同行の預金振替事務は千八百七十六年の創設に係り爾來長足の進歩を遂げ千八百九十九年の末同行は三百一十一箇所の支店出張所を有し華主の數一萬四千九百八十七人同年預金收支總額千五百五十九億馬克内現金收入總収入の百分十三餘現金支出總支拂高の百分十九餘なり亦其預金振替高の巨大なるを察すべし佛蘭西銀行澳太利匈牙利銀行白耳義國立銀行の如きも多數の支店を有して預金振替の業務を行ふと雖も未だ獨逸の如く旺なるに至らず

斯の如く多数の支店出張所を有する大銀行の振替業務は殆ど全國に亘り其効眞に大なりと雖も然れども是れ單に一銀行の華主間に行はるゝ取引に止るが故に他銀行の華主間に行はるゝ貸借の相殺は手形交換の制に頼らざるを得ざるなり是を以て中央銀行預金振替の盛なる大陸諸國に於ても亦手形交換所の設立を見るなり

手形交換の法は十六世紀に於て伊國ネーブル市の銀行の創始せし所に係れり而して近世に於て手形交換所の最も早く設立せられしは蘇格蘭エデンバーグ交換所なりと云へり然れども記録の存する所に依れば交換所の最も古きものは倫敦交換所にして其設立は千七百五十年より同七十年迄の間にありきローソン氏は其銀行史に千七百五十五年なりと記せり而して千八百五十三年米國紐育市の交換所設立せられしまでは倫敦及びエデンバーグの外他に一の交換所あるなく隨て手形交換も甚だ微々として倫敦交換所すら世間之が成立を知る者尠なく千八百七十六年五月一日に至り始めて其定期交換を公にすることとせし位なりしと云ふ然るに紐育交換所の設立以後諸方の交換所相接て起り米國に於てはポスト

ンフィラデルフィヤ、ボーチモニア、ウースター、シカゴ等總計九十有餘の交換所設立せられ英虞蘭に於てはマンチエスタ、リバプール、バーミンガム等六箇所の交換所起り蘇格蘭に於てはグラスコー、アバディン、ダンディ等七箇所の交換所起り愛兒蘭にはダブリンの交換所設立せられ又加奈陀濠州に數多の交換所起れり其他佛蘭西、獨逸、澳太利、瑞西、伊太利、日本等の諸國にも亦續々設立せらるゝに至れり然れども歐洲大陸濠州其他の交換所は其取引額小にして到底英米に及ばざるなり

手形交換の原則を説明せんが爲め吾人は先づ同一市内に營業する六箇の組合銀行ある場合を想像し或る朝其の六銀行より左の如く小切手を持寄りたりと假想す

第一銀行持出第二銀行宛	六、五〇〇	第二銀行持出第一銀行宛	七、八〇〇
全	九、二〇〇	全	四、一〇〇
全	七、一〇〇	全	五、七六〇
全	六、二五〇	全	六、三四〇
全	四、五〇〇	全	五、八七〇
全	三三、五五〇	全	二九、八七〇
合計		合計	

第三銀行持出第一銀行宛	六、七五〇	第四銀行持出第一銀行宛	八、七五〇
全		全	
第二全	四、二七〇	第二全	四、七〇〇
全		全	
第四全	五、九〇〇	第三全	六、七四〇
全		全	
第五全	六、四〇〇	第五全	五、八二〇
全		全	
第六全	五、九四〇	第六全	五、一四〇
合計	二九、二六〇	合計	三二、一五〇
第五銀行持出第一銀行宛	八、七四〇	第六銀行持出第一銀行宛	三、七〇〇
全		全	
第二全	四、六二〇	第二全	四、一〇〇
全		全	
第三全	九、二五〇	第三全	六、七四〇
全		全	
第四全	七、六八〇	第四全	九、二五〇
全		全	
第六全	五、九四〇	第五全	七、八五〇
合計	三六、二三〇	合計	三一、六四〇

右の如くなる時は諸銀行より持寄りたる小切手の總計は十九萬千七百圓にして各行共其權利義務を合計して對照する時は第一銀行は借三萬五千七百四十圓貸三萬三千五百五十圓第二銀行は借二萬四千百九十圓貸二萬九千八百七十圓と云ふ次第にて各行の貸借差引殘高は實に左表の如くなるべし

第一銀行借	二、一九〇	貸	五、六八〇
第二銀行			
第三銀行借	六、七七〇		
第四銀行借	四、五四〇		
第五銀行		貸	三、五七〇
第六銀行		貸	四、二五〇
合計	一三、五〇〇	合計	一三、五〇〇

右の如くなるが故に若し借方銀行たる第一第三第四の三行か一萬三千五百圓を交換所に納め交換所は之を貸方銀行たる第二第五第六の三行に支拂ふ時は其結果は各行別々に其權利に對する支拂を受け其義務に對する支拂を爲せしと寸毫の差異なく其方法最も簡便なることを發見すべし即ち交換所の設けなくんば十九萬千七百圓の現金を動かさざるを得されども其機關を利用すれば僅にに一萬三千五百圓の受拂にて事済み又交換所なくんば一行に付五回宛即ち各行合計三十回の支拂要求を爲さざるを得されども之あれば一行に付僅に一回の受又は拂即ち各行を通じて三度の支拂と三度の領收と都合六回の受拂にて足るなり之を紐育手形交換所近年の實績に徴するに同交換所に於ける累年手形交換高と

其交換元現金受拂高との割合は少きは百に對する三四多きは百に對する六七強なり即ち交換所の設備あるにより百分九十六六乃至百分九十三三の正金を省略するを得る道理なり手形交換の效亦偉大ならずや
 然り而して若し組合銀行中巨大なるものあり他の諸行皆之に當座預金勘定を開き居ること英蘭銀行と他の倫敦手形交換所組合銀行との關係の如くなる時は交換元は一切其大銀行の帳簿上に於て振替を爲し得るか故に一錢の現金を動かすことなくして克く諸行の貸借を決済し其效果更に大なるものとす
 手形交換も亦預金振替の法と同じく一地方内の取引のみならず廣く其效果を他地方に及すことを得べし即ち中央市場の交換所組合銀行か地方銀行の代理者となり其地方銀行の受取たる手形小切手を自己の分に加へて差出し地方銀行に當てたる手形小切手を自己に宛てたる分と共に受取り決算を爲すにあり
 之を要するに手形交換は現世銀行の採用せる諸種の制度中最も稱揚すべきものの一にして其正貨の用を省き經濟社會を裨益するの效は眞に莫大なるものありとす而して其效績の大小は之を利用するに由りて生ずる經濟の度如何に依るも

のにして主として交換高の大小、貸借相殺の完否、手形小切手の枚數組合銀行の數及び交換所の設なくんは手形小切手の代金取立上感すべき困難の程度等に依りて定まるものとす

今參考の爲め世界中最も交換高の大なる紐育手形交換所及び倫敦手形交換所の取引高(交換元及)を掲れば左の如し

組	育	倫	數(地方交換を算入せず)
一	八八五	二五、二五一、〇〇〇、〇〇〇	五、五一、〇七一、〇〇〇
一	八九〇	三七、六六一、〇〇〇、〇〇〇	七、八〇一、〇四八、〇〇〇
一	八九五	二八、二六四、〇〇〇、〇〇〇	七、五九二、八八六、〇〇〇
一	八九六	二九、三五一、〇〇〇、〇〇〇	七、五七四、八五三、〇〇〇
一	八九七	三一、三三八、〇〇〇、〇〇〇	七、四九一、二八一、〇〇〇
一	八九八	三九、八五三、〇〇〇、〇〇〇	八、〇九七、二九一、〇〇〇
一	八九九	五七、三六八、〇〇〇、〇〇〇	九、一五〇、二六九、〇〇〇
一	九〇〇	五二、六三四、〇〇〇、〇〇〇	八、九六〇、一七〇、〇〇〇
一	九〇一	七九、四二八、〇〇〇、〇〇〇	九、五六一、一六九、〇〇〇

本節參考書目

Palgrave, Dictionary of Political Economy, Article, "Clearing System."

Conrad, Handwoerterbuch der Staatswissenschaften "Giroverkehr."

- Hanohberg, Der Clearing und Giro-Verkehr.
 Dunbar, Theory and History of Banking, Ch. IV.
 Bailey, The Clearing-House System, reprinted from the Bankers' Magazine (N. Y.), 1890.
 Jevons, Money and the Mechanism of Exchange, Chs. XX, XXI.
 Kanitz, Die Bedeutung des Giroverkehrs.
 Scharing, Bankpolitik, 5-32.
 銀行の清算に就いての論議を以て
 Boies, Practical Banking, Part III.—(New York and Other Clearing Houses)
 Patten, Practical Banking, Ch. XIII.—(Boston and Other C. Hs.)
 Barrett, Modern Banking Methods, Ch. VIII.—(N. Y., Boston, Philadelphia, Chicago, and Minneapolis)
 Cannon, Clearing Houses, Their History, Methods, and Administration (N. Y., Boston, Chicago, St. Louis, London, and Canadian and Japanese Clearing Houses)
 Howarth, Our Clearing System and Clearing Houses—(London, Birmingham, Manchester, Leeds, Newcastle-on-Tyne, Edinburgh, Paris, Berlin, and N. Y.)
 Gilbart, Principles and Practice of Banking, Section XXXV. (London)
 Kanitz, Die Technik des Giroverkehrs.
 Bankers' Magazine (London) Dec. 1901, pp. 708-10 } —(Recent Changes at the London Bankers C. H.)
 Journal of the Institute of Bankers, Oct. 1902, pp. 396-99 }
 François, Clearing Houses et Chambres de Compensation.

第五節 支拂準備金

當座預金は其直接預金なると振替預金なるとを問はず皆要求次第支拂ふべき

のなれば銀行は其平素出納に要する資金の外亦不時に起る取付に對して常に法貨を以て相當の支拂準備金を保有せざる可からず然り而して銀行が法貨を以て受入る所の直接預金及び資本金中營業家屋什器等を買入れ其殘額たる流動資本とはそれを基本として貸附割引を行ひ其振替によりて生ずる預金と直接預金との合計即ち預金金額に對する日常出納資金及び支拂準備金を形成するものなるか故に預金に對する是等資金の大小は銀行の貸出方針の如何によりて決せらるるものとす支拂準備金は不時に起る預金の引出に資する者なるを以て之を日常出納資金と混同すべからざるや論なし然るに世上往々後者を以て前者の一部なりと思惟する者あり誤れりと謂ふべしバジエオット氏曰く⁽¹⁾「正當に論すれば銀行の日常出納に要する現金は之を支拂準備の中に加ふ可からず蓋し日常出納の資金は銀行の店舗營業什器と同一の性質を有するものにして之を夫の不測の取付に充つべき支拂準備金と混同せざる様注意せざる可からず」云々

(1) Egehof, Lombard Street, pp. 35-26.

準備金の大小は主として銀行の所在其業務の性質華主の業態及び銀行負債の有

様等種々の事情に依りて決せらるゝものにして其割合に就ては嘗て一定の規矩なく各銀行者の智識判断に任するの外なきなり去れば時と所の如何により學者及び實際家の以て適當なりと認むる割合は千差萬別到底歸一せざるや勿論にして土地を同ふする場合にありても銀行を経営する者の判断次第にて大小あり又同一銀行に就て見るも季節の如何經濟界の狀況等により其割合に異同あるべし

(F) Bonamy Price, *Currency and Banking*, p. 112.

Dunbar, *The Theory and History of Banking*, pp. 30-32.

(G) ハンケイ氏は其著銀行論第十七頁に銀行の支拂準備金は預金の三分一を以て適度ならんことを云ひ米國々立銀行條例は紙幣及び各種の預金に對し銀行の常に貯ふべき準備金は其所在地により或は百分十五以上或は百分二十五以上たるを要す規定し我邦の舊國立銀行條例亦た其四分一以上たるべしと定めガムパー氏はバルグレー氏經濟辭典中に三分一にて足らんことを云ひ倫敦銀行雜誌は倫敦銀行の支拂準備金は本支店を通して現今大約預金の百分十位なるべしと想像し(Bankers' Magazine Nov. 99 pp. 575, 586.) 英國銀行の支拂準備金は預金の三分一以上なれば安全なりと信せらるゝにも拘らず實際に於て其重役會は百分四十を下るべからずとの方針を探り(B. 40 Gladstone's reply to one of the propositions of the Bank of England at a half yearly meeting of the Land) 現に漸次其割合を増加しつつあるもの、如し即ち一九八五年十月には百分三十三なりしか九〇年九月には百分四十四を示し今日は百分四十五以上になり又倫敦紐育巴里伯林等に於ける各銀行の報告に徴するも其支拂準備の割合決して同しからざる而已ならず同市場に在り同一の事情の下に在る二銀行を比較するも其間一致を發見する可き稀なり

惟ふに銀行者が支拂準備金の割合を定むるに中りては其心中常に利益の衝突するものあるを感ずるものにして一方に於ては銀行の鞏固確實を欲するより準備金の少ならんことを要し同時に他の一方に於ては準備金の割合を大ならしむるは貸出の引締を意味し營業利益を減すべきを以て可成的之を縮少するを以て得策なりとするに至る是を以て準備金の大小は主として銀行經營者の個人的性質によりて決せらるゝを常とし保守的にして注意深き者は平素務めて之を大ならしむるの方針を採り之に反して少壯銳意なる者は餘り此點に留意せざるか如し夫れは同一市場に於て同一種の銀行者間に準備金の割合に於て大に懸隔せるものあるを見る決して偶然に非るなり

準備金問題に關聯して茲に殊に注意すべきは正金準備の必要は決して銀行の所有する有價證券の優等なるに依り之れを充すこと能はざること蓋し蓋し優等の債券は其満期日に至り支拂るべきこと疑なしと雖も夫の何時來るや豫測すべからざる預金の取付に資すべからざるや明かなりとす去れば純正の支拂準備金としては正貨幣及び法定貨たる紙幣の外他に之なしと知る可し然りと雖も銀行

の準備は大に其買入るゝ所の債券の選擇宜きを得るによりて強めらるゝや勿論にして若し其債券優等なるものなる時は一朝預金の取付盛に起ることあるも甚しき恐慌の際に非るよりは之を賣却して現金に引直すこと敢て難きに非るなり支拂準備金の増減は銀行の日々行ふ所の割引及び貸附の伸縮を以て其目的を達することを得へし之を準備金増減の自然的方法と云ふ元來銀行の割引手形及び貸附金の返済は現金を以てするか小切手を振出して之を爲すか二途孰れかに出づるものなるか故に若し前者による時は其結果預金義務の消滅なくして準備金の増加を來し後者に依る時は其欠預金を減少し預金に對する準備金の割合をして大ならしむるものとす去れば若し銀行か其割引及び貸付を引締むる時は從來其所有する債權次第に満期となり其支拂準備金は自ら増殖すべく之に反して銀行か従前より一層自由に割引貸附の依頼に應ずるの舉に出る時は準備金の割合は爲めに大に減少せざるを得ず又新に割引貸附を許す額と満期返済の高と相伯仲する時は準備金の増減は毫も之なきものとす米國々立銀行條例に若し銀行の支拂準備か法定最小額以内に下る時は其銀行は貸附割引等の方法に依り其負債

を増加することを得ずと規定せるも又各國の中央銀行及び紐育の組合銀行等か時々其割引歩合を高低して割引の申込を伸縮せしむるも亦上掲の原則に據り其準備金を加減するの方策に出づるものに他ならざるなり

Dunbar, Theory and History of Banking, pp. 32-35.

上段吾輩は準備金の割合に就ては一定の規則あることなく主として銀行者の判断に任ずるの外なきことを説けり然るに現今米國々立銀行條例は紐育市俄古栗路易の三中央準備市並にポストン、フィラデルフィヤ等三十四の普通準備市に於ける銀行は少くとも預金額の百分二十五の準備金を保有すべく其他の地に於ける銀行は百分十五以上の準備金を保有することを要す若し其制限以内に減じたる時は銀行は三十日以内に必ず之を補填すべく其間一切割引貸附を爲すを許さず三十日以内に補填する能はざる時は「コムトローラー」官は清算人を任命して之に付託すと規定せり其規定は米國々立銀行條例の一大缺點にして斯る制限の下に於ては平素法定制限額以上の準備金を有する銀行と雖も一朝多額の取付に遭遇する時は準備金は忽にして其法定制限に達し銀行は以來一切手形割引貸付を爲す能はざるに至るを以て爲めに世人をして不安の念を起さしめ動もすれば恐

慌を來すの虞なしとせざるなり加之ならず元來支拂準備金なるものは不時の急に備ふるが爲めに設くるものなるが故に銀行者の胸算にて平素預金の何割以内に下らすと定むるも必要なる場合に於ては其限度を超過すること素より妨げなし亦斯くしてこそ始めて準備金の目的に適ふものなり然るに法律を以て之を制限し一定不動の最少額を定むるが如きは全く準備金の性質を誤解したるに出でたるものと謂はざる可からず宜哉ゴツシエン氏の英國々會に於て同國銀行準備金の不足を醫正する四方法を列擧して之を論ずるに際し米國制を以て非なりとし余は決して斯る鐵則を以て大英國の銀行に強ふることを勸告する者に非すと言ひしや

(1) The Laws relating to National Banks, c. 69, sec. 5191.

(2) Mr. Goschen's four suggestions, cited by A. S. Cobb in his "Thursdoodle Street," Ch. V, pp. 92-93.

第六節 準備聚合法及び準備分離法

銀行準備制度に二種あり曰く聚合法曰く分離法是なり前者は總ての銀行が各自ら支拂準備金を保有せず之を中央銀行に預け入るゝの制を云ひ後者は諸銀行各別に其準備金を所持し準備金に就ては毫も中央銀行と關係を有せざるものを云

ふ聚合法は英國に於て行はるゝ所にして英國の銀行者は各自支拂準備金を蓄ることなく皆之を英蘭銀行に預け入れ一朝急を告ぐる時は之を引出すを例とせり分離法の適例は北米合衆國の制にして同國地方小市場に於ける國立銀行は其法定準備の四分三を限り所謂準備市に於ける銀行に預け入れ普通準備市の銀行は其法定準備の半額を限り中央準備市の銀行に預入ることを許さると雖も中央準備市に於ける銀行は各自別々に支拂準備金を保有せり

(1) Bagehot, Lombard Street, Chs. II, III.

London Bankers' Magazine, Nov. 1907, "Colonial and Foreign Banks in England and the Banking Reserve."
Palgrave, Bank Note and the Money Market in England, France, etc., 1844-1900, Chs. III-IV.

此二個の制は各利害得失あり即ち左の如し
聚●合●法●の●利●益●

- 一、中央銀行に於ては其預りたる準備金を悉く蓄積せず普通預金同様に取扱ひ其大部分を運用するが故に分離法に比し國家の生産補助に資する所大なり
- 二、諸銀行は各自其準備金を保有する時は毫も利殖せしむること能はざれども聚合法により中央銀行に預け入る時は多少利殖せしむることを得べし

三、聚合法の準備金は其額巨大なるを以て假令其負債に對する割合小なりと雖も以て世人の信用を繋ぐに足らん
 聚合法の缺點

一、小額の準備を以て巨大の信用を支ふるが故に動もすれば金融市場の小變動に感應して屢々割引歩合に激變を來たすの患あり
 二、物價騰貴の爲め正貨幣の供給大なるを要する時は自然準備金の減少を來さざるを得ず而して其際銀行若し其補填を計るに於ては市場は其影響を被らざるを得ざるべし

分離法の利益

一、金融切迫の際と雖も其度甚しからざる時は各銀行は其各自準備金を以て之を支ふることを得べし故に聚合法の場合の如く割引歩合の激變屢々起ることなかるべし
 二、物價騰貴の爲め正貨を要すると大なるに至る時と雖も其影響は聚合法の場合の如く大なるべし

分離法の缺點

一、巨額の正金を蓄積し利殖せしめざるが故に國家より見るも各銀行より見るも等しく是れ不經濟なり
 二、各行の保有する準備金は其負債に對する比例の如何を問はず各別に之を見る時は其額大ならざるを以て世人の信用を繋ぐに足らず
 今右二法を比較するに孰れも利害相伯仲するか如くにして其孰れか優れるや容易に斷言し能はざるなり宜哉今日英國に於ては英蘭銀行と取引する諸銀行をして其英蘭銀行現在預金の外尙相當の支拂準備金を備へしめんと絶叫する者多く又米國に於ては銀行者をして平時に於ても夫の合同準備の制を採らしめんと説く者出てしや

(一) The Statist, Feb. 28, 1901, p. 331.

Giffen, Essays in Finance, Second Series, IV

第七節 銀行の相互救済

恐慌の將に起らんとする時諸銀行の一致して相互救済の策を講ずるは近世銀行業進歩の結果にして商業史上實に特筆大書すべきことに屬す蓋し市場急を告ぐ

るとき銀行者の相互救済は中央銀行たる救済機關を有せざる北米合衆國の如きにありては特に必要を感ずる所とすダムパー氏は曰く「恐慌の將に襲來せんとして世人金策に困難を感ずるに際し諸銀行駢立し之か指導者たる者もなく又相互間に一致共同の契約も成立せざる時は其内或銀行は自家防衛に汲々として只管其支拂準備を強むるに努め大に割引貸附を引締め世上の急は毫も之を顧みず専ら他行をして之に當らしめんとの體度を探るに至る斯の如きは之れ他行の勇進して經濟社會を救済せんとの念を絶たしむるものにして其結果終には相帥て以て引締主義を採るに至り恐慌をして益甚しからしむること往々之ありとす」と

(1) Dunbar, Chapters on Banking, p. 68.

諸銀行引締主義を採るに當り一二の銀行盛に貸出を爲す時は其一二の銀行は手形交換上常に借方に立たざるを得ずして毎日の交換尻支拂は遂に其支拂準備金の涸竭を來すべし

米國紐育市の交換所組合銀行は千八百六十年の恐慌起るや市場の金融を通じ又相互救済の計を爲さんが爲め共同一致の舉に出で各行の正貨準備を共同資金と爲すの約を結び同時に委員を選舉し組合銀行より公債株券等を擔保として差入るゝ時は之に對して交換所預證券インサラングハバンスチヤンセキヤを發行するの權能を與へ各行の手形交換尻は

一切右交換所預證券を以て決算することゝし以て正貨の用を省略したり

組合銀行間の規約の詳細に載せて Rhodes' Journal of Banking, 1860-61, p. 500 に在り

此合同は各行の割引貸附の引締を防遏し又一般預金者をして大に安堵せしめ克く恐慌を鎮壓することを得たりしを以て其後七十三年八十四年九十年及び九十三年の四恐慌にも毎に之を行ひポストン、フィラデルフィヤの二市も亦之に倣ひ七
ニユーオリンズの諸市も九十三年に之を行へりと云ふ

Dunbar, Theory and History of Banking, Ch. VI.; ditto Second Edition, Ch. VII.

Horne White, Money and Banking, pp. 244.

歐羅巴に於ては右合同準備の制は未だ嘗て採用せられしことなし是れ蓋し歐羅巴諸國は多くは中央銀行制を探るを以て斯の如き合同契約を必要とせざるに困るならん然れども歐洲に於ても大銀行が自家防衛の爲め若くは小銀行救済の爲め相互救済の策を講じたる例決して乏しからず今其二三を擧げんに千八百三十九年の恐慌起るや英蘭銀行は僅々三日間に公債大藏省證券及び手形割引に對して五百萬磅の紙幣を發行したりしも尙之を救済すること能はざりしを以て援を

佛蘭西銀行に求め二百萬磅の融通を受けたり又千八百四十七年の恐慌には佛蘭西銀行は佛國公債二千萬法を倫敦のペーリング商會に賣り以て正金を吸収したりしか恐惶を鎮壓すること能はず終に露西亞皇帝の救助を煩はし皇帝は五千萬法の佛國公債買入を承諾したり

Noel, Les Banques d'émission en Europe, I, 3.

千八百八十九年には佛蘭西銀行はコムトワールデスコムトに二千萬法を融通して其急を救へり千八百九十年の恐慌に於ては英蘭銀行は英國政府より同行に宛て三百萬磅の出納局證券エクスチェンジャーの交付を受け之を佛蘭西銀行に致し同額の金貨を英國に輸入し同時に又聖彼得斯堡より百五十萬磅其他諸所より五十萬磅の正金を輸入して一時の急を凌ぎたり此恐惶は夫の有名なるペーリング兄弟商會の破綻に原因す同商會は當時三千萬磅の負債を有し其窘迫は數日前より倫敦に於ける重なる商人の耳語せし所なりしを以て機敏なる時の英蘭銀行總裁ウイリヤム、リツダーデール氏は早くも急に備るの策を講じ同年十一月十四日を以てペーリング商會の負債は一切英蘭銀行にて之を引受け之より生ずる損害ある時は英蘭及び蘇格蘭の諸大銀行の連合保證を以て其を英蘭銀行に償ふべき契約の成立した

る旨を發表したり此合同救助は克く其目的を達し千八百九十三年三月十六日英蘭銀行寄合所に於ける報告に據ればペーリングの負債は一時三千三十一萬三千磅に達せしも僅に四百五十五萬餘磅を残すのみにて且つ其所有せし手形は毫も損失なく盡く取立済となりたりとありき

Political Science Quarterly, March 1894.

London Bankers' Magazine, April 1893.

右の外千八百九十九年乃至千九百年に於ける露西亞帝國銀行の同國普通銀行を救済せしこと並に千九百一一年ライプチーゲルバンク其他の破綻に際し獨逸帝國銀行の市場を救済せしこと等は何れも顯著なる事實なりとす

London Bankers' Magazine, Jan. 1900, p. 55; June 1900, p. 932; Sep. 1900, p. 245; and Nov. 1904, "Banking and Finance in Germany."

第八節 預金支拂保險組合

經濟社會變調の兆候を呈し會々一銀行の破綻を見るや公衆は風聲鶴唳に驚き預金の引出相繼て起り銀行の破綻益加はり其影響一般に波及し經濟社會を席捲するに至ることあるは吾人の屢々耳にする所なり蓋し預金の引出は決して經濟攪亂の原因を爲すものと謂ふ可からずと雖も此者は其勢をして強からしむるもの

なるや疑を容る可からず果して然らば或方策に據り斯る場合に於ける預金引出を防護することを得は其經濟社會を裨益する蓋し寔に鮮少に非るへし然り而して前節に述べたる合同準備の制は右に對する一方策なりと雖も是れ非常なる恐慌の際臨時に採る所の策にして平素絶へず行ふべき所に非ず是に於て乎或方法を立て平素其目的を達するの必要起る

近來米國に於ては以前より同國に行はるゝ製造業者相互火災保險の方法に準據して銀行間に預金支拂保險組合なるものを組織し以て右の目的を達せんと主張する者出て大に世人の注意を喚起しつゝあり

製造業者相互保險と云ふは其仕組全く單純なる同業者の組合を以て成り其組合は別に資本金を有することもなく只年の始に各自資本額の百分一に相當する保險料を持寄り若し意外に火災多く醸成したる保險料のみにて不足を告ぐる時は尙其五倍迄は追加拂込を爲すべき規約に基くものにして組合中には嚴重なる申合規則あり防火其他の取締間然する所なく検査人をして時々工場を巡視せしめ其規約に背反する者は直ちに除名して掛金は之を組合に没取し又新に加入を望

む者は規約通りの設備を爲したる上に非れば之を許さざるの法なり故に實際に於て火災も大に減し費用も只工場檢視費の一項あるのみにて結局非常に低廉なる保險となり現に未だ嘗て追加釀金を徴せしことなき而已ならず年々掛金の八割乃至九割を拂戻しつゝありと云ふ

右述るか如く製造業者相互保險は最も克く其目的を達し今日世人の稱揚して措かさる所なりとす今之を銀行に應用すれば如何にと云ふに亦決して行れ得可らざる理由を發見すること能はざるなり即ち組合銀行は各其代理者を出し準備金其他の要件に就き嚴重なる申合規約を制定し監事を選擧し役員を置き書記及び検査人を備聘し保險掛金は諸行の資本高若くは平均預金高に應じて之を課し年の終に至り幸に餘剰を生ずる時は其内少許の積立金を引去り殘餘を拂戻すの仕組と爲し検査人は時々各銀行を巡歴して嚴密に其實況を検査し若し規約違背の廉を發見する時は直ちに之を矯正せしめ従はざる者は除名する様なすにあり然り而して右仕組の効果は之を要するに第一如何なる流言蜚語行はるゝも預金者は安心して銀行の信用を疑はず隨て預金の引出急激に起る虞なし第二市場恐

惶の兆を呈するも銀行が割引貸附を引締め商工業者を苦め恐惶の勢をして濫りに猖獗ならしむる等の虞なき而已ならず斯る場合に處して組合銀行は進んで恐惶鎮壓に努むることを得へし第三組合に加入する銀行は信用を高め加入を拒絶され若くは一旦加入するも除名さるゝ者は信用を墮すを以て克く銀行の自然淘汰をして行はれしめ平素皆確實を旨として其業務を經營するに至る等の點に存し其弊害とする所は一も之なきか如し由是觀之上掲預金支拂保險組合なる者の仕組は今日の良策に非ずして何ぞや尤も確實にして信用ある大銀行は恐惶の際却て其直接預金増殖すべきを以て斯る組合に加盟するの必要なしと主張するやも計るへからすと雖も市場紊亂し小銀行の破綻踵を接して起るや之か爲め直接間接に大銀行に尠からざる影響を及すへきや論を跋たさる所なるか故に一時銀行基金の増加は以て其損害を償ふに足らざるなり果して然らば大銀行と雖も右組合に加盟するを以て得策とすへきや明かなりとす吾輩は世の銀行者か一日も早く此類の仕組を採用せんことを希望して止まざるなり

Charles T. Raymond, Associated Banks Mutual Guarantee Association, (Rhodes' Journal of Banking, April 1901, Vol. LXI) No. 4, pp. 584-6

田尻稻次郎氏財政と金融第五版第八編第一章第十節

第四章 手形割引

第一章第三節に述へしか如く銀行基金運用法に種々あり手形割引貸附公債證券地金銀等の賣買是なり而して手形割引は右運用法中最も緊要なるものとす割引とは未だ満期とならざる爲換手形若くは約束手形を買入るゝことにして買入の日より手形支拂期限迄の割引料即ち利子を控除し其残額即ち手形の代價を割引依頼人の當座預金に振替へ自由に引出すことを許すものなり割引料は之を嚴格に謂へは手形面の金額より割引料を差引たる残額を元金とし其に對する利息に外ならずと雖も實際上銀行割引料の率は其眞の元金に對して何分と謂ふものに非ず手形額面に對して謂ふなりマクラウド氏は銀行割引法の本體を説明して曰く若し銀行者が一年五分の利率を以て百磅の手形を割引する時は手形面の金額より五磅を差引き殘九十五磅を依頼者に渡すべし即是れ九十五磅を貸し一年の後百磅を受取るの權利を享有するものにして其實際の利率は少しく五分より高く百磅に付一年五磅十志九片の割となるなり此方法は銀行業に於て常に用ゐらるゝ所なるが故に名けて銀行割引法と稱す⁽¹⁾

第一節 手形割引ノ利益

凡る現世の經濟組織に於ては商品の生産者より消費者の手に至るには生産者若くは輸入商卸賣商及び小賣商の手を経るを通例とす而して手形の由て生ずる所以のものは是等の人々が其商品を賣買するに當り盡く現金取引を爲さるに由るものとす蓋し現金取引を爲す代りに信用を用ゐる手形を行使し之が割引を銀行に依頼し融通を受くるは以て物品の生産をして圓滑ならしめ其移轉分配をして遺憾ならしむる所以にして其經濟社會に與る利益甚大なりと謂ふべきなり

今手形割引の經濟社會に與ふる利益を生産交易分配及び消費の諸方面より區別して説明すれば左の如し

第一、生産上に及ぼす利益 手形割引は生産業者をして間斷なく資本の許す限り大規模に其生産業を經營せしむ此利益は手形割引の便なき場合を想像すれば直ちに之を理解することを得べし例へば茲に一製造業者あり其業に従事するとせんに若し手形割引の便なく生産品の賣買は悉く現金取引を以てせざるを得ざ

るに於ては彼製造業者は其營業資本の全體を投じて生産を持続することを得ざるべきなり何となれば製造品は生産終了するや否や直ちに現金を以て賣却し得べきものに非ず多くは掛取引にして其代金受取迄多少の時日を要すること普通なればなり去れば斯る場合に製造業者にして間斷なく其事業を營まんと欲せば勢其資本を分割して徐々に事に従はざる可からず然らずんば其生産品を賣却して代金取立に至る迄事業を中止せざるを得ずして其損失眞に大なるものあらん然るに一度手形割引の便開くるに於ては彼製造業者は一時に其資本全部を使用するも其生産を繼續し得べきなり即ち信用を以て製造品を賣捌き直ちに之に對して爲換手形を振出し若くは約束手形を得て之を銀行に致し割引を受けば事業を中止する必要なきなり果して然らば手形割引は製造事業に巨大の利便を與へ製造業者をして間斷なく其資本の許す限り大規模に經營せしむるの効あるや論を俟たず然り而して凡る製造の業たる多くの場合に於て其規模大なるに隨て生産費愈減少するものなれば銀行が割引を許すに由て大に振興すべきや疑を容れざるなり

第二、交易上に及ぼす利益 手形割引は商工業者に資金を融通し貨物の賣買交易を圓滑ならしめ以て遺憾なからしむるや贅言を費やすの要なし前段述べたる生産上に及ぼす利益亦原料製品の賣買を自由ならしむるに由りて生ずるや既に讀者の知る所なりジョーシレイ氏は其著「カントリーバンカー」に英國に於ける手形割引の効驗を記述して曰く「大英國諸銀行の手形割引高は平均二億五千萬磅を下らざる可し而して其手形の期限を平均三箇月と假定する時は大英國に於ける商賣は若し手形割引の便なくんば三箇月間に右二億五千萬磅丈減縮せられざるを得ざるべし即ち是れ一週間に二千萬磅一年に十億磅の巨額に當るものなり手形割引の効亦大ならずや云々」⁽¹⁾

(1) George Rae, Country Banker, p. 83, foot note.

第三、分配上に及ぼす利益 手形割引は生産業者をして継続的に大規模の事業を営ましむる効果あるを以て多くの生産業の利益を増加す生産業の利益増加せば之が分配は假令比較的其割合に變化を來さずとするも絶對的に資本家勞力者企業經營者等の配分を大ならしむるや明白なりとす

第四、消費上に及ぼす利益 大規模の生産は生産費を減じ物價を低廉ならしむるを以て價格下落と共に其需要を増加する商品にありては其消費高を増加し價格下落するも其需要に變化を及ぼさざる性質を有する商品にありては其購買價額を減少し加之前述分配上の利益と相須て一般消費者をして生計の餘裕を感ぜしむ果して然らば手形割引の消費上に及ぼす利益甚大なりと謂ふべし
上來述ふるが如く手形割引は實に經濟社會に至大の利益を與ふるものなるを以て現世に於て苟くも文明國と稱せらるゝ邦國に於て之が利用を見ざる所全く之なきなり實に手形割引は他の信用方法と相須て我經濟組織に必要缺く可からざるものとはなれり若し夫れ倫敦にまれ紐育にまれ一市の銀行者舉て俄かに其割引を中止すと假想せん乎其結果百人の大商人中克く破綻せざる者果して幾人かあるべき加之斯る場合に於ては各商人は自家防衛の必要より争ふて其銀行預金を引出すべきを以て銀行家亦終に支拂を停止せざるを得ず其局經濟社會に大擾亂を來すべきや必然の事のみ

Macleod, Theory of Credit, pp. 634-35.

手形割引の商工業者及び一般公衆に取り便益あり且つ必要なること實に上段陳述せしが如し然るに手形割引は其依頼に應ずる銀行者に取りても亦貸附其他の銀行基金運用法に比し遙かに利益多く銀行基金運用法中最も緊要なるものなることを發見す蓋し安全なること容易に正金に換へ得ること及び利殖の大なることこの三者は銀行放資の要件にして手形割引は最も完全に是等諸要件を具備するものと謂ふべきなり請ふ左に其然る所以を述べむ

第一、割引より生ずる債権は固定せず之を移轉運用すること容易なり貸附より生ずる債権は其辨濟期限あり期限前に其返濟を請求すること難し故に有益なる放資の途あるも急に之を回收するを得ず機を失することあり然るに割引にありては斯る場合には他行に其手形を轉賣し所謂再割引を爲し得べきなり

再割引は銀行者に取り頗る利益なる方法なり雖も倫敦に於てはビルプローカーの外諸銀行は何故か之を好まず平素都て再割引なきは慣習なりと云ふ是れ割引の一大效用を没するものと謂はる可なり (Vide George Clure, The ABC of the Foreign Exchange, p. 59, foot note; also Palgrave, Bank Rate and the Money Market, etc. pp. 52-53.)

第二、割引より生ずる債権は貸附よりも期限短かきを常とし且つ正確なり蓋し

貸附は多くの場合に於て新事業を起す爲め若くは從來の事業を擴張する爲めに依頼せらるゝものなれば通常其期限長く且つ往々にして辨濟延引の請求を見る然れども割引は多く事業既に成り商品を運轉するに當り要するものなれば期限短かく九十日以内に支拂はるべきもの多く且つ期日に至り支拂を受くること貸附よりも正確なりとす故に割引は貸附に比し銀行者をして前途の計畫を爲すに便ならしむ

今參考の爲め歐洲諸國中央銀行の割引に係る商業手形の平均期日を掲げんに英蘭銀行佛蘭西銀行獨乙帝國銀行澳利匈牙利銀行等の規定によれば割引手形の最長期を九十日とせり然れども實際は遙かに之より短期なるを常とするか如しニツチー氏は歐洲諸大銀行に於て保有する商業手形の平均期限は四十日以上なるもの殆ど稀にして最も鞏固なるものにありては平均期限は決して三十日を超過せざるべしと曰ひ左の統計を掲げたり

佛蘭西銀行	一八八六年	一八九〇年	一八九三年	一八九六年
獨逸帝國銀行	三二日	二七日	二四、五日	二七、二八日

澗旬銀行
以太利銀行

五七

四五

四九

四九

Nitti, Essai sur les Variations du Taux de l'Escompte (Revue d'Economie Politique, 1893, XII, 380-89)

第三、利率等くんば割引の方貸附よりも利益大なり、手形割引は割引の際利子を差引き残額を渡し期日に至り手形額面の金額を受取るものなれば利率等しき時は貸附に比し銀行に取り利益大なる可きや勿論なり例へば年五分の利率とする時は貸附にありては元金百圓に對し一年の後五圓の利息より得べからざれども割引にありては額面百圓の手形の手取金は九十五圓にして夫に對する割引料は五圓なるが故に百圓に付一年に五圓貳拾六錢餘の利息に當るが如し

第四、割引は銀行基金運用法として公債の賣買よりも確實なり、割引は期日に至り必ず手形面の金額を受取ることなれば公債の買入に比し價格變動の虞なく一層確實なり蓋し諸銀行に餘力ある時は通例市場金融緩慢なる時なれば公債の價騰貴すべく之に反して諸銀行が其所有公債を賣却し資金を回收せんとする時は通例市場金融切迫の際なるべきを以て公債の價下落すべきなり果して然らば銀行が其間に處して公債の賣買を爲し以て利益を得るは頗る機敏の働を要し最も

困難なることに屬するなり

第二節 手形割引に要する注意

手形割引の商工業者及び一般公衆に利益を與ふる而已ならず亦銀行業者に取り利益多きものなること前述せしが如し然れども利益の存する所危険亦た之に伴ふを常とするか故に銀行者は須らく常に注意して其危険を避け其利を收むるの方法を講せざる可からずウォーカー氏曰く信用は猶ほ蒸汽の如しと明言と謂ふへし夫れ蒸汽の效力寔に大なりと雖も一朝之を過度に用ゆる時は終に機關破裂の虞あり信用亦然り之を用ゆる須らく適度ならざる可からず然らすんは經濟の機關忽ち破裂し害毒を社會に流布するの慘狀を見ん銀行者たる者手形の割引を爲すに當り豈に戒めざる可けんや

手形割引に要する注意種々あるへしと雖も吾輩は茲に専ら手形の性質期間及び手形關係人の三項に就て論述せんと欲す凡そ銀行に割引を依頼する手形は之を其性質上より分類する時は左の數種あり

第一、生産者より卸賣商に宛て振出されたる爲替手形若くは卸賣商より生産者

に宛て振出されたる約束手形

第二、卸賣商より小賣商に宛て、振出されたる爲替手形若しくは小賣商より卸賣商に宛て振出されたる約束手形

第三、小賣商より消費者に宛て、振出されたる爲替手形若しくは消費者より小賣商に宛て振出されたる約束手形

第四、商業以外の取引より生ずる地代家賃の如きものに對して振出されたる手形

第五、融通手形又空手形

右の内第一種及び第二種の手形は最も良好なるものにして銀行者の割引に適切なるものなり第三種の手形の如きは成る可く其割引を引受ざるを可とす此種の手形は比較的其額面の金額小にして小賣商より其華主に宛て振出されたる爲替手形多く銀行に於て自由に割引を爲す時は以て消費者の濫費を奨励し終には振出人に不利益なる結果を生せざるを保せず第四種の手形にありては銀行者は務めて之を引受ざるを可とす蓋し商業社會以外の人手形を行使するに適せざる

階級なりと謂はざる可からず

第五種の手形は一に慣合手形とも云ひ或は知人の爲め約束手形を振出し若しくは爲替手形を振出さしめ融通に資するものあり或は互に手形を交換し雙方に於て之を以て融通を爲すもあるなり此種の手形は通例投機者流の發行に係り其支拂人は眞の義務者に非す只他人の爲めに名義上義務者の位置に立つものなれば前者にありては期日到着するも金圓調達の用意なきを例とし後者にありては期日到れば更に新手形を發行して之を交換し其割引手取金を以て舊手形の支拂に充つるを例とし最も危険なるか故に銀行者は常に務めて之を避けざる可からず空手形の割引を爲したる爲め破産の厄に遭遇せる銀行古來其數尠からず然れども經驗に富める銀行者に取りては空手形の發見は必しも困難の業に非ず空手形は通例其金額に派錢を有せず印紙税の許す限りの金額なること多く銀行者の割引く最長期間を有し振出後直ちに割引の依頼あるを常とす而して空手形の關係人は多くは親戚朋友若しくは取引の生すべからざる異種の業に従事する者又は報酬を受けて其支拂人たることを承諾する無資無譽の徒なり良し同業に従事する者

の間にては或は小賣商より卸賣商に宛て爲替手形を振出すが如き變則なるもの多し之を空手形發見の普通の索引と爲す然れども右索引を以てするも手形の空手形なるや眞手形なるや容易に識別し難きもの往々あり殊に粗生品と製造品とを同一會社にて取扱ひ粗生品生産者と共に相互に手形を振宛つることを得る場合の如きにありては手形行使の順逆を明にすること能はざるが故に少しく注意して振出されたる空手形にありては之を鑑別すること最も困難なる可し又最も狡猾なる徒は務めて右索引に該當せざる空手形を作成し銀行者を瞞着すること尠からず故に經驗ある銀行者は右索引の外尙種々の點に注意し平素華主の取引振資産等に注目するを怠らざるなり

Gilbrt, The History, Principles, and Practice of Banking, Vol. I, section XI, § III.

空手形の割引依頼人は一銀行にのみ割引を請求すれば忽ち看破せらるゝの恐あるを以て故らに數銀行と取引を爲し嫌疑を避くることあり故に銀行者は完全なる同業者の聯合組合あり相互防衛の機關備はるに非すんば一商店一銀行の方針を以て進むこと緊要なり一商店一銀行營業法は常に空手形防遏に効ある而已なり

らず眞手形割引及び貸附の事業にも亦大に利益あるものとす何となれば一商店にして一銀行とのみ取引する時は銀行は其商店の預金及び割引貸附の總額を知り得べく之と取引するに頗る便利なればなり
空手形の危険實に恐る可し然れども空手形と雖も必しも有害なるもの而已に限らず時に或は安全なるものもある可し夫の確實なる事業家の一時の融通の爲め稀に持來る所の空手形の如きは必しも之を避くるに及ばざるなり又外國爲替上銀行者間及び輸出入業者間の信用に對して發行せらるゝ手形の如きは空手形には相違なきも其性質決して危険なるものに非るのみならず其爲換相場の變動を防ぎ貿易を助長し投機を防遏する等經濟上に及ぼす效果決して没す可からざるなり元來空手形と眞手形との差異は前者は將來に取引を爲すの資に供せられ後者は既に取引せられたる貨物に對して金融を得んが爲めに發行せらるゝに在り故に空手形必しも悪しからず其確實なるものは眞手形と差違あることなし世に眞手形と空手形とを比較して前者の安全なることに就き誇大の説を爲す者あり曰く眞手形は實在の貨物を代表す故に安全なり空手形は然らず故に危険なりと

然れども之れ誤の甚しきものなり元來手形は決して貨物を代表せず債權を代表するのみ(貨物を代表するものは船荷證券庫預證券の類なり)加之ならず一貨物に對して數葉の眞手形發行せらるゝこと商業社會の常なれば(輸入商製造家卸賣商小賣商等皆之を發行す)貨物存在せりとて決して安全なりと云ふ可からざるや明白なり然りと雖も眞手形より空手形の方其性質上信用濫用の弊遙かに多大なることを記憶せざる可からず何となれば眞手形にありては貨物取引ありて始めて生すべきか故に其信用濫用の範圍隨て狭小なれども空手形にありては無限に生し得べく又一度之を發行して割引を受け其期日に到れば更に新たなるものを振出し幾回にても銀行の氣付き割引を拒むに至る迄之を繰返すことを得べければなり

(1) 本書第八章第一節參照

(2) Macleod, Theory of Credit, pp. 563-565.

手形割引上銀行者の注意すべき要項の第二は手形期限の長短により其優劣を比較し取捨を決することは是なり今左にギルバート氏に従ひ此二種の手形の割引上の利害得失を對照せん

短期手形の長期手形に優る點

一、短期手形の割引は長期手形の割引よりも安全なり何となれば手形期限までに其關係人の破産すべき危険の多少は其期間の長短に正比例を爲すものなればなり

二、短期手形の割引にありては長期手形の割引よりも資金回轉の度數多く隨て有利の使途に放資するを得べき機會に富めり⁽¹⁾

三、一定の金額を一定の歩合にて手形割引に使用する時は短期割引の方長期割引よりも一層利得大なるへし何となれば重利法を以て計算せば資金回轉の度數多き方受くる所の利子額大なればなり

四、短期割引は長期割引に比し資金固定の患少なく急激なる預金の引出紙幣の取付等に備ふるに便なり

五、銀行若し紙幣を發行する時は短期手形を割引く方長期手形を割引くよりも其發行額を大ならしむるを得べし

Gilbert, History, Principles and Practice of Banking, Vol. I, sec. XI, § III.

- 六、手形割引手数料を徴する場合には割引度数多き方其額大なるべきや勿論なり故に短期割引は長期割引よりも一定の金額を使用して受る所の手数料大なり
- 七、投機熱熾なる時は長期割引は之を助長するの傾向を有すれども短期割引にありては支拂の期限近きか故に所謂思惑取引を防遏するの效あり
- 長期手形の短期手形に優る點
- 一、長期手形の割引料は短期手形の割引料よりも高率ならざるを得ず
- 二、同一期間に同額の割引をなすとする時は長期割引の方短期割引に比して遙かに多額の金額を運轉することを待へし
- 三、長期手形の割引は永く資金の融通を許すものなれば其地方に於ける生産業者をして或は長期に亘る信用取引を營むに便ならしめ或は土地の改良に放資するを得せしめ自然經濟の發達に資する所大なるへし短期割引にありては斯る利益は得て之を望む可からず
- 四、長期割引をなしたる爲め其地方の經濟發達する時は其結果として銀行の業務愈隆盛なるへし

ix)は著者の増補に係れり

短期手形及び長期手形の割引上の利害得失大略右述へしか如し其取捨頗る難事に屬するの觀あり然れども普通銀行業務の狀態に鑑み其預金義務の性質に照して考案を下す時は其取捨を決する亦た易々たるのみ蓋し普通銀行か商工業者の機關として手形の割引を營むに中り常に留意すべきは第一其放資の安全を計ること第二資金回収の迅速を期すること第三最大の利得を求むることの三要件なりとす而して短期割引と長期割引の二者孰れか多く右三要件を充すや讀者は吾輩の言を要せざる可し

短期割引の長期割引に優る所以はジョーシレー氏亦能く之を説明せり(Country Banker, p. 111, pp. 21-2)

銀行者の手形割引上注意すべき事項は上に述べたる手形の性質及び期限の長短により之を鑑別取捨することの外尙ほ其關係人の員數信用身代等を精査すべきこと是なり

手形は其爲替手形なると約束手形なるとを問はず期日に至り不拂となりたる時は其最後の所持人は裏書譲渡人振出人又は保證人に向て償還請求を爲すの權あり

り故に他の事情等しければ手形は其償還義務者の數多き程確實なるや勿論なり
 獨逸帝國銀行佛蘭西銀行澳太利匈牙利銀行及び白耳義國立銀行等の規定に兌換
 券發行の保證たる割引手形は必ず何名以上の署名あるを要すとせるか如き此理
 由に基くものに外ならず

手形義務者の信用及び身代の如何は銀行か手形の割引を爲すに當り第一に調査
 せざるを得ざる要件にして此點に疑ひある時は假令其手形が眞手形にして而も
 期限短かく關係人の數多しとするも割引の依頼に應ずべきに非るなり現今歐米
 諸國に於ては商工業者の身代信用等を精密に調査し銀行及び商工業者の依頼に
 應して之か報道を爲すを以て業と爲す者及び同様の目的を達せんか爲めに組織
 せられたる組合數多あり之を興信所と云ふ銀行は手形割引を營むに當り自ら依
 頼人の身代を調査すること勿論なれども亦た興信所の力を藉りて以て過失なか
 らんことを期せり米國のブラッドストリート及びアール、ダン二會社英國のセー
 ド會社獨逸のシメルフェツグ通信所及び佛國のラスルテデユコムメルス、ラン
 フォルマシオン及びレイチナ等は最も著名なる興信所なり我邦に於ても近年漸

く興信所の必要を感じ大阪及び東京に其設立を見るに至りしか尙ほ未だ幼稚に
 して充分利用せらるゝに至らず

① 高根義人氏商業上の信用通信(内外論叢第三卷第一號及第二號)

第三節 割引歩合

本節に於て講究せんと欲する所は第一割引歩合變動の原因第二割引歩合に就き
 銀行の採るべき方針第三中央銀行公定歩合と市場歩合との關係是なり以下順次
 之を説かん

第一 割引歩合變動の原因

手形割引によりて銀行か依頼者に供給する所のものは現金又は要求拂預金引出
 の權利なり是れ第三章に於て詳述せし所なり而して割引歩合は是等の資金購買
 力を供給するに當り銀行の要求する所の報償にして一種の金利なり
 手形割引によりて供給せられたる資金は普通の場所に於ては生産資本を購入す
 るの資に供せらるゝを以て割引は畢竟生産資本の貸借に異ならず資金は只資本
 を得るの手段たるに過ぎざるなり故に其資金の供給を受くるに當り支拂はるゝ

割引料は生産資本に對する利子にして生産資本の利子を決定する原則は即ち割引料を定むる原則たらざるを得ず然れども凡そ割引によりて獲得したる資金は必ずしも之を以て生産資本を購入するに限らず時に或は從來の債務を辨濟せんか爲め其他種々の目的に向て使用せらるへし殊に恐慌の場合の如きにありては商工業者の手形割引を請求する者大抵皆其手取金を以て債務辨濟の資に供せんと目的を有せざるものなし是れ頗る緊要なる事項にして夫の割引歩合の變動か資本に對する利子例へは社債の賣買價格に對する利子の割合の變動と多くの場合に於て同一の歩調を取らず而かも其變動の情況後者に比して一層急激なる現象に解釋を與ふるものなり

割引料の因て生ずる原因は暫く措き其變動を來すは如何なる原因に依るかを究むるに畢竟是れ資金の需要供給の關係に他ならざることを發見す而して今其主要なるものを列舉せば左の如し

第一の原因は市場信用の情況是なり現今の社會にありては若し或原因の爲め信用の行使急に緊縮することある時は債務を辨濟する爲め俄かに資金の需要を増

加し同時に之か供給の減少を來すへし斯る場合に於ては割引歩合の變動を生ぜざらんと欲するも得べからざるなり信用取引は貨幣の名稱を以て取結ふを通例とするを以て債務を辨濟するに當つては必ずや貨幣若くは之か代用物を以てせざるを得ず土地商品等の形態を具ふる資本其物を以て支拂の用に供すること能はざるなり去れば信用取引遽に緊縮するに於ては人々其債務を果すこと極めて困難ならざるを得ず恐慌の場合等に於て割引歩合の暴動する素より其所なり

第二の原因は銀行の支拂準備金と負債との割合の如何なり若し夫れ正貨の流出盛に起り若くは銀行の負債俄かに増加し支拂準備金の割合薄弱を來たすか如きことあらば割引の引締歩合の騰貴は自然の結果として起らん之に反して正貨類りに流入し支拂準備金愈々潤澤となり銀行の負債比較的増加せざるに於ては割引の寛裕歩合の下落は蓋し數の免れざる所なりとす然れども支拂準備金額の増減は其原因の如何により必しも割引歩合に影響するに限らず例年内地に起る所の需要より一時正貨の地方に向て出づる場合の如きは久しからずして回歸すへきこと殆ど疑なきか故に割引歩合に影響するに至らざること多し

右述ふるか如く割引歩合を動搖するは特種の原因に基くものなるを以て其一般資本に對する利子歩合と歩調を同ふせざる現象を呈するは蓋し已むを得ざる所なり尙ほ割引歩合と利子歩合と相一致せざる所以を一層明かにせんか爲め其差異を生すべき事情一二を附加せんに

其一、割引歩合と利子歩合と均一を保たざるは銀行業務經營上の必要より生ず抑も銀行は其全資金を舉げて永く商工業に放下し之を固定せしむること能はず金融の都合により假令其一部を以て株券社債等に放下することあるも是れ素より一時の便宜に出でしものにして必要に應じ直ちに之を賣放ち現金を回收するの要あるへし而して斯る場合に於ては是等有價證券の價格は下落するを例とするを以て其賣買上の損失は豫め之を期せざる可からず是れ平素銀行か生産資本に對する利子歩合よりも一層低廉の割合歩合を以て甘んずる所以なり

其二、割引歩合と利子歩合と均一を保たざるは資本家の割引歩合を利用せざるより生ず蓋し銀行業は特別の熟練と特別の設備とを要するを以て割引歩合の變動は普通資本家の克く利用し能はざる所なり去れば或原因より割引歩合俄かに

騰貴することあるも普通資本家か其所有せる株券社債等を賣放ちて資金を割引に用ゆるか如きは稀有のことと謂はざるを得ず隨て割引歩合と利子歩合とは均一に歸すること難し

割引歩合と利子歩合と相一致せざる實に上述の如し然りと雖も此二者の利率變動は全く獨立して行はれ相互の關係毫も之なきものと憶斷すへからず特に市況平穩なる場合に於ては此二者間の相互的影響は甚だ密接にして且つ多大なりとす例へは市況沈靜を呈し貸出の依頼少なく割引歩合低廉にして而かも持續すべき形勢あるに於ては銀行者たる者は其資金の一部を公債株券若くは社債券の如きに放下するを以て得策とすへし斯る場合に於ては是等有價證券の價格は騰貴し之に對する利子の割合は下落すへく同時に割引資金の減少は割引歩合を高め彼是相接近して均衡を保たんとする傾向を呈すへきなり之に反して市況活潑を呈し貸出の依頼頻に加はり割引歩合騰貴する時は銀行は其所有證券を賣却して資金を回收するに努むへきを以て證券の價格下落し割引歩合と利子歩合とは終に均一ならんとする傾向を有すへし夫の正貨の海外に向て流出するに當り公債

株券等の下落するは亦其一證なりとす

Nelson: Principles of Political Economy, Vol. II, Chap. XXII.
Bagehot, Lombard Street, Ch. V.

第二、割引歩合に就き銀行の採るべき方針

前段論述せる生産資本に對する利子と割引歩合との區別は銀行の割引方針に關し一の緊要なる問題を解決するに足る即ち割引歩合は市場の情勢により隨時之を變更すべきや將た之を生産資本に對する利子歩合に鑑み之を均一にし變更せざるを得策とするやの疑義を解除すること是なり
世上夫の金利變動の商工業に不利益なるを見て人為的に割引歩合を均一にすへしと主張する者往々あり甚しきに至つては當に金利變動の商工業に與ふる弊害を指摘し人為的に割引歩合を均一にするの得策なるを唱ふる而已ならず更に説を爲して正金の輸出は貨幣の減少を來し割引歩金を高む故に之を矯正せんか爲め正金輸出高と同額の不換紙幣を發行し其缺を補ひ正金の戻り來るを待て之を償却すへしと主張する者あり英のアーチボルドアリソン氏の如き即是なり其唱ふる所果して正鵠を得たるや否や請ふ吾輩をして之を檢せしめよ

(1) 利率變動の商工業に不利益なることを説明せんが爲め茲に利率引上の場合を引かん

イ、商業に及ぶ影響——自己の資本を以て營業する商人は世上金利の引上を見る時は之を以て従前の業に従事せんより寧ろ其資金を貸附に投するを以て利益と思惟するに至る又借入資金を以て營業を爲す人に對しては金利の騰貴は其利潤を減少するの結果を生ぜざるを得ず隨て事業の縮小を見るへし

ロ、工業に及ぶ影響——金利の引上は貨物の生産費を膨大ならしめ工業家をして損失を被らしめ又生産過剩の疑念を抱かしむ結果事業の縮小を見ん

ハ、政府の財政及び企業に及ぶ影響——金利騰貴する時は經費節減事業繰延を來し又新事業の着手を阻止すへし

抑も割引歩合のものたる其定まるや獨り生産資本の利子を決定する原則のみに依るものにあらず其變動は種々の事情に支配せらるべきこと前段論述せしか如し果して然らば其之を支配する種々の事情の存在を無視し人為的に之を均一にせんと企つるの不可するや寔に明白なりとす若し夫れ市場投機熱熾にして割引の依頼頻りに至り之に對して銀行基金の餘力大ならざる時若くは預金の取付急にして支拂準備金愈薄弱を告げんとするか如き場合に於て銀行依然として其割引歩合を高めすんは終に益々投機を奨励し營業上損失を招き終に自滅の不幸を來すへき而已ならず其害毒を一般に及ぼすと甚た大なるへし又之に反して市場

金融緩慢商況振はず割引の依頼日に萎縮するの時に當り割引歩合を低下せざらんか巨萬の資金は空しく銀行の筐底に横はり利殖の途なきに困まざるを得ざる可し依是觀之金利變動の商工業に不利益なるを見て人爲的に割引歩合を均一にすへしと主張するの誤れるや眞に明かなりとす

正金の流出入ある毎に不換紙幣を伸縮して割引歩合の變動を防かんとする説の如きは實に千古の暴策なりと謂はざるを得ず抑も正金流出を來す原因は一にして足らずと雖も若し或事情より其國の貨幣の供給過剰を來し爲めに正金の輸出を促かしたりとせむ乎斯る場合に同額の紙幣を發行して之を補填するに於ては貨幣過剰の弊は永久之を避くるを得ず紙幣の發行ある毎に正貨進出し終には一國の貨幣を擧げて不換紙幣となすの結果を見んのみ割引歩合平均論の妄夫れ斯の如し豈恐れざる可けんや

之を要するに割引歩合の變更は信用使用調理の爲め又銀行營利の爲め自然の結果として行はざるを得ざる所にして人爲的に之を均一にせんとするか如きは素より可なり元來割引歩合の變更は經濟社會の情勢より來る所の當然の結果な

るか故に變更其物を見て直ちに之を可とし否とするは事の本末を誤りたるものにして理論上寔に不都合と謂はざる可からず若し割引歩合の變更を以て經濟上好ましからざる現象となさは何ぞ進て其由て起る所の原因を探究して以て之を防遏するの方策を講せざる原因を放置して顧みず徒らに結果のみを捉へ來り彼是矯正せんとするか如きは斷して經濟調理の道に非るなり

然りと雖も以上論述せし所は夫の中央銀行の割引政策として行ふ所の割引歩合の變更を否認するものと誤解す可からず中央銀行の行ふ割引歩合の變更は一見人爲的に金利を左右せんと努むるもの、如しと雖も克く其真相を究むる時は決して左にあらず却て或原因より市場歩合の當然赴くべき方向を探らざるに當り之を矯正するものに他ならざることを發見すへし夫の準備集會制の國に於て中央銀行の支拂準備金薄弱を告ぐるに當り市場歩合依然として低廉なるか如きは決して順當の現象に非ざるなり斯る場合に於て中央銀行が其公定歩合を引上げ若くは更に進んで市場の歩合を制するの方策を旋らすか如きは寔に正當なる措置にして一國の金融を調和すへき任務を負へる中央銀行たるもの、當然行ふべき

所なりと謂はざるを得ざるなり

第三 中央銀行公定歩合と市場歩合

割引歩合に關聯して茲に一の緊要なる事項あり所謂中央銀行公定歩合及び市場歩合の相互の關係是なり

中央銀行公定歩合とは中央銀行が其承認せる爲換手形の割引即ち商業的擔保に對して許す所の短期貸出(三ヶ月以内を例とす)の最低歩合を云ひ市場歩合とは同様の手形の割引に對する市場一般の歩合を云ふ

我邦に於ては日本銀行割引日歩は他の銀行の割引日歩よりも低廉なるを例とし他の諸銀行は其割引せる手形を日本銀行に再割引するの有様なり之を鞘取と云ふ蓋し我邦に於ては諸銀行の銀行基金となるへき直接預金未だ甚だ多からず隨て市場の需要に應じて大に資金の融通をなすこと能はざるの事情あると同時に日本銀行は兌換券發行を獨占し資金豊富にして勢力あり且つ中央銀行として世上の金融を調理するの責任を帶るを以てなり

然るに歐洲に於ては中央銀行公定歩合と市場歩合との關係我邦に比し大に其趣

を異にするものあるを發見す今例を英國に取り彼國に於ける情態を略述せんに英蘭銀行公定歩合は千八百七十八年以降一種特別なる意義を有するに至り同行に取引勘定を有せざる人に對して課する所の成規手形の最低割引歩合を指すものとなれり同年以前にありては英蘭銀行は其割引依頼人の同行の華主たることを問はず一様に其公定歩合を以て最低率となし敢て區別を立てざりしが同年以降其華主に對しては公定歩合を適用せず市場歩合を以て割引に應ずることとなり是れ近年市中大銀行の發達と共に英蘭銀行と雖も之と競争するの必要を感ずるに至りしを以てなり去ればクレヤ氏は英蘭銀行公定割引歩合に定義を下して英蘭銀行公定歩合とは之を理論上より謂へば英蘭銀行が其成規手形の割引即ち商業的擔保に對して許す所の短期貸出の最低歩合なりと云ひ敢て之を理論上より謂へばこの一句を挿入し以て實際上然らざる意味を包含せしめたり

Clare, Money Market Primer, Part I, Chap. III.

獨逸帝國銀行も千八百九十六年までは其公定歩合よりも低率にて割引に應せしこと屢々ありき然りと雖も上述せし所を以て英蘭銀行公定歩合は常に必ず市場歩合よりも高率なるへしと推想するは非なり公定歩合と雖も時に或は市場歩合と同率若くは其

よりも一層低廉なることなきに限らざるなり例へば千九百〇二年に於て英蘭銀行公定歩合四分なりしことありしが當時同行はビルブローカーに對して四分五厘を課せしか如し

中央銀行公定割引歩合と市場歩合との關係を究めんと欲せば先づ公定歩合の如何に緊要なるものなるやを知るを要す英蘭銀行の重役週會に於て公定歩合變更の兆あるに際し其構内に蟬集する所の群衆は如何なる人士なるやを究め且つ其會議の結果貼出せらるゝに及んで忽ち四散して各自其營業所に走歸し直ちに之を世界各所に電報する有様を目撃する時は公定歩合なるものゝ如何に緊要なるやを察するを得ん

英蘭銀行公定歩合の何故に斯く注意せられ且つ重要視せらるゝやと云ふに蓋し左の理由あるを以てなり

- 一、公定歩合は諸銀行貸出歩合の基礎を爲すものなり隨て其高低は總ての商工業者に影響す
- 二、公定歩合は諸銀行定期預金利率の基礎を爲すものなり當座預金に對して利

子を付するビルブローカー及び地方銀行の當座利率亦公定歩合に應じて騰落す依是觀之公定歩合なるものは銀行より融通を受くる一般商工業者は勿論銀行に定期預金を爲す有ゆる階級にも影響し其關係頗る廣汎なるを以て其變動は單に金融市場のみの事を以て目すへからず經濟社會一般に取り極めて緊要なる事と謂はざるを得ざるなり今や更に一步を進めて中央銀行なる一銀行か其公定歩合の變更によりて何故に斯く偉大なる勢力を有するやを討究せざるへからず蓋し是れ一層深遠にして且つ一層興味なる問題なりとす

吾輩は本節第一段に割引歩合の如何にして定まるやを論し其生産資本利子の定まる原因の外尙幾多の原因の爲めに制せられ其變動は主として銀行準備金と負債との割合並に貸出の依頼の緩急とによりて起るものなるを説けり果して然らば今や右に掲げたる重要な問題を解釋するに當り中央銀行は如何にして全市場の銀行準備金と負債との割合並に貸出の依頼の緩急を熟知し其定むる所の公定歩合は克く市場歩合の基礎たるに足るやを説明せざるを得ざるなり之を各國の實況に見るに中央銀行は實に銀行者の銀行として目するを得べく全

國最終の準備金保有者なりと云ふも敢て過當に非ざるへし英國の如き準備聚合制の國に於て特に然りとす英國の普通銀行中巨大なるものは其資本金に於て又其預金額に於て英蘭銀行を凌駕するもの往々あり而かも其常に保有する所の貨幣は日常出納資金を超ゆると甚大ならず預金に對する支拂準備金の如きは悉く之を英蘭銀行に預金となせり有數の大銀行にして尙且つ然り自餘の銀行に至りては其支拂準備金を自ら保有するもの、如き絶無と云ふも可なり去れば英蘭銀行の支拂準備金は其預金に對する支拂準備たると同時に同國諸銀行の支拂準備金たるものにして何れの銀行にありても少しく巨額の取付に遭遇し若くは貸出の依頼大に起る時は之に應ずる資金の供給は必ずや之を英蘭銀行に求めざるを得ざるへし斯の如くにして英蘭銀行は實に英國金融界に於ける資金の供給を支配せり果して然らば其定むる所の割引歩合が常に市場金融の緩急に感應して高低し恰かも金融の晴雨計たるか如く且つ克く市場を制するに足る所以のもの決して怪しむに足らざるなり

然りと雖も公定歩合の市場の金融を制するの力は時に強弱あり時としては其勢

力甚た微弱にして毫も市場歩合に影響せざるか如きことなきに非ず斯る場合に於ては中央銀行たるものは速かに其公定歩合を變更して市場歩合と調和せしむるか若くは必要に應じ或方策を旋らして市場歩合を變動せしめざるべからず例へば公定歩合に比し市場歩合甚しく低廉にして中央銀行に貸出を依頼する者なく中央銀行の業務衰兆を呈するか如き場合に在りては中央銀行は須らく其公定歩合を低くし業務を吸入するの要あるや勿論なり然れども若し外國爲換逆調を呈し正貨の流出踵を接し中央銀行の支拂準備金愈減縮し終に信用の基礎を危ふするの虞あるに當り斯る事態を呈するに於ては中央銀行は一方に於て益々其公定歩合を高むると同時に他方に於て人爲的に市場歩合を高むるの方策を講ずるの必要あるへし是れ一國の金融を調和するを以て其任務とせる中央銀行の當然爲さるを得ざる所にして普通銀行の經營と其趣きを異にすへき所なり英蘭銀行は斯る場合に於ては現金取引を以て其所有公債を市場に賣却し同時に同額の定期を買繋き一時其賣物に對する代金を吸収して以て金融を引締め市場歩合を制するの策を採ると云ふ

之を要するに中央銀行の公定歩合は第一一國內貸出利率の基礎として第二預金利率の基礎として第三正貨準備保護の手段として最も緊要なるものにして其之を定むる標準は主として中央銀行に於ける支拂準備金の情況に在りて去れば中央銀行の支拂準備金の消長は其公定歩合並に市場歩合の變動を左右する主要なる勢力にして一般商工業者か中央銀行の週報に注意し以て其公定歩合を卜するに務むる所以のもの決して偶然に非ざるなり

F. E. Sleefe, Bank Rate: Its Effect on Market Rate, etc. (A Lecture delivered at the London Commercial Sale Rooms in connection with the London Chamber of Commerce)
 歐洲中央銀行割引歩合と市場歩合との比較に就ては Palgrave, Bank Rate and the Money Market in England
 France, Germany, Holland and Belgium; 1844-1910 を見よ

第四節 中央銀行割引政策

割引政策の目的は銀行の正貨準備を適度ならしめ信用の基礎を固ふし以て國民經濟の健全なる發達を促成するに在り然り而して中央銀行は通例兌換券の發行を獨占し諸銀行預金の準備金を聚合保有する機關なるか故に割引政策施行の主体を以て目すべきものとす故に中央銀行割引政策の名あり以下其發展概要及び

種類の三項に就き順次論述せん

第一 割引政策の發展

割引政策なるものは十九世紀の生物にして其起原は英蘭銀行に在りてす千七百九十七年英國地方銀行の破綻相接て起り英蘭銀行の地位亦頗る危かりしかは同年二月ピット氏は之を救はんか爲め英蘭銀行券兌換中止の令を下したり然れども爾後十年間即ち千八百〇八年までは同行重役の慎重なる克く銀行券の濫發を生せざりき然るに當時南米の商權を掌握せし西班牙葡萄牙の二國は那破翁の蹂躪する所となり南米の商權は擧げて英人の手中に歸せり是に於て英國の商業は昔日に蓂蕪し英蘭銀行亦た其態度を一變し盛に南米手形の割引に應せしかは其結果終に銀行券の増發となり加之大陸に於ける戰爭は大に英國の正貨を吸収し漢堡爲換は俄に下落し千八百十年英蘭銀行券の價格は百分の八の下落を見し一年十月には百分の十二、十三年八月には更に進んで百分の三十の下落を見たり斯の如き情勢は英國の商業社會及金融界の憂慮を惹起せざらんと欲するも得べからず終に有名なる正金調査委員會の組織となれり而して同會の調査報告は當

時英國の實業社會特に英蘭銀行重役等の無識を表白したり當時同行重役等は主張して曰く英蘭銀行券は決して下落せしに非ず銀行券の流通高と外國爲換とは何等の關係を有するものに非ず凡そ優等手形の割引に對して發行したる兌換券は其保證として必ず同額の手形存在するを以て濫發せるものと謂ふ可からず隨て其價下落することなし蓋し近年爲換相場下落の原因は一に貿易上輸入超過に存せずんは非すと然れども是れ誤謬の甚しきものにして採るに足らず何となれば彼等は第一當時爲換の下落は銀行券の緊縮によりて矯正し得へかりしことを無視し第二爲換相場は平時に於て正金輸送點を超過して變動することなきを忘却したればなり之に反して正金調査委員は報告して曰く凡る兌換券の伸縮は正貨の伸縮に隨伴し其間に價格の差異を生せざるを尙ふ而して兌換券の濫發を防ぎ其價格の下落を避けんには時に臨み機に應じて割引歩合の引上を決行し正貨の潤澤を圖るに如くものなしと

此正金調査委員の報告は克く當時の謬見を説破したるものなりしにも拘らず暗愚なる英蘭銀行重役等は終に之を容るゝの明なく頑乎として舊套を墨守し割引歩合の一定を主張し毫も銀行券の緊縮を努めざりき後幾何もなくして千八百二十五年の大恐慌に遭遇し始めて從來の非政を悟り終に始めて割引歩合變更策を試むるに至れり然るに之を行ひし毎に其效果大に見るべきものありしを以て爾來之を以て主たる割引方策となすに至り諸國の大銀行亦之に倣ふ者多きを加へたり現今に於ては右割引歩合引上策の外尙ほ種々の方策を用ひ就中佛蘭西銀行の正金打歩方策の如き顯著なるものなりと雖も其效驗に於て到底歩合引上策の右に出づる者なきか如し之を割引政策の沿革とす

(一) Bagehot, Lombard Street, Ch. VII, 1.

第二 割引政策の概要

割引政策は銀行の正貨準備を潤澤にし信用の基礎を鞏固にし以て經濟の發達を助成するを以て目的とす故に之か施行を促かすべき事情發生するに於ては其内國市場の情勢より起ると國際貸借の關係より生ずることを問はず等しく其必要を感ずるものとす以下其大要を説述せん

若夫れ市場一時金融窘迫を告げ資金の需要大に起り普通銀行の餘力既に盡き將

に割引歩合の騰貴を見んとする時に於ても中央銀行は其自己の勢力を以てすれば尙ほ支ふることを得べしと信するに於ては直ちに之に應じて大に割引貸附を行ひ割引歩合の變動を防ぎ以て經濟社會をして動搖せしめざるに努めざる可からず夫の屈伸制限法を以て兌換券を發行する邦國に於て毎年秋季若くは年末に於て内地に金融繁忙なるに當り中央銀行か自己の損失を顧みず一時制限外發行を爲し以て割引歩合の變動を防ぐは寔に當を得たるものと謂はざるを得ず然れども世上金融の逼迫一時的に非ず資金の需要永久に亘り益大ならんとするの形勢あり銀行債務に對する正貨準備の割合愈縮少せんとし中央銀行の餘力を以てするも到底永く割引歩合の騰貴を防禦すること能はざるの事情あるに於ては中央銀行たる者は人爲的に之か騰貴を防ぐか如き愚を爲さす須らく大勢の趨く所に従ひ其割引歩合を引上げ以て正貨準備の縮少を防かざる可からず而して世上投機的企業勃興の兆候現はるゝに至らば中央銀行は大に其割引歩合を引上げ企業者を警戒し其企業熱を鎮壓すると同時に善良なる擔保を供する者に對しては盛に貸出を許し以て恐慌を未然に防遏せざる可からざるなりパシエオット氏曰

〔恐慌襲來の兆を呈する時は銀行は其歩合を高め貸出を爲すへし而して善良なる擔保を供する者に對しては決して其貸出を澁るべからず蓋し恐慌を防ぐに必要なるは世人をして假令金利高しと雖も相當の擔保さへ供せば金融を得るに難からざることを見せしむるに在りとす〕と之を平時に於ける中央銀行割引政策の方針となす

然り而して世上投機熱非常に熾にして屢々割引歩合を引上るも毫も其效を奏せず恐慌終に襲來し商社銀行の支拂を停止する者頻々として起るに於ては中央銀行は益々奮勵して一方に於て大に割引歩合を引上ると同時に盛に割引貸附の依頼に應じ他方に於て窘迫せる銀行を救済するに努め以て人心を鎮撫し恐慌を凌駕するの策を旋らさざる可からず若夫れ中央銀行に於て斯る場合に割引貸附の引締策を採るに於ては恐慌は遂に益々其勢を逞ふすへきや必然にして斯の如き態度を採る時は中央銀行たる者の機能を盡すこと能はざるは勿論他行と等しく終に預金の取付に窮迫し支拂停止の悲運に陥らざるを得ざるや明白なり之を非常の場合に於ける中央銀行の割引政策の方針とす

右は主として割引政策の施行を促かす原因か内國市場に起りたる場合に就て述べたるものなれども前にも述べし如く割引政策の施行を促かす原因は單り内國市場にのみ起るものに限らず内國市場と外國市場との關係より生ずること亦甚た多し凡る國際貸借の關係は盡く内國市場に影響を及ぼす者にして正貨の流入流出は直接中央銀行の正貨準備の消長を來すへし若夫れ或原因より巨額の正貨の流入する時は中央銀行の準備金は大に潤澤となり割引歩合の下落は當然の結果として起らん之に反して若し正貨の流出盛なる時は準備金の縮少割引歩合の引上は蓋し數の免れざる所とす然り而して中央銀行は右孰れの場合に於ても割引政策を用ゐて之を料理するの必要を感すへきや明かなれども若し正貨の流出停止する所を知らず之か爲め信用の基礎を危ふするの虞あることを發見するに於ては其影響は特に著きものあるへきを以て假令其際内國市場の金融急迫ならず金利低廉なる場合と雖も中央銀行は百万正貨の流出を防遏し同時に海外より正金を吸集するの策を旋らすの要あり世に正金方策として知らるゝものは即ち斯る場合に採用せらるゝ方策にして割引政策の一部を形成するものなり

第三 割引政策の種類

割引政策の概要上述の如し今や各種の割引政策中其主要なるものを列舉せん
 中世紀尙金主義ヘイケン主義の下に行はれたる正金輸出禁制策の如きは暫く措き近世歐洲各國中央銀行の行ひし割引政策の内容は之を二種に大別することを得へし第一狹義に於ける割引政策即ち割引方策(以下割引方策と謂ふ)第二正金方策即是なり
 割引方策は之を左の數種に小別することを得へし

- 一、正貨準備薄弱ならんとする傾向ある時全く空手形の割引を拒絶し以て市場を警戒する方策これ千八百七十二年普魯西銀行の行ひし所なり
- 二、右と同一の場合に於て短期手形のみ限り割引に應ずる方策是れ佛蘭西銀行の屢々行ひし所なり
- 三、右と同一の場合に於て大に市場に於て正貨の借入を爲し一時準備金の潤澤を計る方策
- 四、右と同一の場合に於て割引歩合を引上ぐる方策
- 五、市場の金利をして中央銀行歩合に伴はしめんか爲め或は有價證券を賣出し

以て市場の通貨を吸収し或は法律を以て其最低率を律する方策前者は英蘭銀行の常に行ふ所後者は現今獨逸に行はるゝ所のものなり

正金方策は比較的近年に始まれるものにして亦左の數種の別あり

- 一、正金打歩方策是れ佛蘭西銀行の常に行ふ所にして兌換の請求ある時打歩を徴するものなり而して其歩合は一定せず重役會の決議によりて之を定む
- 二、名目本位貨幣引渡方策是れ亦た佛蘭西銀行の屢々行ひし所にして故らに五法銀貨又は磨損金貨幣を引渡し正貨の輸出を妨碍するものなり
- 三、逆爲換矯正策正貨流出の兆を呈するとき其正價の向ふべき國に於て一時借入勘定を起し爲換を順ならしめ以て正價の流出を防ぐ方策是れ現今歐米諸國間に實際行はるゝ所なり
- 四、正金借入方策他國より正金の借入を爲すものにして千八百三十七年三十九年九十年及び九十九年に英蘭銀行の行ひし方策なり然れども九十九年には成功せざりき
- 五、外國手形賣買方策是れ平時基金に餘裕ある時確實なる外國手形を買入れ置

き爲換逆調を呈し正貨流出せんとし手形の相場騰貴するに及て之を賣出す方策にして澳太利匈牙利銀行ネゼラント銀行白耳義國立銀行及び獨逸帝國銀行の常に行ふ所なり

六、對積出正金無利息貸出策獨逸帝國銀行及英蘭銀行の屢々行ふ所にして外國市場より正金發送の報に接するや直ちに無利息を以て其貨主に同額の前貸をなし之を其預金中に編入し自由に引出すことを許すものなり

七、正金高價購入策外國貨幣若くは地金を臨機高價に買入れ以て正金を吸収する策にして近來獨逸帝國銀行及び英蘭銀行の行ふ所なり

割引政策の種類大略右の如し是等の諸方策中或者は一見頗る明瞭にして毫も註解を施すの必要なしと雖も割引方策中の第四第五及び正金方策中の第一に就ては一言を費やすの要なきに非ず

正貨流出し中央銀行の正貨準備薄弱を告げんとするに當り公定割引歩合を引上げ市場の金利を騰貴せしむるは中央銀行の筐庫を豐實せしむる所以にして正金の流出を防ぐと同時に之か流入を誘ひ現今中央銀行割引方策中其效驗最も大なる

るものなりと雖も其商工業に及ぼす影響亦鮮少なりと謂ふべからず若し金利の騰貴甚しきに於ては信用取引の萎微事業の縮少は蓋し當然の結果として起らん特に正貨を海外より吸収せんが爲め歩合の引上を企圖する場合にありては其歩合は遙かに外國市場の金利よりも高くせざるを得ず然らすんは其目的を達すること能はざるなり斯る場合に於て若し列國同時に同一の方策を施すことある時は所謂正金戦争なるものを演出し虎視眈々争ふて金利を引上げ終には内國商工業に及す影響如何を願みす無法の引上を決行することなきにしも非ず斯の如くんは其害悪計り知るべからざるなり

歩合引上方策は其效驗大なると同時に其弊竇右の如きものあるを以て近年佛國に於ては之を非難する聲漸く高く千八百五十七年公定歩合一割の高率を唱へ千八百六十一年中七回の歩合變更あり六十三年中八回の變更ありし事實は益々之か排斥の聲を高め佛蘭西銀行は終に止むを得ず從來の方針を一變し可成的之を行はざるを以て原則とするに至れり

惟ふに割引歩合引上方策成功の如何は其之を施行する社會に於ける信用發達の程度如何に存し取引上正貨よりも寧ろ之か代用物を利用するを以て便とする所に於て始めて効果を奏すへきか如し即ち之により投機空商を抑制し同時に外國の正貨吸収を防ぐことを得るに於て始めて效力を生すへきなり然るに佛國に於ては正貨の大部分は民間に流通し佛蘭西銀行の正貨準備の如きは僅に其一小部分たるに過ぎず且つ信用未だ充分に發達するに至らず手形の行使寥々たり隨て割引歩合引上方策は同國に於て良果を奏すること能はざるは偶然に非るなり然れども佛國と雖も正貨流出の兆ある時或方策を旋らさずして之を放置すること能はず歩合引上方策に對する輿論の反抗を恐れて徒らに拱手傍觀するは中央銀行たる者の責務を完ふするものと謂ふべからず是に於て乎佛蘭西銀行は一の變則的方策を案出して之を代用するに至れり正金打歩方策として知らるゝもの即是なり

正貨準備の缺乏を訴るに當り之を醫正せんか爲め中央銀行其公定歩合を引上るも若し市場の金融緩慢にして毫も感應せず金利依然として低廉なるに於ては其效を奏すべからず是に於て乎中央銀行か其公定歩合を引上るに於ては毎に市場

金利をして之に伴はしむるの要あり英蘭銀行は斯る場合に於て市場を制せんか爲め其所有公債を賣出し同時に取引所に於て同額の先物を買入れ以て一時市場の通貨を吸収し其金利を高むるに勗むること往々あり之を Borrowing on Consols と云ふ獨逸に於ては千八百九十九年法律を制定し如上の目的を達せんことを企圖したり即ち兌換券發行權を有する私立銀行をして其貸出歩合を帝國銀行の公定歩合に準據せしめんか爲め公定歩合四分以上なる時は必ず之に準すべく其他の場合には公定歩合より四分一ペルセント以内低くするを許し帝國銀行自ら公定歩合以下にて割引を爲す時は八分一ペルセント以内低くすることを許せり此法令發布以前に於ては帝國銀行より正貨流出の兆ありとの報に接したる時に限り公定歩合以下にて割引を爲すことを禁せられしものなり然れども現今獨逸に於て銀行券の發行權を有する銀行は帝國銀行の外僅に五行あるのみにして其市場に於ける勢力甚た微弱なり隨て斯る制限あるも充分の目的を達する能はざるや明白なり加之到底斯る制限の充分に遵守せられんことを望む能はざるは明にして帝國銀行と雖も其効果を疑ひつゝあるものゝ如し蓋し經濟界の事情は一片の法令を以て律制し得るか如き單純なるものに非ざるなり

終りに前掲佛蘭西銀行の行ふ所の正金打歩方策に就て述へんに近年正金打歩方策の佛國に於て稍成功せし事實は會々獨逸に於て割引歩合引上方策を非難する者を應援するの觀あり比年獨逸市場の金利高率にして商工業者之か爲めに大に困みつゝあるは何人も知る所の事實にして斯る際に這般の如き非難の出つるは蓋し偶然に非ず特にランドベルグ正金打歩方策論及び農民黨の金融切迫を以て正貨準備の薄弱なるに歸せし議論の如きは大に世論を喚起し歩合引上策の得策なるや否やを疑ふ者を増加するに至れり

惟ふに一國に取り正金打歩方策と割引歩合引上策と孰れか得策なるやは頗る困難なる問題の一にして單り抽象的に二者の利害得失を比照するに止めず克く其國の情況に鑑み始めて決すべきものなり正金打歩方策を可なりとする者は其利益として主張して曰く割引歩合引上策は商工業を萎微せしむるの缺點を有すれども正金打歩方策にありては其害を蒙る者は唯正金輸出者のみなり故に憂るに足らずと去れど是れ毫も事理を解せざる者の言のみ抑正金の輸出は之か輸出を爲す者の利慾によりて行はるゝものと謂ふ可からず其原因は實に爲換相場に在り

一國の爲換逆勢を呈し外國に支拂ふべき金額大なる時は爲換相場騰貴すへし而して其騰貴或極度を超ゆるときは正金の輸出は蓋し免るへからざる所とす加之ならず一國の中央銀行が正貨兌換に打歩を徴するか如きは其發行に係る兌換券の下落を自白するものにして其影響は直ちに外國爲換の上に及はざるを得ざるなり正金打歩方策の缺點夫れ斯の如し決して亘好の方策に非るや自ら明なり然るに佛蘭西銀行が割引歩合引上方策を斥け敢て正金打歩方策を採る果して如何なる理由に依る乎蓋し佛蘭西銀行が斯る方策を行ふ所以のものは經濟上の理由に依るものに非ずして全く政治上の理由に基くものなるへし若し夫れ割引歩合引上方策の施行により市場の金利騰貴せんか夫の巨額なる佛國公債の價格は隨て下落せざるを得ずして之か所有者たる一般人民は其財産價格の低落を見て百方之を非難すへきや寔に明白なり去れば假令正金打歩方策が爲換に影響し商業を害すること甚きも商工業者は全國民の一部分を形成する者に過ぎざるか故に佛蘭西銀行より見る時は是等少數人士の利益を犠牲に供する方多數人民の怨を買ふよりも寧ろ得策なるへし是れ正金打歩方策の佛蘭西銀行によりて採用せ

らるゝ所以なり

本節參考書

Lo'z (Gomrad, Handwörterbuch der Statistikwissenschaften.) „Diskontopolitik“ und „Goldprägungspolitik.“
 Veill (Bankers' Magazine, London, Sept.-Oct., 1901), History and Basis of Modern Discount Policy.
 Rosenrad (Journal of the R. S. B. March, 1900), The International Money Market.

第五節 責任割引代理店及ビルブローカー

手形割引は商業銀行の銀行基金運用法中最も緊要なるものなり然れども近世商業區域の擴張と共に商工業の浮沈極りなく加るに銀行業務頗る多岐に亘り事務繁雜を來せしを以て一般銀行業者は詳細に世人の身代其人と爲り及び其業務の消長等を調査し且つ絶へず之を注視すること能はず隨て手形割引に於て過失なきを期するは最も困難なる業とはなれり加之ならず銀行が常に其銀行基金を運用して過不及なからしむるは以て其成效する所以なりと雖も常に各地方金融の狀勢を観察して基金運用上に遺憾なからしむるか如きは到底爲し得べき所に非ず時に或は練々たる餘力を有しながら之か運用利殖の途なきに困むことなきを保す可からず斯の如きは獨り銀行者のみならず一般社會の爲め不利益尠からざ

るなり是に於て乎若し手形割引を以て專業と爲す者出て銀行の望に應じて割引手形を供給し且つ其手形關係人の一人となり支拂を保證するに於ては其便益蓋し誠に鮮少に非るべし責任割引代理店及「ビルブローカー」なる者は即ち其需要を充たす所のものなり

責任割引代理店(バンキエーセスコムタエール)は白耳義國立銀行の始めて設けし所にして現今佛蘭西銀行も亦之を設け其成績頗る良好なり其方法は中央銀行が割引の爲め成規の條件を具備する手形を得るの困難より確實なる合名會社組織の銀行と代理契約を結ひ之に資金を供給し其支拂保證(デルクレデレ)を以て手形の割引に従事せしめ之に裏書して手形關係人の一人となり以て署名者の員數に就き成規の條件を具へしめ其利益の一部を割て之に分與する者なり故に手形が萬一不渡となるも其損失は責任割引代理店の負擔に歸し中央銀行に及ばざるなり斯の如く中央銀行か他の銀行を撰擇し自ら薄利に甘じ全國到る處同一の歩合を以て割引をなさしめ其支拂保證を爲さしむるは以て雙方の利益とする所にして割引依頼者に取りても亦利便多しとなす何となれば中央銀行成規割引の手形は少くとも三名の署名を要

するが故に三名の署名なき手形は中央銀行之を割引かず隨て其割引の範圍狭小なれども代理割引の制なる時は二名の署名を有する手形も亦自由に其割引を請求し得べく且つ代理店所在地を通して同一歩合を以て資金の融通を得べければなり此方法は久しく學者間に唱道せられし所なりしが終に其實行を見るに至り頗る好果を奏し今日に於ては責任代理店の割引高は白耳義國立銀行「ブラツセル本店及ヒアントワーブ」支店の直接の割引高と殆ど相伯仲するに至れりと云ふ

一九〇一年に於ける白耳義國立銀行責任割引代理店の割引きたる手形は百九十六萬八千八百九十七葉にして其金額約四億四千二百餘萬圓なり即ち同行割引全額の百分四十三を占めリ「アラツセル本店」百分四十一「アントワーブ」支店百分十然而して右に對する割引料の分配は國立銀行百七十三萬餘圓に對し責任代理店四十三萬餘圓の割合なりき一九〇一年白耳義國立銀行報告

「ビルブローカー」は英國に於て十九世紀の初起りたるものにして其初めに當りては其名の示すが如く銀行者間又は銀行と商工業者との間に立ち手形の割引を周旋し手数料を得て營業利得となしたる者なりしが今日は其業務大に進化し手形割引の周旋に非ずして自己の名義を用ひ自己の計算を以て銀行者及び公衆より預金を受け又は銀行より要求拂借入金(リボウ)を爲し内國手形の割引を爲す一種の銀行

業者となれり去れば因襲上今日尙「ビルブローカー」と稱せらるれどもその實は手形の賣買人なりジョージクレヤ氏は「ビルマーチャント」と稱すること適當なりと曰へり而して「ビルブローカー」は銀行より預金を受け若くは要求拂借入金⁽¹⁾を爲し之を以て手形の割引を爲したる時は其割引手形に裏書して之を其銀行に致すを例とせり

(1) Clare, A Money Market Primer, p. 141.

「ビルブローカー」は英國特有の機關と稱するも大過なし現今諸國に於て此種の營業者を見るに至りしも其利用英國に於けるか如く普れからず隨て其業務未だ甚だ微々たり

英國に於ける「ビルブローカー」の發達を案するに千八百十年頃倫敦市に「ビルブローカー」と稱し地方銀行の爲め手形の割引を周旋するを以て業とする者ありき而して其業務は地方銀行の所有する手形を倫敦市場に於て再割引をなし以て資本の借入を周旋することもありしが多くは農業地に於ける銀行の爲め工業地振出倫敦宛の割引手形を集め以て其餘裕資金運用の途を供するに在りき而して「ビルブローカー」の手數料は通例割引申込人即ち手形の賣手よりのみ徴するものにして其割合は八分の一パーセントなりき此種の「ビルブローカー」は現今に於ても尙

ロンドンバードストリートに散見する所にして其爲す所は自己の割引したる手形を再割引し若くは手形割引の周旋を爲すにありて何れの場合に於ても手形の償還義務を負担せざるなり

(1) Mr. Richardson's Reply to the Bullion Committee, 1810 (Tomhard Street, pp. 284-7)

然れども今日眞個の「ビルブローカー」として知らるゝ所のものは、大に之と異なり巨萬の富を有し手形の割引再割引を爲し、當座預金を受け又地方及び倫敦の諸銀行より要求拂又は短期の借入金⁽¹⁾を爲し以て手形を割引し其支拂を保證して之を貸主に差入るを以て業とする者にして、其富力と割引上の經驗とは貸主の依頼して疑はざる所なり而して「ビルブローカー」は預金及借入金に對して利子を支拂ふを常とせり常座預金に利子を附するは倫敦銀行の慣習と全く反する所にして、斯る異例の起りし所以は蓋し往時「ビルブローカー」の未だ一種の仲立人に過ぎざりし頃は銀行者は「ビルブローカー」の持來る所の手形を直接に割引き之に對して割引料を徴せしが今日は預金若くは要求拂貸附金として其資金を「ビルブローカー」に供し隨て割引料を失ふことゝなりしより之に對して相當の報價を得るの必要

を生せしによるなり

「ビルプロローカー」の預金に對して利子を支拂ふ事實は近來大に其業務を擴張したる所以にして之が爲め普通銀行の業務を蠶食したる所跡からず蓋し一時資金の餘裕を有する者之を銀行に預け置くも善し利殖することなきにビルプロローカーに預ければ若干の利子を得べきことなれば其結果として當然銀行の預金の増加を助け其業務の消長に影響せざるを得ざるなり「ロンドンエコノミスト」の創始者セームスウ井ルソン氏は是れ倫敦銀行の割引業を「プロローカー」に任れたるより生せし自業自得のことなりと曰へり

James Wilson, Capital, Currency and Banking, pp. 31-32.

茲に注意すべき事項一あり「ビルプロローカー」は預金に對して利子を拂ふを以て相當の支拂準備金を貯ふる餘裕なく預金及び「コールマネー」の許す限り常に巨額の割引を営みつゝあり故に一朝急を付くる時に直ちに英蘭銀行に馳せ救を求むるを例とせり是れ準備聚合制を採る英國の金融をして益機敏ならしむる一因なりとす

Palgrave, Bank Rate and the Money Market in England, France, Germany, etc pp 52-53.

「ビルプロローカー」の地方銀行者に取り必要なるは誠に明白なり倫敦以外に於ては優等なる手形の多數を买入ること頗る困難にして地方銀行は「ビルプロローカー」を待て始めて其資金を良途に放下し得るなり然れども倫敦市の銀行が直接に手形割引を爲さず「ビルプロローカー」を経由するの理由は少しく説明を要する所なり

(一) Fooko, History of Prices, Vol. IV, pp. 595-98.

倫敦市の銀行が「ビルプロローカー」を経て手形の割引を爲す理由は畢竟分業の問題に他ならず蓋し手形割引は一種特殊の營業にして市人の財産其人と爲り及び信用の如何に付き特別の智識を有せずんば爲し能ふ所に非ず割引依頼人某は如何なる人物なるや割引手形支拂人の身代は如何投機市場に出入するや否や過多の手形の引受を爲す人には非るか頃者の破綻に關聯せざりしや商品の下落により損失を被らざりしや等の質疑は是れ常に手形割引を業とする者の腦裏を満たす所にして其業務の成效失敗は實に斯般の智識の多少に依るものとす加之ならず斯般の報道は最も新鮮なるを尙ふものなるか故に絶へず周到なる注意を要するや勿論にして手形割引の業は實に永時の經驗を積み敏活なる判断力を有する者ならでは従事する能はざる所に屬す然るに普通の銀行者は毎日其華主に對する事務頗る多端にして斯る微妙の觀察を爲す能はず其所有する手形の引受人の如何を一々研究するの暇あらざるなり去れば少許の手數料位は之を損するも手形の善惡を識別するに完全なる能力を具ふる「プロローカー」を用ひ其勞を避くるを以て利益となすや明なり況んや「プロローカー」は凡て手形の危険を負擔し其資産を以

て之が支拂を保證するに於てをや
 ビルブローカー]を用ゐて利益を得るは單り銀行者のみならず手形割引依頼人亦
 等しく之によりて利益を享く何となれば「ブローカー」等は其相互の競争により普
 通銀行者の課する割合より遙かに低廉に割引を引受け且つ銀行の引受けざる劣
 等手形と雖も之を取扱ふに躊躇せざればなり
 「ビルブローカー」の事務は株式會社銀行の事務の如く一定の規矩準繩に従はず常
 に隨機應變の處置に出づるを以て如何なる人にも割引を拒絶せらるゝことな
 く「ブローカー」の提供する所さへ承諾すれば其手形の割引を受くべきなり去れば
 「ブローカー」の取扱ふ所の手形は時としては其割引料頗る高く、利子と云ふよりも
 寧ろ危険負擔に對する報償の如きものあるを見る去れど其經驗智識判斷力は常
 に「ブローカー」をして損失を免れしむるが如し

本節參考書
 Clare, A Money Market Primer, Ch. XII.
 Fowler, Bill Baking (Palgrave, Dictionary of F. E.)
 Palgrave, Bank Rate and the Money Market in England, France, Germany, Holland, and Belgium. pp. 52-54
 Bigshot, Lombard Street, XI.

第五章 貸附

前章既に述べしが如く手形割引は貸附に比し利益多きものなり故に銀行は爲し
 能ふ丈割引に従ひするを以て得策とすと雖も貸附も亦銀行基金運用の一良法に
 して經濟社會興産の一大利器たるを失はざるが故に漫りに之を擯斥すべからざ
 るなり況や銀行基金は必しも手形割引にのみ運用し盡し得べきに非ざるを以て
 他に之が運用の良途を講究するの必要あるに於てをや

銀行が其基金を手形割引にのみ運用し盡す能はず他に其途を見出すの必要あるは現今各國の銀行
 者の齊しく感ずる所なるが如し
 我邦の如きは手形の行使未だ充分に發達するに至らず隨て銀行の手形割引は其額甚た小なり日本
 銀行及普通銀行の割引中には所謂擔保割引なるものあれども其性質割引と云ふよりも寧ろ貸附と
 見るべきものなれば之を貸附と見做して計算する時は割引の總額は貸附に比し甚た微々たること
 を發見すべし
 英國に於ては我邦と大に事情を異にし賣買取引上手形を使用すること盛なりと雖も近年手形の供
 給充分ならず銀行は到底割引を以て主たる基金運用の途と爲すこと能はざるものゝ如し「バルグレ
 ー」氏は千八百七十三年英國内流通の内外手形の額は平均三億乃至三億五千萬磅位なりしが現今
 商工業の進歩非常なるにも拘らず手形流通額に至つては却て減退し三億磅の上を出てざるべしと
 曰へり「フッカー」氏は左の四個の事實を列擧して其理由をなせり
 一、近年手形取引減少し現金取引増加せり其原因種々あるべしと雖も商工業者一般に富裕となり
 大取引を爲すに現金拂を以てするを喜ぶに至りしこと及び手許に資金を有せざる場合と雖も債

權者をして手形を振出ししめ之か支拂を引受けんよりは寧ろ銀行より貸附を受け現金にて支拂を爲すを以て利益なりとするに至りしこと等は其一因たるや疑を容れず

二、銀行も亦た華主に資金の融通を許すに當り従前の如く之に對して約束手形を作成せしむるよりも貸附となす方費用少く利率高きを以て自然貸附を好むの傾あり隨て割引の減少を來せり

三、外國爲換上電信爲換を以て支拂を爲すこと發達し之が爲め外國手形大に減少せり

四、近年預金著しく増殖し手形割引のみに依頼する能はざるに至れり

William Fowler, "Bill Broking" (Falgave's Dictionary of Political Economy)

米國に於ても亦た中央市場に於ける銀行の貸出中貸附特にコールローンの割合は手形割引に比し年々増加する傾向を呈しつゝあり蓋し其然る所以は一方に於て近年預金の増殖著しきと他方に於て手形行使の減縮せるに歸せしんは非ず手形行使の減縮は最近産業の合同盛に行はれ原料及び製品の生産一手に歸せるもの多きを加へし結果生産業者間に手形の發行せらるゝ數を減したるは運輸交通の發達と共に小賣業者の商品仕入より之が賣却までに要する期間を短縮し且つ一時に多量の商品を仕入るゝ必要なきに至らしめ隨て手形の發生を減したるに職由するものゝ如し

O. M. W. Sprague, "The New York Money Market" (Economic Journal, March 1903), p. 44.

貸附は之を其性質上より區別する時は擔保貸附、保證貸附、信用貸附、當座貸越等あり之を期限より區別する時は長期貸附、短期貸附、コールローン等あり而して右何れの場合に於ても貸附を許す時は銀行は直ちに正金を以て其金額を引渡すなり又は帳簿上華主の要求次第其金額を支拂ふべき義務を負擔するなり一に華主の擇みに任すと雖も通例後者に依るものとす即ち擔保貸附及び信用貸附にありて

は其金額を直ちに華主の當座預金に振替へ保證貸附及び當座貸越にありては當座預金に編入せず其約定金額の範圍内に於て自由に引出すことを許すものなり

第一節 貸附の利益

貸附の内期限の短きもの及び「コールローン」の如きは商工業者が一時金融を得んが爲め依頼するものなるが故に其效用は手形の割引に異ならずと雖も夫の新に事業を起し若くは既成事業を擴張するに資する貸附にありては割引の如く既に生産せられたる貨物の運轉に資するを以て目的とするものに非ず故に是等貸附の利益は割引の利益と其性質を異にし割引の及ばざる所を補ひ兩者相須て社會の經濟を發達せしむるに在りとす今其重なるものを擧れば左の如し

第一、貸附は有爲の士に資本を供給し、産業に従事せしむ。世の資本家必しも事業家に非ず事業家必しも資本に裕ならず有爲の人士にして資金に缺乏し徒らに手を拱いて其不幸を憾む者決して尠しとせざるべし是時に中り銀行者其信用を利用し是等の人士に資金を供給せば人才爲めに志を得産業爲めに起り社會經濟の進歩を來すべきや必せり夫の蘇格蘭の保證貸附は優に之を證明せり貸附の效

亦偉大なりと謂はずして何ぞや

第二 貸附は利益ある産業を補助し其發達を促かす。有利有望なる産業に従事し而かも勤勉正直を以て聞ゆる者にして資本缺乏の爲め其業務を擴張すること能はざる者の如きは銀行者の一顧を値するものなるや論を俟たず銀行は斯る事業家に向て貸附を爲し資金を融通し大に其事業の擴張を計畫せしむべし去れば其結果は之を小にしては銀行及び事業家を利し之を大にしては社會を裨益す之を貸附の第二の效用と爲す

第三 貸附は割引と相須て社會の資本を最も確實なる途に移轉せしめ生産をして最も多利なる方向を探らしむ。是れ銀行の經濟社會に與ふる著大の利益なりとす銀行は日々諸方面より依頼し來る所の割引手形を検査し確實なるもののみを撰擇して割引の依頼に應し又貸附の依頼中に就ても最も有望なる使途を有するものに對してのみ之を許し手形の確實ならざるもの及び使途の思はしからざる貸附は一切之を拒絶す而して手形の確實なるもの使途の有望なる貸附は即ち是れ最も利益ある生産事業に資するものなりと云ふも敢て不可なきを以て銀行

は世の生産業を指導して最も利益多き方向を探らしむる力を有すと云ひ得べきなり

第四 貸附は一般社會の福利を増進す。上述せしが如く貸附は有爲の人士に産業を興へ有望なる産業家をして其事業を擴張せしめ又世の生産をして最も多利なる方向を探らしむ果して然らば其結果は産業を振興せしめ物價を低廉ならしめ勞力者の賃銀を高め國民の富を増殖し新規高尚なる需用を啓發し一般民衆の福祉を來すや論を要せざるなり

貸附の效用夫れ斯の如し實に貸附は割引と相須て互に其不及を補ひ多大の裨益を經濟社會に與ふ然りと雖も利器は用を誤れば却て非常の害惡を爲すことを記憶せざる可からず便利なる小刀も其用を誤れば人をして負傷せしむ短時間にして遠地に達する汽車汽船も時に吾人の生命財産を奪ふことあり銀行者若し割引貸附の方針を謬り漫りに危険なる事業に放資し或は空商投機者流を輔翼し又は放蕩無頼の徒に資金を融通するが如きことあらば其結果多望なる産業の發達を妨げ奢侈浪費を奨勵し社會の資本を撲滅する而已ならず自ら亦倒産の渦中に陷

り終には恐惶を惹起し害毒を社會一般に流すに至るべし慎まざる可けんや般艦
 遠からず千九百〇一年獨乙「ライプチーゲルバンク」及「ドレスデンルクレヂット
 アンシタルト」の破綻に在り

以上吾輩は貸附の社會に與ふる利益の重なるものを列舉せり今や銀行者に取り
 貸附は如何なる利益あるやを講究せん

第一、貸附は銀行基金に餘力あるとき利益ある放資の途を供するものなり。銀
 行基金は必しも手形割引にのみ運用し盡し得べきものに非ること本章の首めに
 述へしか如し而して貸附は割引に次て銀行放資の良途たり

第二、貸附は新事業を起し富源の發達を促すが故に其結果銀行者の業務を隆
 盛ならしむ。新に時勢に適する事業を起さんが爲め若くは從來の事業を擴張す
 る爲め依頼し來る貸附にありては銀行之に應ずる時は爲めに富源の發達を來し
 銀行を利用すること益多きを加へ預金之が爲めに増加し手形割引貸附の事業亦
 之か爲めに大に起し其結果銀行の利潤をして大ならしむべきなり

第三、貸附は割引の如く種々の注意を要せず。元來割引は單に手形の権利を取

得し資金を融通するものにして其支拂を擔保すべき質又は抵當物を徴すること
 なし故に之を爲すには頗る周到なる注意を要し手形關係人の相互の關係其營業
 振信用資力等を究めて其許否を決し且つ常に市場の情勢商工業の消長に注目す
 るの要あり然れども貸附にありては其期限の長きものは勿論短期なるもの及ひ
 「コールローン」の如きにありても多くは擔保を供せしむるを以て割引の如く種々
 の注意を要せず只借主の資金使途其返済能力の如何を視擔保物件の性質價格等
 を調査すれば以て足れりとす是れ貸附の割引に優る點の一なり尤も割引にあり
 ても夫の責任代理店又は「ビルブローカー」の類を使用する時は格別の注意を要せ
 ざるや勿論なりと雖も既に是等の人々の手を経手數と危険とを負擔せしむる以
 上は之に對して報償を支拂はざるを得ざるなり

第四、貸附の利子は割引歩合よりも高率なるを常とす。活潑なる商業に資する
 コールローンの如きは資金回収極めて正確にして毫も割引に譲らす隨て其利率
 低廉なりと雖も普通の貸附は動もすれば資金を固定し割引の如く必要に應じて
 容易に其權利を移轉し融通を得金利の高低に乗して資金に充分の利益を生ずる

能はざるを以て同時に同一の場所に於て比較する時は普通の貸附の利子は割引歩合よりも常に少しく高率なるを例とす故に市場静穩にして貸附期を過らすして返済せらるゝことを豫期し得べきに於ては銀行に取り時に或は割引に優るの利益なしとせざるなり

第二節 擔保貸附

擔保貸附とは銀行が債務者をして擔保を供せしめ利率及び返済期限を定め貸附を爲すを云ふ然れども銀行が擔保を徵するは擔保其物を目當に貸附を爲すものに非ず只債務者が其義務を履行すること能はざる場合に備ふるのみ故に銀行は此種の貸附を爲すに當りても克く債務者の信用を調査し其辨濟能力を確め擔保物なくとも確實なりと思惟し得べき人に限り之に應ずるを以て方針と爲さる可からずマクラウド氏曰く蓋し世の銀行者にして貸附を爲すに當りて初めより擔保物を賣却するの考にて之を許す者は一人もなかるへし銀行は元と華主によりて業を營むものなれば其差入れたる擔保物を賣却し相互の感情を害するか如きは其最も不利とする所なりと謂はざるを得ず况や賣却の際華主は銀行か其利

益を顧みず格別の廉價を以て賣却したりとの苦情を唱ること通例なるに於てをや

Macleod, Theory and Practice of Banking, Vol. II, p. 426.

貸附擔保の主要なるものは公債證券商工業會社の株券社債券土地抵當貸附會社及興業會社債券船荷證券倉庫會社質入證券の類なり而して是等の擔保物件は只之を占有するのみにては其所有權は依然債務者に屬し擔保の目的を達すること能はざるを以て銀行は貸附の契約を取結ふと同時に豫め其效力を生すへき手續を爲すを要す但し無記名のものに在りては普通の動産と同しく交付のみを以て完全に質權を設定することを得べきや勿論なり

第一 株券 株券を擔保として貸附をなすは其確實なるものに在りては不可なきも一般に論すれば商業銀行に取り決して良好なる放資法と謂ふ可からず故に出來得べくんば之を避くるを可とす蓋し株券は貸附の擔保として左の缺點を有せり

一、會社の記名株券は其會社の帳簿に登記せざれば其質權設定の效力を生ずる

を得ざるを法とす泰西諸國に於ては皆讓渡に要する條件を履むに非れば質權の説定を以て第三者に對抗することを得ざるものとせり然れども我民法は特に株券に限り例外の規定を設け以上の手續を要せず其交付のみに因り第三者に對して質權の設定あるものとせり是れ民法の議會に提出せられし時衆議院に於て從來の慣習たる白地委任狀の弊風を是認し修正規定せし所にして第三者保護の點より之を觀れば大に遺憾なき能はずと雖も銀行に取りては前述の手續を省略することを得大に便利となす所なり

梅澤次郎氏民法要義第三卷第四四頁—第四五七頁

二、銀行が登記により若くは其他の方法により株券の所有者となる時は其本業以外に馳せ商工業會社の株主となり株式に對して種々の責務を負擔せざるを得ず

三、株券は其種類によりては價格の變動甚しきものなり而して其價格の下落は市場金融に窘迫し債務の不履行多く出る場合に於て特に甚しとす故に斯る場合に銀行若し其質物を賣却せんと欲せば尠からざる損失を被らざるを得ざるなり

右述ぶるが如くなるか故に株券擔保貸附は銀行に取り決して有益なる放資法と謂ふ可からず他に良法あらば成る可く之を避くるを以て得策とす況や債券擔保貸附の依頼者中には往々株式の投機に馳せ株券の價格の騰貴を見越して之を買入れ銀行に質入し融通を得更に又他の株券を買入るか如き虚業家あるに於てをや是等の輩は其思惑通り株券の騰貴したる時は貸附金の返済に困ますと雖も一朝急激の下落を見ん乎多くは其債務を履行すること能はず銀行は終に損失を以て其擔保物を賣却せざるを得ざるに至るべし千八百四十五年英國に於て鐵道熱の熾なりし時「エキステンジバンクス」として知られたる數多の銀行は此種の貸附をなすの目的を以て起りしが總て皆倒産の厄に陥りしと云ふ

第二 社債券 債券も亦株券と同じく質權の目的物となすに就て幾多の缺點を有せり即ち記名債券質權の設定は必ず會社の帳簿に登記するを要し債務者其債務の履行を怠り質物を賣却するに當りては場合に依り相場下落の爲め甚しき損失を蒙らざるを得ざることあり然れども債券は株券の如く之を獲得する場合に種々の責務を負擔するに至ることなし何となれば債券所有者は株券所有者即ち

株主と異なり會社に對して純然たる債權者なればなり是れ銀行貸附の擔保として社債券の株券に優る所なり

第三 公債證書 公債證書は中央政府又は地方自治體の發行する所に係り其信用は通例會社の信用よりも大なり故に公債の價格は社債券に比し變動すること少なきと同時に平時にありては之を賣却すること極めて容易なりとす去れば質權の目的物として公債證書の株券及び債券に勝るや言を竣たざるなり公債證書も亦記名のものにありては質權の設定と同時に其登記を受けるを要するものとす公債證書は其發行の目的期限償還の方法等によりて種々の別あり就中大藏省證券なるものは一時政府の歳入の不足を補はんが爲め發行するものにして其償還期限最も短かし我邦の制によれば必ず其會計年度内に償還すべきものとせり故に資金を固定するの憂なく銀行質權の目的物として最も適切なりとす

第四 貨物代表證券 船荷證券鐵道貨物引換證券庫荷質入證券等は貨物を代表する證券の重なるものとす此種の證券は通常指圖式にして質權を設定するに當ては單に裏書を爲すを以て足れりとし發行者の帳簿に其旨を登記するの手續を要

せずと雖も其代表する所の商品が平素頻繁に賣買せらるゝものにして而かも品質變更の患尠なく相場の激變稀なるものに非るよりは銀行質權の目的物として決して良好なるものと謂ふ可からず何となれば是等の性質を具備せざる商品を買とし貸附を爲し若し債務不履行となるに於ては假令當初充分に其價格の變動を見積り貸附を爲したるにもせよ銀行は其貨物の賣却に就き一種の投機を營まざるを得ざるの結果を生ずればなり

第五 不動産 地所建物等不動産を質若くは抵當として貸附を許すは前述の質權貸附に比し一層不可なり蓋し不動産は平時と雖も急に之を賣却すること困難にして恐慌の際は勿論不景氣金融切迫政治上の不穩其他種々の場合に於ては殆ど賣却すること能はず強て之を賣拂はんことせば投賣するの外なきなり加之不動産の抵當は必ず之を裁判所に登記するを要す斯の如く不動産抵當貸附は資金を固定するか故に何時にても支拂はざるを得ざる預金義務を有する商業銀行に取りては最も不可なりと謂はざる可からず諸國中央銀行條例米國々立銀行條例及び我舊國立銀行條例等か明かに之を禁制したるか如き決して偶然に非るなり

之を要するに銀行の貸附に對し上掲諸種の擔保物件中最も適切なるものを公債證書とし就中大藏省證券を以て第一とす株券社債券の如きは其最も確實なるものにありては公債證書に譲らすと雖も世間幾多の株式會社中には其基礎薄弱にして信用厚からざるもの尠からざるか故に是等を質權の目的物となすに當りては之か撰擇を怠らざるを要す殊に株券にありては其價格下落し債務の不履行となり之を賣出せば甚しき損失となり之を引受けければ銀行は商工業企業者たるの地位を占め且つ株主として種々の責任を負擔し其本業以外に馳するに至るべきを以て最も注意すべしとなすなり我邦多くの銀行者中此點に注意せず多數の商工業會社の株券を質として貸附を爲し終に之を引受け困難せる者あるは吾輩の常に耳にする所なり戒めざる可けんや不動産に至りては最も不可なり斷して之を避けざる可からず蓋し銀行には其種類により各専門の業務あり商業銀行は興業銀行の如く株券社債券等を質とせる貸附を爲すを専門となすものに非す又土地抵當會社の如く不動産を抵當とし貸附を爲すを以て專業とするものに非す故に株券社債券不動産の類を擔保として貸附を爲すか如きは商業銀行の銀行基金

に餘裕あり使途に窮するに當りて始めて爲すべき所なるのみ

商品若くは其代表證書を質とし貸附を爲すは當然商業銀行業務の範圍に屬すと雖も元と是等の質物は貸附の擔保として決して良好なるものに非ざるか故に各種の商品につき銀行の信頼し得べき評價人あり之に對する銀行の放資を安全ならしめざるに於ては商業銀行にも之を行ふ者と然らざる者との區別と生し又之を行ふ者の中に就ても貨物の種類により各其専門とする所を異にするに至るは蓋し自然の必要なるへし何となれば商品に對して融通を爲すは前にも述べしか如く多くの缺點を有するを以て常に此種の業務を行ひ商品に關し特別の智識を有する銀行者ならては克く商人の需要に應じ遺憾なからしむると同時に自己の利益を營むこと能はされはなり

若夫れ此種の貸附に關し吾輩をして理想的方法を述べしむれば銀行は貸主に對し一切直接に貸附を爲さず倉庫會社をして其衝に當らしめ銀行は信用ある倉庫會社を相手とし其裏書せる質入證券に對してのみ融通を爲し恰も手形割引に於て「ビルブローカー」若くは責任割引代理店を利用するか如くするに在らん歟

庫預證券擔保貸附に關する歐米諸國の制に關しては千九百〇三年一月北米合衆國政府の發行に係る領事報告 "Stored Goods as Collateral for Loans" 并に Rhodes' Journal of Banking April, 1908, pp. 474-482 を見よ

現今我邦銀行にして表面上は然らざるも内實倉庫會社を兼業となす者往々あり而して其之を兼業とする理由は之によりて銀行の商品質貨を盛にし以て其業務の繁榮を期するに在り是れ銀行に取り一見頗る得策なるか如く見ゆ然れども從來の經驗に徴するに斯る兼業は却て危険甚た多きを發見す何となれば銀行は其兼業に係る倉庫會社の隆盛を欲するの餘り其寄託物件に就ては其種類の如何を問はず必ず質權の設定を許さるを得ざるに至り時に如何はしき商品に對しても融通を爲し之か爲め意外の損失を被ることあればなり

擔保貸附の一種と認むべきものにして擔保割引と云ふものあり擔保を徴して手形の割引を許すものなり英國の地方銀行は公債證書株券社債券又は商品の類を擔保として華主の爲め約束手形の割引に應ずること往々ありと云ふ我邦に於ても日本銀行を始め都鄙の諸銀行此種の取引を爲すもの多く其金額は却て普通割引よりも大なるか如し擔保割引は其名に於ては割引なれども其實は一種の質取

融通なるを以て貸附の一種と見做すを當然とす擔保割引の手取金は割引貸附の手取金と同じく常に華主の當座勘定貸方に振替へ引出しを許すが故に其實質は後に述べる所の當座貸越と毫も異なることなしジョーシレイ氏は其著「カントリーハンカー」に此種の割引は實に化粧せる當座貸越に他ならずと曰へり至言と謂ふべきなり

(1) George Rae, The Country Banker, Letter XII, p. 81.

第三節 保證貸附

保證貸附(キャッシュクレヂット)とは銀行が箇人に對し契約を以て貸附金額を定め其範圍内に於て何時にても引出すことを許すものにして借主は之に對して證人(通例二人を立つ但し時としては證人を立てず公債證書杯を根抵當となすこともあり)を立て銀行の要求次第元利金の返済を爲すべしと明記せる證書を差入るゝものなり

保證貸附は其實體に於て當座預金貸越と異ならず只此二者の差異は當座貸越にありては借主は保證人を立てざれども(根抵當をも供せざることあり)保證貸附に

ありては證人を立つるを以て原則とすること及び當座貸越にありては既に當座勘定を有し其金額以上の引出に就て特に銀行の許諾を受くるを要するものなれども保證貸附にありては貸附其物を以て勘定開始の目的とするの點に存せり
 保證貸附の最も盛に行はるゝは蘇格蘭にして千七百二十七年同國に「ローヤルバンク」なる者起り蘇格蘭銀行(千六百九十五年設立)と競争を試みしに當時同國の商業未だ盛ならず其資力を擧げて手形割引に使用すること能はず頗る資金の運用に苦み終に其發明する所となりたるものなり爾來汎く全國に行はれ大に有爲青年の立身を幫助し商工業の振興に力あり又同國農業の進歩港灣溝渠其他公共の建設に資金を供給し經濟の發達に貢獻せし所實に尠なからず近來銀行業務の進化と共に其用稍々衰るに至りしと雖も尙ほ同國銀行業務の要部を成せり

Gilbert, The History, Principles and Practice of Banking, Vol. I, sec. XII.

Macleod, The Theory and Practice of Banking, Vol. I, pp. 344-49.

Also Adam Smith, The Wealth of Nations, Book II, Ch. II.

保證貸附の性質及に效績大略前述の如し今や更に其真相を詳にせんが爲め華主及び銀行に取り保證貸附と手形割引との利害得失を比較せん蓋し保證貸附は銀

行か擔保を徵せず單に關係人の信用に對して箇人に許すに資金の融通を以てするの點に於て手形割引と其性質を同ふするか故に此二者の得失を比較するは研究上頗る有益の事なりと信す

箇人の見地より保證貸附と手形割引との利害を比較する時は前者の利益は遙かに後者の利益よりも大なることを發見す即ち左の如し

(1) Gilbert, sec. XII.

一、保證貸附にありては確かなる證人さへあれば銀行より資金の融通を受くることを得れども割引にありては既に銀行の華主となり相應の預金を有する者ならでは其利便に浴すること能はざるを例とす故に無資無産の有爲青年にして之より身を立てんとする者の爲めには割引の利便は其達し得べき所に非ず
 二、保證貸附にありては借主は其實際使用する金額のみに對して利子を支拂ふ然れども割引にありては其手形の手取金全體を使用すると否とに拘らず手形面の全額に對して割引料を徵收せらるべし假令其使用せざる分に對しては預金利子を申受くることを得るとするも其利率は割引歩合に比して小ならざるを得ず

三、保證貸附にありては借主は金員の調達次第何程宛にても返済することを得随て其金額に對しては最早利子を支拂ふに及はすと雖も割引にありては割引後幾くもなくして金員入り來るも之を銀行に返戻して手形を申受ること能はさる而已ならず一度支拂ひたる割引料は永遠に銀行の所得なり

四、保證貸附にありては債務者は何時にても其定額丈自由に引出すことを得れども割引にありては其都度銀行に申込むを要し若し其際銀行か割引よりも他に一層利益ある資金の使途を有し依頼に應せざる時は融通を受くること能はず

五、保證貸附にありては計算期末まで利息を支拂ふことを要せずと雖も割引にありては割引の都度之を支拂はさる可からず

又銀行の側より之を觀るに銀行に取りても割引に従事し尙ほ基金の餘力あるに於ては保證貸附は決して不利益の放資法に非るなり今銀行の見地より保證貸附と手形割引との利害得失を比較すれば左の如し⁽¹⁾

(1) Gilbert, sec. XII.

割○引○の○保○證○貸○附○に○勝○る○點

一、保證貸附は一度之を許す時は之を回收すること困難なり隨て資金の固定を免れず然るに割引にありては短期間にして資金入り來り再ひ之を貸出すと否とは銀行の隨意なり

二、手形の割引を爲したる後資金の要起る時は之を他行に再割引することを得れども保證貸附にありては其權利を他に移轉して資金を得ること難たし

三、恐慌若くは取付の盛に起る時多數の保證貸附の借主が一齊に其約定金額の引出を爲す時は爲めに銀行の位地を危からしむるの虞あり斯る場合に於ては良し其銀行が紙幣發行權を有し一時紙幣を増發して引出に應ずるとするも其發行したる紙幣は忽ちにして銀行に戻り來り正貨取付の請求をして愈急ならしむるの恐あり然るに割引にありては市況恢復し取付鎮定するに至るまで之を引締むることを得べきなり

保○證○貸○附○の○割○引○に○勝○る○點

一、保證貸附の利率は割引歩合よりも高きを例とす

二、保證貸附は手形割引と異なり其性質永時に亘り融通を許すものなるか故に